

ISSN 0448-4347

宗務時報

No. 116

— 宗務課百周年記念号 —

平成25年10月

文化庁文化部宗務課

宗務時報 No.116 — 宗務課百周年記念号 —

目 次

特別寄稿

宗務行政の百年に寄せて

昭和音楽大学大学院音楽研究科長 根木 昭 1

宗務課専門職員を務めて

東洋大学学長 竹村 牧男 4

解説

宗務課百年のあゆみ

文化庁文化部宗務課 7

宗教法人制度の概要と宗務行政の現状

文化庁文化部宗務課 16

座談会

宗務行政の回顧と展望 21

司 会	國學院大學神道文化学部長	石井 研士
出席者	金光教白金教会長	和泉 正一
	小國神社宮司	打田 文博
	新日本宗教団体連合会事務局長	斎藤 謙次
	日本福音ルーテル教会引退牧師	長尾 博吉
	浄土真宗本願寺派實相寺住職	野生司祐宏

資料

宗務行政組織の変遷（中央） 46

宗務課所掌事務規程の変遷 47

宗教法人審議会委員名簿 65

宗教法人審議会の主な議題 79

宗教局長及び宗務課長名簿 88

年表 90

※ 本書における外部有識者の寄稿文について、文中における意見等は、著者の見解である。なお、原則として、著者の意向に従った漢字と送り仮名で表記してある。

宗務行政の百年に寄せて

昭和音楽大学大学院音楽研究科長 根木 昭

平成 25 (2013) 年、文化庁文化部宗務課が百周年の記念の年を迎えることとなった。宗務行政が大正 2 (1913) 年に内務省から文部省に移管されてから、早や 1 世紀を経たわけである。昭和という時代が正に終わろうとする最後の 2 年間、同課に奉職の機会を得た者として、^{うた}転た感慨に堪えないところである。

筆者の在職中は、さして大きな事件はなく、比較的平穏な時期であったように思われる。とはいって、宗教法人の税の申告漏れ、宗教に名を借りた靈感商法の問題など、幾つかの社会的な不祥事が頻繁に国会でも取り上げられ、何回か答弁させられたことも記憶に残っている。当時はバブル経済の最盛期にあり、金銭的利益を追求する社会の風潮が宗教界の一部に浸透するとともに、映画「マルサの女 2」に見るように、金もうけのため宗教法人の税制上の優遇措置を悪用しようとする者も出るようになっていた。

そのような状況は、宗教法人の認証事務の適正化とも関わっているため、文化庁次長から所轄庁である都道府県知事にあてた「宗教法人に関する認証事務の取扱いについて」という通知を発出する傍ら、宗教法人の指導者講習会の開催を念頭に置いて、課のスタッフ全員に関わっていただき、法人運営のノウハウに係るイラスト入りの冊子などを編集し、関係の団体に配布したことを覚えている。

さて、いずれの時代にあっても、宗教政策は、国の政策の重要な柱の一つとなっていた。とりわけ明治維新から終戦に至るまでは、宗教団体の統制・監督と、その反面としての保護を基本として展開してきた。終戦とともに、そのような宗教政策は大きく転換し、憲法第 20 条によって信教の自由と政教分離の原則が確立された。そして、昭和 26 (1951) 年制定の宗教法人法により、宗務行政における所轄庁の権限は、宗教団体の自治を尊重することを基本に、法令に定められた宗教法人の管理運営という世俗的事項に限られることとなった。

宗教法人法は、宗教者=性善説に立って制定されており、宗教法人も、公益法人として、いわば社会公共のための存在とされている。したがって、同法に基づいて展開される宗務行政は、宗教活動の自由を尊重しつつ、かつこれを本来的に善なるものとして運用すべきであり、また現に戦後の宗務行政は、そのような立ち位置を厳守してきたといえる。しかしながら、前述のように宗教法人を巡っては種々の問題が発生しており、その最たるものとして、オウム真理教事件が世間に大きな衝撃を与えたことは、今なお記憶に新しいところである。

宗教法人には、宗教法人制度により一定の公益性が認められている以上、これに反するような行為が否定されるべきことはいうまでもない。一方、性善説に立つ宗教法人法

により反社会的行為に対処するには一定の限界がある。宗務行政にあっては、そこに葛藤（ジレンマ）が生ずることは否めない。しかしながら、宗務行政としては、今後とも前述のような姿勢を堅持していくことがその本来の姿であり、宗務行政の衝^{しよう}に当たる者として肝に銘じておくべきことと思う。反面、宗教法人も、法に規定された最小限度の義務を果たすことは、社会的・公共的存在としての基本的な役割といえ、宗教法人としての自律性も、この面において發揮されなければならないであろう。

ところで、宗教は、文化事象の一つであることはいうまでもない。宗務課の所属は、戦前から戦後にかけては、宗教局（大正2年）、教化局（昭和17年）、教学局（昭和18年）、社会教育局（昭和20年）、大臣官房（昭和21年）、調査局（昭和27年）と転々としたが、昭和41（1966）年の文化局の設置により同局に置かれ、昭和43（1968）年に文化庁が設置されると、同庁文化部の1課として今日に至っている。このように、ときの政治情勢を反映してその所属には紆余曲折^{ゆよきょくせつ}があったが、ここ半世紀の間は、文化を担当する組織の一環に位置付けられてきた。ようやくにして、宗教の持つ本来の性格にふさわしい場所を得ることができたと考えてよいであろう。

そもそも、「文化庁」の文化政策の対象領域は、「文化の振興と普及」、「文化財の保護」、「著作権の保護」、「国語の改善」及び「宗務行政の運営」から成り立っている。これら各領域の発現の在り方ないし方向はそれぞれ異なっているが、《文化の創造》という基本的な側面において相互に有機的に関連し、これを原点としながら多面的に展開している構造として理解される。詳しいことは幾つかの拙書に譲るが、“創造活動”の原動力の一つに「信仰」を指定することができ、この「信仰」に関わる部分について宗務行政の範疇^{はんちゆう}が成立していると考えてよいであろう。

もとより宗務行政（ないし宗教政策）は、それ自体が独自の奥行きと幅をもった固有の領域として成立している。宗教法学会という学会の存在にも見るように、学問的に一つの分野（ディシプリン）として成立していると考えてもよい。その限りにおいて、宗務行政は、文化政策それ自体から相対的に独立した領域と見なすこともできる。

しかし、宗務行政は、基本的には文化政策の一環に位置付けることが適當といえる。それは、宗教が人間の内面に深く関わる事柄であるとともに、古来、文化の「創造・発展」と「保存・継承」の中核に位置してきたことからも首肯^{しゅこう}できる。いわば、宗教は、文化そのものであるとともに、文化の基盤をなすものであり、したがって宗教は、優れて文化の領域に属すべきものといわざるを得ない。その意味で、宗務行政もまた、文化政策の一領域として、文化政策全体の中にその位置を占めることが最もふさわしいといえる。

宗務行政のそのような立脚点を十分に踏まえた上で、いたずらにときの政治的・社会的状況に左右されることなく、今後とも適切な運用を図っていくことが求められる。

宗務行政のこれまでの百年間の蓄積を基礎として、21世紀の次の百年に向けた新たな一步が踏み出されることを念じつつ筆を擱^よくこととしたい。

根木 昭 (ねき あきら)

専門

文化政策論。現在の研究対象は、文化政策全般、芸術文化振興、文化財保護、文化法制等

略歴

昭和 18 年岡山県生まれ。昭和 40 年大阪大学法学部卒業。昭和 43 年文部省入省。昭和 62 年から平成 4 年まで文化庁文化部宗務課長、芸術課長、文化普及課長。平成 4 年長岡技術科学大学教授。平成 15 年東京藝術大学教授。平成 22 年昭和音楽大学教授
平成 11 年博士（法学）（大阪大学）

現在

昭和音楽大学大学院音楽研究科長・教授、東京藝術大学名誉教授、長岡技術科学大学名誉教授

主な著書

『日本の文化政策—「文化政策学」の構築に向けて—』（勁草書房、平成 13 年）
『文化財政策概論—文化遺産保護の新たな展開に向けて—』（共編著、東海大学出版会、平成 14 年）
『文化政策の法的基盤—文化芸術振興基本法と文化振興条例—』（水曜社、平成 15 年）
『文化行政法の展開—文化政策の一般法原理—』（水曜社、平成 17 年）
『文化政策の展開—芸術文化の振興と文化財の保護—』（編著、放送大学教育振興会、平成 19 年）
『文化政策学入門』（水曜社、平成 22 年）
『文化芸術振興の基本法と条例—文化政策の法的基盤 I —』（共著、水曜社、平成 25 年）
『公共ホールと劇場・音楽堂法—文化政策の法的基盤 II —』（共著、水曜社、平成 25 年）、ほか多数

宗務課専門職員を務めて

東洋大学学長 竹村 牧男

もともと仏教学の研究を志していた私がはからずも文化庁文化部宗務課の専門職員になったのは、昭和50年10月16日、東京大学文学部助手（印度文学科）からの配置転換によってであった。以来、昭和59年3月31日まで同職にあったから、およそ8年半の間、宗務課にお世話になったことになる。当初は山本研一課長、次いで、石井久夫課長、安藤幸男課長、大家重夫課長と、4代の課長にお仕えしたのであった。

宗務課に入った当初に受けた教えで印象に残っているのは、「宗務課は仕事しないのが仕事なのだ」ということである。もちろん、業務をさぼることが肝腎ということではありえず、政教分離の原則から、宗教法人の宗教活動にむやみに口出ししてはいけないということである。あくまでも法人活動に関する事務においてのみ宗教法人とつきあうだけであり、それ以上の関係に立ち入ることは厳に戒められた。

この立場を守ることは、我が国の信教の自由・結社の自由等を規定する憲法上、極めて正当なことであって、宗教法人に対し、その宗教活動上から関与したり取り締まつたりすることは決してすべきでない。どんな教義・教理であろうとも、そのことを理由に評価・批判することはできないことである。ただし、公序良俗に反したり、公共の福祉を侵害したりすることがあった場合には、その観点から警察等により取締りがなされなければならないが、宗教法人の事務を取り扱う宗務課がその意味での取締りに何ら権限を有していないことは、むしろ健全な在り方であるというべきであろう。

そのようなこともあってか、私が宗務課に入った頃の専門職員の仕事は比較的少なかった。年2回の『宗務時報』の編集と、年に5会場で行われる「宗教法人実務研修会」での講義、また「世界の宗教事情調査」(Investigation between Religion and State in Foreign Countries)の推進くらいで、あとは宗教法人に関する法制史の研究が主な仕事であった。

その頃行われていた「世界の宗教事情調査」は、各国の政教関係を調査したもので、東京大学名誉教授の久保正幡先生を座長としており、私はブラジルとアルゼンチンに調査を行った。この調査で私が知ったことは、諸外国では宗教団体の法人設立もほかの公益的な諸団体と同様、届出制が結構多く、しかし税法上の特権を得るのは具体的な慈善活動等を実践している場合に限るのが一般的だということである。日本は長い伝統を踏まえ、宗教法人に関しては税法上も含め独自の制度を敷いているといえよう。

そのように日本の宗教法人制度は、日本固有の長い歴史を踏まえたものであり、その背景に宗教法人に関する伝統的な法制史の研究がなければならない。宗務課専門職員の大切な職掌の一つは、その研究にほかならない。私も寺院等の運営形態について多少の

研究をしてみたが、そのことによって分かったことは、戦前の「宗教団体法」、戦後間もなくの「宗教法人令」までは、寺院に住職と総代が置かれ、財産処分等は総代の連署を必要とするということであった。これは、それまでの江戸時代以前からの実態を踏まえての規定なのである。なお、このことは神社においても同様である。

ところが、現行の「宗教法人法」では、3名以上の責任役員が議決機関となり、その中の1名が代表役員となって執行機関となると規定されている。複数の役員でものごとを決めることにより法人の民主化を担保しようとしたものと思われ、背景にアメリカの主に長老派のプロテスタント教会の運営形態が参考にされたと思われる。しかし宗教活動に密接に関わる事柄を民主的に決定するということが、宗教法人にふさわしいのかどうかは議論のあるところであろう。更に、総代は住職の身内ではありえず、連署は全員賛成を旨としていると思われるが、しかし責任役員に資格の制限はなく、時に代表役員の身内が就任する場合もありえ、かつ議決は過半数の多数決もありうる。ある意味では「宗教法人法」の場合、住職等代表役員の恣意的な運営も可能な形になっているわけである。このことから、「宗教法人法」は本当に法人の民主化を推進するのに資するものとなったのか疑問な点もある。一方、住職一総代の制度はいかに歴史の中で磨かれた智慧に基づくものであるかがしのばれ、伝統を守ることも案外、重要なことだと思われたのであった。

最近、憲法の改正がしきりに話題にされている。その当否は国民の判断にゆだねられるが、実は戦後の占領下を経て制定された「宗教法人法」も根本的にもう一度見直し、日本古来の伝統をふまえた在り方についても深く考えてみる必要があるであろう。

宗務課は、仕事しないのが仕事のはずであったが、石井課長の頃から、かなり予算も増加することになった。その結果、『宗務時報』の編集は年4回となり、更に東京と京都で「包括宗教法人等管理者研究協議会」が開催されることになり、その企画・運営にも携わることになった。それまでの単位宗教法人の代表役員らを対象とした「宗教法人実務研修会」に加えて、包括宗教法人の管理者の研修により、被包括法人の指導に当たっていただこうということであるから、ある意味で現代版本末制度の導入のような趣もあったわけである。ただしこの場合も、基本的に宗教法人関係者が自主的に様々な事例等を勉強し合う会という位置付けにし、全面的に日本宗教連盟及び協賛の5団体に協力を求め、シンポジウム形式を中心とした。あくまでも宗教法人の側からの自律的な法人運営改善の道を開こうとしたのである。

8年半も宗務課にいたのに、今思い出せるのは以上のことくらいである。ほかに大きな事件としては、真宗大谷派の紛争があった。私の転出後、やがてオウム真理教事件などもあって、その頃は宗務課も随分苦労されたと思う。一方で、「海外の宗教事情に関する調査」も継続して行われたようである。それらの経験をいかして今日の宗務行政がなされていることと思うが、やはり重要なことは、宗教法人自身が自律的に諸法令を守りながら公共の福祉を増進するような活動を推進していくことにあり、宗務課はその意識

の浸透をはかっていくことを最大の課題としていよう。その意味で、「宗務課は仕事をしないのが仕事なのだ」という逆説の本意を、宗教法人自身にもよく理解していただくことが、実は非常に大事なことだと思われるのである。

竹村 牧男 (たけむら まきお)

専門

仏教学、日本仏教

略歴

昭和 23 年東京都生まれ。昭和 46 年東京大学文学部印度哲学・印度文学科卒業。昭和 50 年東京大学大学院人文科学研究科（印度哲学）博士課程中退。昭和 50 年東京大学文学部助手。昭和 50 年から昭和 59 年まで文化庁文化部宗務課専門職員。昭和 59 年三重大大学人文学部助教授。昭和 63 年筑波大学助教授（哲学・思想学系）。平成 4 年同教授。平成 14 年東洋大学文学部教授。平成 21 年東洋大学学長

平成 5 年博士（文学）（東京大学）

現在

東洋大学学長、東洋大学文学部教授、筑波大学名誉教授

受賞

昭和 59 年日本印度学仏教学会賞、昭和 61 年日本宗教学会賞、平成 19 年第 17 回中村元東方学術賞、平成 20 年井上円了賞

主な著書

『唯識三性説の研究』（春秋社、平成 7 年）

『西田幾多郎と鈴木大拙』（大東出版社、平成 16 年）

『正法眼蔵講義—現成公案・摩訶般若波羅蜜一』（大法輪閣、平成 17 年）

『入門 哲学としての仏教』（講談社現代新書、平成 21 年）

『『成唯識論』を読む』（春秋社、平成 21 年）

『日本浄土教の世界』（大東出版社、平成 24 年）

『〈宗教〉の核心—西田幾多郎と鈴木大拙に学ぶ一』（春秋社、平成 24 年）

『大乗仏教のこころ』（大東出版社、平成 25 年）、ほか多数

解説

宗務課百年のあゆみ

文化庁文化部宗務課

総説

文化庁文化部宗務課は、大正2（1913）年6月13日、文部省に設置された宗教局に始まる。現在の宗務課は、文部科学省の外局である文化庁の中に置かれている。つまり平成25（2013）年で、文部省及び文部科学省が、宗教に関する行政事務を行って百周年となる。

本稿では、百年間における宗教制度について解説する。始めに、この間には幾多の組織の改編があったが、まとめると次のとおりである。

表 文部省及び文部科学省における宗務行政組織の変遷

名称	(自)	(至)
文部省宗教局	大正2年6月13日	昭和17年10月31日
第一課、第二課	大正2年6月13日	大正13年12月24日
宗務課、古社寺保存課	大正13年12月25日	昭和3年11月30日
宗務課、保存課	昭和3年12月1日	昭和17年10月31日
文部省教化局宗教課	昭和17年11月1日	昭和18年10月31日
文部省教学局宗教課	昭和18年11月1日	昭和20年10月14日
文部省社会教育局宗務課	昭和20年10月15日	昭和21年3月29日
文部省大臣官房宗務課	昭和21年3月30日	昭和27年7月31日
文部省調査局宗務課	昭和27年8月1日	昭和41年4月30日
文部省文化局宗務課	昭和41年5月1日	昭和43年6月14日
文化庁文化部宗務課	昭和43年6月15日	現在

なお文部省は、明治4年7月18日（旧暦）に発足して、平成13年1月6日には中央省庁の再編により文部省と科学技術庁が統合されて、文部科学省が発足した。文化庁は文部省及び文部科学省の外局として、位置付けられる。

次に宗務行政の職制に係る法的根拠について、文部省に宗教局が設置された当初の条文及び現行の条文を比較してみよう。

文部省官制中改正ノ件（大正2年6月13日勅令第173号）（抄）

第一条 文部大臣ハ教育、学芸及宗教ニ関スル事務ヲ管理ス

文部科学省設置法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 96 号）（抄）

第三条 文部科学省は、教育の振興及び生涯学習の推進を中心とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成、学術、スポーツ及び文化の振興並びに科学技術の総合的な振興を図るとともに、宗教に関する行政事務を適切に行うことの任務とする。

前者は、大日本帝国憲法時代に施行された法規で、国家が宗教団体を管理していた時代の条文である。後者は、日本国憲法において公布された現行の法規である。現在の宗務課では、宗教法人法に基づいて、文部科学大臣所轄の宗教法人に関する世俗的事項のみ事務処理を行っている。

宗教団体に関する法規については、幾多の変遷があった。明治初年以降から隨時に通達等が発せられたが、次第に事務が煩雑となった。明治中期から宗教法案とその後の宗教団体法案を合わせて立法の動きが 4 度あったが、いずれも帝国議会等で否決ないしは審議未了に終わった。ようやく 5 度目に宗教団体法（昭和 14 年 4 月 8 日法律第 77 号）として成立した。終戦直後の宗教法人令（昭和 20 年 12 月 28 日勅令第 719 号）を経て、現在は宗教法人法（昭和 26 年 4 月 3 日法律第 126 号）が施行されているのである。

1 文部省宗教局の設置

大正 2 年 6 月 13 日に内務省の宗教局が廃止されて、文部省に宗教局が設置された。つまり宗務行政が、広く内政を所管した内務省から、教育と学芸をつかさどる文部省に移されたのである。

宗教局の移管は、大正 2 年 2 月 20 日に発足した第 1 次山本権兵衛内閣による行財政整理の一つであった。整理方針は、前々内閣である第 2 次西園寺公望内閣の方針を継承したもので、前内閣の第 3 次桂太郎内閣は、護憲運動に伴う政変により 2 か月弱で総辞職となった。

大正 2 年の宗教局設置当時の文部省は、1 官房、3 局（専門学務局、普通学務局、宗教局）の体制であった。宗教局は 2 課体制で、第一課は教派、宗派、教会、僧侶、教師、その他の宗教及び他課に属せざる事務を担当した。第二課は、寺院、仏堂及び古社寺保存の事務を担当した。その後の大正 13 年 12 月 25 日に第一課は宗務課に、第二課は古社寺保存課となった。昭和 3 年 12 月 1 日には、古社寺保存課は保存課と改められた。昭和 17 年の宗教局から宗教課への再編まで、局内では宗務課と保存課の二課体制が続いた。つまり宗教局では、宗教に関する事務の一つとして、神社や寺院にある文化財の保護も所掌していたのであるが、これらの事務は現在では文化庁文化財部に引き継がれている。

当時の憲法は、明治 22 年 2 月 11 日に発布された大日本帝国憲法である。信教の自由が臣民の権利の一つとして承認されていた。ただし第 28 条に「安寧秩序ヲ妨ケス及臣

民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ」とあるように、限られた範囲においての信教の自由であった。

宗務行政一般が文部省に移管されたことにより、神社神道を除く全ての宗教団体を管轄することとなった。神社は一般宗教とは別であるという姿勢がとられ、神社はあくまでも国家の宗祀そうしであり、ほかの宗教と同一視すべきでないとしたからである。

内務省については、関連する動きを述べると、明治 10 年 1 月 11 日には廃止された教部省を引き継ぎ、内務省に社寺局が設置されたが、明治 33 年 4 月 27 日には神社局と宗教局に分離した。神社局は、昭和 15 年 11 月 9 日に内務省の外局である神祇院じんぎいんに昇格した。終戦を経て神祇院は昭和 21 年 1 月 31 日、内務省は昭和 22 年 12 月 31 日に廃止された。

2 宗教法案と宗教団体法案

明治初年以来の宗務行政では、隨時に発せられた通達などにより、多様な法規が存在していた。宗教界には複雑な事情があって、これを共通な法規で取扱うことは困難であったからである。この間の社寺、教会、講社などに対する行政上の取り扱いについては、教部省、内務省社寺局の時代には、社寺取扱概則の制定、社寺の明細帳、総代、財産の保護、取締りに関することなどの法規が整備されていった。しかしこれらの法規は、性質並びに内容上、甚だ繁雑であった。しかしながら宗務行政を行うためには、法的規準を必要とする。それらの総合的な法規の整備と、宗教団体への監督と指導のため、宗教法立法化の動きが内務省に宗教局が設置されていた時期からあった。

第二次山縣有朋内閣において明治 32 年 12 月 9 日に、初めての宗教法案が第 14 回帝国議会の貴族院に提出された。主として仏教側からの強い反対に遭い、法案は否決され成立しなかった。これ以後、文部省に宗教局が移管されるまで、宗教法案が再び提出されることはなかった。立法に先駆けて、民法（明治 29 年 4 月 27 日法律第 89 号）が公布されたが、公益目的の法人については、第 34 条に「祭祀、宗教、慈善、学術、技芸、其他公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ當利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得」とした。ただし民法施行法（明治 31 年 6 月 21 日法律第 11 号）では、第 28 条に「民法中法人ニ関スル規定ハ當分ノ内神社、寺院、祠宇及ヒ佛堂ニハ之ヲ適用セス」とあり、これは民法に統一して、特別法の制定を予定していたからであった。

文部省に宗教局が設置された後には、再びその制定が議論されることになった。第一次若槻礼次郎内閣において、宗教制度調査会官制（大正 15 年 5 月 13 日勅令第 116 号）により、文部省に宗教制度調査会を設置した。この時の文部大臣は、岡田良平であった。調査会は、文部大臣の諮問に応じて宗教制度に関する重要事項を調査審議し、また宗教制度に関する重要事項について建議する機関で、政府官僚ほか、宗教者と学識経験者に委員を委嘱して組織した。当初は宗教法案、後には宗教団体法案について、文部大臣の

諮問に応じ調査審議を行った。

大正 15 年 6 月から 8 月にかけて、宗教局において立案された宗教法案の原案を調査会において審議した。法案を一部修正して、翌年の昭和 2 年 1 月 17 日、第二次宗教法案として、第 52 回帝国議会の貴族院に提出した。しかし反対の声が多く審議未了となつた。なお宗教制度調査会の初代の会長は、枢密院副議長の平沼駿一郎ひらぬま き いちらうが就任した。その後に平沼は内閣総理大臣となるが、その在任中に後述する宗教団体法を公布したのであつた。

昭和 4 年に田中義一内閣の文部大臣であった勝田主計は、宗教制度調査会に対して諮問を行つた。この時に法案は、宗教法案から宗教団体法案となつた。法律の対象が「宗教」ではなく「宗教団体」を対象とすべきとの意見から、名前を変えたものであつた。同年 2 月 12 日、第 56 回帝国議会の貴族院に、第一次宗教団体法案を提出したが、審議未了に終わった。

岡田啓介内閣の文部大臣であった松田源治は、昭和 10 年 12 月 10 日に宗教制度調査会に宗教団体法草案の諮問を行つた。しかし法案として帝国議会への提出には至らず、続く第一次近衛文麿内閣の文部大臣である木戸幸一この え ふみまろによって諮問は撤回された。

こうして明治 32 年以来、3 回にわたって議会に提案されたにも関わらず、否決又は審議未了に終わった。このような曲折を経て、昭和 13 年 11 月には第一次近衛文麿内閣の文部大臣の荒木貞夫によって、宗教制度調査会に宗教団体法案要綱の諮問が行われた。法制局の修正を経て、平沼駿一郎内閣の文部大臣荒木貞夫によって、昭和 14 年 1 月 18 日に第 74 回帝国議会の貴族院に提出された。法案は、貴族院を通過して、3 月 23 日に衆議院で可決されて、法案は成立した。

3 宗教団体法の公布と施行

戦時体制下において、宗教団体法（昭和 14 年 4 月 8 日法律第 77 号）は公布された。計 37 条からなる法律で、ようやく宗教団体に関する体系的な法律が制定されたのであつた。

宗教団体法は、従前の案に比べると、簡約化されたものであつた。その要点は三つにまとめることができる。第一に、現行法規の整備である。宗教に関する当時の法令は明治初年以來隨時に発布された、三百余の断片的な布告、布達、省令、訓令からなり、法規の間に連絡を欠くものが多く、紛然としていた。これらを整備して統一を図ろうとしたのである。第二に、宗教法規の確立である。単に形式的だけでなく内容的にも拡充して、確立しようとしたのである。第三には、宗教団体に対する保護と監督の強化である。

宗教団体法は公布を経て、昭和 15 年 4 月 1 日から同法施行令及び同法施行規則とともに施行された。この施行の際には現に存していた、いわゆる公認の神道教派は 13、仏教宗派は 56 であった。これら 69 の教派と宗派は、そのまま団体法により文部大臣の認

可を受けたのち教派・宗派とみなされた。

「教団」は団体法によって初めて生まれた制度であるから、施行の際に現に存する教団というものはなかった。それまでキリスト教は「神仏道以外ノ宗教」と表現していた。この団体法では明確に「基督教」^{キリストきょう}という文字を用い、キリスト教の包括団体を「教団」と名付け、ほかの「教派」と「宗派」と同格とし、また宗教団体と法人との法的な関係を明確にしたのである。また従前の宗教団体と法人との関係については法規上では不明な点があったのを、この団体法では宗教法人に関する多くの規定を新たに設け、宗教団体の法律上の人格を確立した。

宗教団体法の施行により、従前の教派と宗派は団体法による教派・宗派とみなされたが、その内部規則は文部大臣の認可を必要とした。そしてその規則認可の期限を前にして、教派・宗派に対し合同の促進が行われた。教派神道はそのままの13派であったが、仏教宗派は56派から28派へと半減した。キリスト教はこの法律によって、教団として初めて認められたが、カトリックの日本天主公教とプロテスタントの日本基督教団の二つにすぎなかった。後者はプロテスタント系の約30団体を一つにしたものであった。この団体法によって認可を得て、ここにキリスト教が初めて宗教団体として、法人たる教団として公認されたわけである。

なお、宗教団体法の公布と同時に、社寺領上知令（明治4年正月5日太政官布告第4）以来、無償貸付けの形になっていた国有境内地は、宗教活動に必要な部分に限ってこれを寺院等が一定期間の内に申請すれば無償譲与となる、寺院等ニ無償ニテ貸付シアル国有財産ノ処分ニ関スル法律（昭和14年4月8日法律第78号）が公布された。

なお宗教団体法の施行後、宗教制度調査会は、役割を終えて廃止された。

4 戦時下の文部省宗教課

先の大戦中には、東條英機内閣により行政組織の簡素化が行われ、宗教局は昭和17年11月1日に教化局宗教課となり、昭和18年11月1日には教学局宗教課となった。

総力戦の遂行を目的として宗教団体を動員させるため、宗教教化方策委員会官制（昭和19年1月27日勅令第50号）により、宗教教化方策委員会が設置された。文部大臣の監督に属した委員会で、宗教団体による教化の方策について、重要な事項を調査審議するものであった。会長は文部大臣の岡部長景が就任して、学識経験者、宗教者からなる委員会が組織された。昭和19年5月5日の第3回総会では、「宗教教化活動ノ強化促進ニ関スル答申」が決定された。

昭和19年9月29日には、財團法人大日本戦時宗教報国会が、文部大臣より設立認可され、文部省内に事務所が置かれた。同会は、総力戦遂行のため、教派神道、仏教、キリスト教の連合団体を再編したものである。

5 終戦直後の文部省宗務課と宗教法人令

第二次世界大戦後、我が国の宗教政策は大きな転換を遂げた。戦前の宗教団体法が宗教団体の法的地位を確立する一方で、宗教団体の統制、監督、保護を根本原則としていたのに対し、戦後の宗教政策は、信教の自由と政教分離を原則として、宗教団体の自治を最大限に尊重し、行政の権限は宗教法人の管理運営に限ることになった。

連合国軍最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）による、占領政策の重要なものの一つに宗教政策があった。それは信教の自由、政教分離、軍国主義的ないし極端な国家主義的思想の除去の三大原則に基づいて行われたものであった。

昭和 20 年 10 月 4 日に、総司令部は日本政府宛てに覚書「政治的、社会的及宗教的自由ニ対スル制限除去ノ件」（いわゆる人権指令）を発出した。治安維持法等とともに宗教団体法も廃止されることになり、宗教団体法と四関係勅令が廃止され、同年 12 月 28 日、宗教法人令（昭和 20 年 12 月 28 日勅令第 719 号）が公布、施行された。廃止の指令を受けた諸法令の処置は、同年 10 月半ばごろまでに行われたが、宗教団体法の廃止は遅れた。それはこの法律の廃止により、宗教団体の財産保全などの点で宗教界に混乱が起きる可能性があり、それに伴う措置を講ずる必要があったからである。宗教法人令は、宗教団体法の認可主義を準則主義に改めたもので、これにより宗教法人の設立、規則変更、解散は届出だけで認められることとなった。全 18 条からなる宗教法人令は、登記だけで宗教法人が設立できたため、宗教団体からの分派、有力寺院の独立、新しい宗教団体の設立が多くあった。

これより先の 12 月 15 日には、「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ關スル件」（いわゆる神道指令）が発出された。この指令の根本趣旨は、軍国主義ないし極端な国家主義思想の根絶、信教の自由の確立、政教分離の徹底、神社神道の国家からの分離にあった。神社が宗教であるか否かについては、それまでも種々議論のあったところであるが、総司令部は当初から宗教として取り扱った。昭和 21 年 2 月 1 日に神祇院官制、2 月 2 日には神社関係法令が廃止され、同じく 2 月 2 日に宗教法人令の改正等により神社神道は宗教法人となり、文部省の所管となった。

昭和 21 年 11 月 3 日には、日本国憲法が公布され、第 20 条と第 89 条には信教の自由と政教分離の原則が明示され、昭和 22 年 5 月 3 日から施行された。この際、政教分離の一つとして、社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律（昭和 22 年 4 月 12 日法律第 53 号）により、社寺の境内地、保管林の譲与又は半額売り払いの処分が行われた。

なお文部省教学局宗教課は、終戦を経て、昭和 20 年 10 月 15 日に文部省社会教育局宗務課、昭和 21 年 3 月 30 日に文部省大臣官房宗務課となつた。連合国軍最高司令官総司令部は、政教分離の建て前から宗務課の廃止を進めようとした。中外日報社の宗教専門紙『中外日報』では、宗教界に向けて世論調査を呼びかけたが、9 月 28 日付で集計結果が公表され、約 8 割が宗務課の存続を支持する意見であった。このような宗教界の後

押しもあり総司令部は宗務課の存続を認めた。

6 宗教法人法の制定

宗教法人令では準則主義を採用したので、所管庁に対しては届出だけで宗教法人になることができた。そこで、既成教団からの分派、独立、新教団の設立が激増し、また、実態において宗教団体でないものまでが、免税その他の保護を受けるために宗教法人格を取得する例が見られた。このような事態の発生に伴い、昭和 24 年頃より宗教法人令に代わる新たな立法措置を求める気運が生まれた。

こうして昭和 26 年、準則主義を廃して所轄庁により規則等の認証を受ける認証主義を採り入れた、宗教法人法（昭和 26 年 4 月 3 日法律第 126 号）が公布され、即日より施行された。宗教法人法では、この法律における宗教団体の定義付けを行うとともに、その設立等について認証制度を採用し、また宗教法人の管理運営面では、その自律的運営にゆだねながら、責任役員制度と公告制度を設けてその民主性、公共性を確保するというものであった。これらは従前の宗教団体法や宗教法人令に見られなかった特色である。この宗教法人法の下で宗務行政は、宗教法人の設立、規則の変更、合併、解散についての認証を行うことを主たる業務とし、このほかに宗教法人が適切な管理運営を行うよう助言するにとどまるものとなった。

7 文部省の調査局と文化局における宗務課

文部省大臣官房宗務課は、昭和 27 年 8 月 1 日に文部省調査局宗務課となった。この時期は、宗教法人法の施行後間もないため、新しい法律の定着に資するため、内外の宗教制度に関する調査が行われた。その一つとして、『宗教の定義をめぐる諸問題』（昭和 36 年）などの複数の基礎資料が作成された。

この頃、宗教団体の収益事業、これに対する課税、これによる人権侵害、治療行為等の問題が社会的に取り上げられるようになった。そこで、昭和 31 年 10 月 6 日、文部大臣は宗教法人審議会に、「宗教法人法における認証、認証の取消等の制度の改善方策について」を諮問した。宗教法人審議会は昭和 33 年 4 月 22 日に答申を行ったが、慎重に検討することにし、宗教法人法の改正は行われなかった。

この間には、新教団の発生と興隆や既成教団の建て直しが見られて、宗教と学校教育、社会生活の近代化と宗教活動、宗教と政治の関係など、宗教をめぐる諸問題についての社会の関心が高まってきている。昭和 39 年 5 月には『宗務時報』が創刊され、現在まで刊行が継続している。

昭和 41 年 5 月 1 日には文部省文化局宗務課となった。文部省宗教局の発足から 50 年余りは、文部省内の局課として宗務行政を所掌していた。

本来の宗教法人は、自主的に管理運営を適切に行うことが期待されるが、宗教法人による税の申告漏れや脱税、不適正な事務運営、財産管理について社会的に問題となる事

例が見受けられるようになってきた。昭和 42 年度から宗教法人実務研修会を開始して、現在まで全国 5 地区で開催している。

8 文化庁の設置以後

文化庁は、昭和 43 年 6 月 15 日に設置された。文部省文化局と文化財保護委員会を統合したもので、文部省の外局に位置付けられた。この時から現在の文化庁文化部宗務課となった。

昭和 47 年 5 月 15 日には沖縄県が本土に復帰したが、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和 46 年 12 月 31 日法律第 129 号）により、沖縄の宗教団体法に基づく法人である宗教団体及び琉球政府が保管する神社明細帳に記載されている神社は、それぞれ、宗教法人法に基づく宗教法人となるべく移行措置が行われた。

宗教法人の法人意識の定着と事務能力の向上を図るよう努めるべく、宗務課によって『宗教法人の管理運営の手引』（全 3 集、昭和 57～59 年）が作成され、以後、改訂を重ねて、宗教界で用いられている。

宗教を目的とする団体でない者が税の優遇措置を利用するため宗教法人を設立して、不活動法人を利用しようとする動きや宗教法人の不適切な収益事業の運営の例がしばしば指摘されたことから、昭和 63 年 3 月 31 日、文化庁次長から各都道府県知事に対し、設立及び規則変更等の認証事務を一層適正に行うよう「宗教法人に関する認証事務等の取扱いについて」を通達した。

宗教法人法制定以降の社会状況の変化や宗教法人の実態の変化によって、制度が実態に合わない面が生じ、オウム真理教による一連の問題を一つの契機として、宗教法人制度やその運営の在り方、宗教法人の活動の在り方について各方面から問題点が指摘され、その見直しを図るべきとの世論が高まった。このため、宗教法人審議会において、全国的な宗教活動を行う宗教法人の所轄の在り方、宗教法人の情報開示の在り方、設立後の活動状況の把握の在り方などについて検討が行われ、同審議会の報告を受けて、平成 7 年 12 月 15 日に宗教法人法の一部が改正され、平成 8 年 9 月 15 日に全面施行された。平成 8 年 5 月 11 日には宗務課に宗教法人室が設けられた。

平成 7 年 1 月 17 日の阪神・淡路大震災では、滅失と損壊した宗教法人に対する指定寄附金制度の適用のため、関係省庁と調整を行った。後に発生した平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災の際にも、同等の措置が取られた。

9 文部省から文部科学省へ

第 2 次森喜朗内閣で行われた中央省庁再編により、平成 13 年 1 月 6 日には文部省と科学技術庁が統合され、文部科学省が発足した。文化庁は文部科学省の外局として位置付けられ、宗務課は引き続いて文化部内にて継続した。

平成 18 年 6 月 2 日に公益法人制度改革関連 3 法が公布され、平成 20 年 12 月 1 日か

ら施行された。これにより民法法人は、平成 25 年 11 月 30 日までに内閣府若しくは都道府県に移行申請をすることになった。文化庁文化部宗務課が所管していた民法法人の中には、宗教団体の活動を支えるために宗教団体法の成立以前から活動している法人も少なくない。

以上のように、簡単ではあるが宗務課の百年の歩みを振り返ってきた。この間において、宗教法人法の施行から 60 余年、文化庁文化部宗務課となってから 40 余年が経過した。現行の文部科学省組織令（平成 12 年 6 月 7 日政令第 251 号）第 106 条には、宗務課の所掌事務として「一 宗教法人の規則、規則の変更、合併及び任意解散の認証並びに宗教に関する情報資料の収集及び宗教団体との連絡に関すること。」、「二 都道府県知事に対し、宗教に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。」とある。引き続き、政教分離と信教の自由の原則を踏まえつつ、適切な宗務行政を進めていく。

参考文献

- 文部省文化局宗務課監修『明治以降宗教関係法令類纂』（第一法規出版、昭和 43 年）
文化庁編『明治以降宗教制度百年史』（文化庁、昭和 45 年〔復刊 原書房、昭和 58 年〕）
梅田義彦『改訂増補 日本宗教制度史 近代編』（東宣出版、昭和 46 年〔復刊 日本国書センター、平成 21 年〕）
井上恵行『改訂 宗教法人法の基礎的研究』（第一書房、昭和 47 年）
宗務課 70 周年記念のつどい発起人会編『宗務課 70 周年記念のつどい—宗務課 70 周年のあゆみ—』（宗務課 70 周年記念のつどい発起人会、昭和 58 年）
文部省編『学制百二十年史』（文部省、平成 4 年）
文化庁監修『文化芸術立国の実現を目指して—文化庁 40 年史—』（ぎょうせい、平成 21 年）

宗教法人制度の概要と宗務行政の現状

文化庁文化部宗務課

1 宗教法人制度の概要

(1) 宗教法人制度の意義

宗教法人制度は、宗教団体に法人格を付与することにより、宗教団体が自由で自主的な活動を行うための財産や団体組織の管理の基礎を確保するための制度である。

もともと、憲法第 20 条で保障されているとおり、個人が宗教を信仰することや宗教活動を行うことは自由であり、また、団体を結成して宗教活動を行うことも自由である。

また、団体で宗教活動を行う際に、その団体が法人格を取得するかどうか、自由である。当然、法人格を持たない団体（任意団体）のままであっても、宗教活動を行うことができる。

ただし、任意団体のままでは、法律上の権利義務の主体となれないことから、不便を感じるような場合も生じ得る。

例えば、権利能力なき社団としての実体を持つ宗教団体が、礼拝施設を所有し、この施設の不動産登記をしようとするとき、この場合には、代表者個人の名義で登記をすることとなり、任意団体の名義で登記をすることはできない。

一方、法人格を有する宗教法人である場合には、法律上の権利義務の主体になることができるところから、法人名義での不動産登記等もすることができ、財産の管理や取引が、安全で容易になる。また、宗教法人になると、礼拝用の建物やその敷地であることの登記をすることもでき、この登記をすると、差し押さえ禁止が保障されることとなる。

このように、「宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与える」（宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 1 条第 1 項）のが、宗教法人制度である。

宗教団体が宗教法人になるための要件・手続や、宗教法人としての責務等については、宗教法人法に定められている。

(2) 宗教法人になるには

宗教団体が宗教法人になるためには、この団体が、宗教法人法に規定された要件を満たす「宗教団体」でなければならず、また、宗教法人法の定めに沿った設立の手続を行う必要がある。

具体的には、以下のとおりである。

〈宗教法人になれる「宗教団体」の要件〉（宗教法人法第2条）

宗教法人になれる「宗教団体」は、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、信者を教化育成することを主たる目的とした団体でなければならない。

その上で、礼拝の施設を備えている団体であるか、又は、その団体を包括する団体でなければならない。

〈宗教法人の設立の手続〉（宗教法人法第12条～第15条等）

上記の要件を満たした宗教団体が、宗教法人になるためには、以下のア～エの手続を経る必要がある。

ア 規則の制定

宗教法人を設立するためには、まず、その宗教法人の運営のための根本的なルールとなる「規則」を作成する必要がある。

規則には、当該法人の目的、名称、事務所の所在地、機関に関する事項をはじめとした、宗教法人法第12条第1項に規定されている事項を記載しなければならない。

なお、宗教法人の機関については、宗教法人法上、事務決定機関として、責任役員を三人以上置かなければならないこととされており、そのうちの一人は宗教法人を代表する代表役員とすることとされている。これらの代表役員及び責任役員の資格等は、宗教法人の特性に応じて、自由に規則で定めることができることとされている。

また、このほかに、議決、諮問、監査その他の機関を任意に設けることができることとされており、宗教法人となる宗教団体の意思決定の方法、組織管理の多様性・選択性に配慮がされ、宗教法人の機関の設計が宗教法人にゆだねられているといえる。

イ 設立の公告

宗教法人を設立するためには、ウの認証の申請をする1か月前までに、信者その他の利害関係人に対して、規則の案の要旨を示して、設立しようとする旨を公告しなければならないこととされている。

公告は、機関紙誌への掲載、事務所への掲示等、信者その他の利害関係人に周知させる方法として適切な方法で行う必要がある。

なお、公告制度は、宗教法人法の特色の一つである。設立後も、財産の処分や合併、解散等、宗教法人の重大な進路の決定に当たっては、公告により、あらかじめ信者その他の利害関係人に周知しなければならないこととされている。宗教法人の公正な運営と自主性の発揮に期待するとともに、その公共性を重んじていることから、このような制度が設けられている。同様の趣旨から、信者その他の利害関係人であって、閲覧について正当な利益を有し、不当な目的でない者には、宗教法人の事務所備付け書類の閲覧請求権が認められている。

ウ 所轄庁の認証

宗教法人法は、認証制度を採用している。この制度は、宗教団体が宗教法人になるためには、申請をして、「所轄庁」による「認証」を受けなければならないというものである。

宗教法人の「所轄庁」は、原則として、その法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事である。ただし、他の都道府県に境内建物を備える宗教法人、その法人を包括する宗教法人、及び他の都道府県にある宗教法人を包括する宗教法人については、文部科学大臣が所轄庁となる。

また、「認証」とは、宗教法人法の要件が備えられていること（宗教法人法の定める宗教団体に該当すること、規則・手続が法令に適合していること等）を、公の権威をもって確認するというものである。宗教団体の実体を備えない者が宗教法人になり、法令に適合しないような規則が作成されることのないように、宗教法人法においては、このような制度が採用されている。

なお、宗教法人の設立後に、規則を変更して、合併や解散をすることがあれば、その際にも、所轄庁の認証が必要となる。

エ 設立の登記

所轄庁から認証書の交付を受けると、交付を受けた日から2週間以内に、登記所に申請をして、設立の登記をしなければならない。

以上のア～エの手続等を経て、設立の登記が完了すると、その宗教団体は宗教法人となる。

なお、宗教法人になると、当然のことながら、その法人は宗教法人法の適用を受け、これを遵守する義務が生ずる。

（3）所轄庁の権限

宗教法人法には、宗教法人の公共性を維持しつつ、その一方で、信教の自由を妨げないよう、法人の自主性を極力尊重するという特徴がある。

そのため、認証においても、所轄庁は、法の要件が備えられていると認めたときは、裁量の余地なく、認証しなければならないこととされている。

ただし、認証は機械的に行われるものではなく、所轄庁は、審査に当たって、事実の存否に理由ある疑いを持つときには、その疑いを解明するための調査を行っている。

また、認証のほかに所轄庁に与えられている権限として、認証後1年以内の認証の取消し（宗教法人法第80条）、公益事業以外の事業の停止命令（同法第79条）、裁判所への解散命令の請求（同法第81条）、報告徴収・質問権（同法第78条の2）等がある。

これらの権限には厳格な要件があり、宗教法人審議会に諮問をしてその意見を聞く必要

があるなど、権限の行使には慎重さが求められている。また、所轄庁の権限は、これらの法定事項に限られている。信教の自由や政教分離といった憲法上の要請があるため、所轄庁には、宗教法人の業務や財務に関する包括的な監督権限はなく、宗教上の事項については、いかなる形においても調停や干渉をすることはできないことになっている。

なお、宗教法人は、登記をしたときには所轄庁に届け出なければならないほか、毎会計年度終了後4か月以内に、役員名簿、財産目録等、一定の事務所備付け書類の写しを所轄庁に提出しなければならないこととされている。

(4) 宗教法人審議会

文部科学省には、文部科学大臣の諮問機関として、宗教法人審議会が置かれている。同審議会は、宗教法人法の規定によりその権限に属している事項を処理するほか、所轄庁による権限行使に際して、文部科学大臣に意見を述べることができる。

具体的には、文部科学大臣が所轄の宗教法人に対して不認証の決定をしようとするとき、又は、文部科学大臣又は都道府県知事が、事業の停止命令、認証の取消し若しくは不服申立てに対する裁決・決定をしようとするときにおいては、必ず宗教法人審議会に諮問しなければならないこととされている。

2 宗務行政の現状

文化庁では、文部科学大臣所轄の法人について、所轄庁としての業務を行うとともに、都道府県に対して、技術的な指導・助言を行っている。また、そのほかにも、宗教法人制度の適正な執行のために、様々な取組を実施している。

例えば、以下の取組を行っている。

(1) 宗教法人の管理運営の適正化等に向けた取組

全国の宗教法人等の法人事務担当者を対象として、法人意識の徹底、事務処理能力の向上等、宗教法人の管理運営の適正化に資するための「宗教法人実務研修会」を実施している。

また、このほかに、都道府県の宗教法人事務を担当している職員を対象として、認証事務処理等に関する研修会を実施するなどしている。

(2) 宗教及び宗務行政に関する調査研究等の実施

我が国における宗教の動向等を把握するため、宗教に関する統計資料の収集・作成・提供や、宗教事情の調査等を行っている。

(3) 不活動宗教法人対策の実施

代表役員及びその代務者を欠いていたり、礼拝施設が失われていたりするなどして、

活動が行われていないと推定されている宗教法人が存在する。このような不活動宗教法人を放置すると、その法人格が売買の対象とされ、脱税や財産隠しに悪用されるなど、様々な問題が生じる可能性があり、ひいては、宗教法人制度全体に対する社会的信頼の失墜を招くおそれがある。

そこで、文化庁では、包括宗教法人や都道府県等の協力を得て、不活動宗教法人対策に取り組んでいる。

具体的には、毎年、包括宗教法人や都道府県の担当者を対象とした対策会議を開催しているほか、不活動宗教法人対策に当たっての参考資料の作成・配布等を実施している。また、平成23年度からは、都道府県にモデル事業を実施してもらい、不活動宗教法人対策に当たっての効果的なノウハウの収集・共有をするという「不活動宗教法人対策推進事業」を実施している。

(4) 東日本大震災への対応

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、宗教法人も含めた多くの公益法人も甚大な被害を受けた。そのため、この被害の大きさにかんがみ、特例措置として、東日本大震災で被災したこれらの宗教法人を含む公益法人の建物等の復旧のための寄附金が、指定寄附金の対象とされている(平成23年6月10日付け財務省告示第204号)。

宗教法人が指定寄附金の指定を受けると、寄附者が所得税又は法人税についての優遇措置を受けることができるため、寄附金の募集が容易になり、復旧がしやすくなるという利点がある。

文化庁・各都道府県では、この制度の運用のための事務、具体的には、指定寄附金として適切か否かの確認、制度を利用している宗教法人からの報告の領収事務を行っている。

座談会

宗務行政の回顧と展望

司会

國學院大學神道文化学部長

石井 研士

出席者（五十音順）

金光教白金教長

和泉 正一

小國神社宮司

打田 文博

新日本宗教団体連合会事務局長

斎藤 謙次

日本福音ルーテル教会引退牧師

長尾 博吉

浄土真宗本願寺派實相寺住職

野生司祐宏

日 時 平成 25 年 7 月 29 日 10 時 00 分～12 時 00 分

会 場 東海大学校友会館 有明の間

東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号

霞が関ビル 35 階

はじめに

【石井】 本日は御多忙のなか御出席いただき、大変ありがとうございます。

平成 25 年は、大正 2 年に内務省の宗教局が廃止され、文部省に宗教局が設置されてから百周年を迎える節目に当たります。宗教法は、明治時代から幾たびか制定が議論されては頓挫してきました。ようやく昭和 14 年に宗教団体法が、昭和 20 年には宗教法人令、そして昭和 26 年に現行の宗教法人法が公布されました。まだ記憶に新しいところですが、平成 7 年には、オウム真理教事件を一つの契機として宗教法人法が改正されました。こうした経緯を見てきますと、法律の公布、施行は全て文部省（現在の文部科学省）になってから行われたことになります。

その時代の宗教団体ひいては日本人の宗教のあり方は、宗教に関する法制度によって大きく制約を受けます。こうした意味でこの百年は、宗教団体や日本人の宗教性が法によって守られ、あるいは枠組の中で存在するようになった百年でもあるということもできるだろうと思います。

信教の自由を尊重し、宗教団体の活動を行いやすくするために宗教法人法が設けられていますが、宗教団体が活動する現場では、法の解釈や適用を巡って、所轄庁とのやりとりなど、宗務行政との関わり方が重要になってきます。

現在の公益財団法人日本宗教連盟（略称・日宗連）は、昭和 21 年 6 月 2 日に発足いたしました。当初、教派神道連合会（略称・教派連）、全日本仏教会（略称・全仏）、日

本キリスト教連合会（略称・日キ連），神社本庁の協賛4団体で出発し，昭和27年に新日本宗教団体連合会（略称・新宗連）が加わり，現在の協賛5団体の体制になりました。

日宗連の目的が『日本宗教連盟五十年のあゆみ』（日本宗教連盟，平成8年）に記されています。

どんな法律であっても，立法，法改正がなされるたびに，それが憲法第二十条で言う信教の自由，宗教活動に抵触するか否かを，絶えず検討の対象とし，また宗教行政の直接の担当，文化庁宗務課との公的な連絡機関としての働きをもつのが，この「日本宗教連盟」である。つまり政府がその行政上宗教界の意見を問う時，また逆に宗教界が行政府に意見を申し述べる場合，「日本宗教連盟」を通してなされるという，重大な任務を負っている。（27ページ）

本日は，宗務行政に深く関わられた日宗連の幹事，事務局長，評議員をされた皆様方にお集まりいただきまして，平成になってからの宗教法人と宗務行政に関わる問題を座談会でざっくばらんにお話いただければと企画を立てました。そのことでこれから先の宗教法人と宗務行政のより良い関係なり未来の展望が描ければというのが目的でございます。

それぞれ御担当された時期が異なっていらっしゃいますので，その時期問題となつた点を追いかながら，時系列で話を進めさせていただきたいと思います。

宗教法人と税制

【石井】 まず昭和の終わりから平成の始めにかけてから始めさせていただきます。その頃に大きな問題になったのが昭和55年頃からの税制をめぐる問題で，税に関する問題が突出して出てきます。非常に具体的な問題が起こっておりましたし，税制改正に伴う問題が昭和の終わりから議論されてきて，日本宗教連盟ではシンポジウムを始め多様なことがされてきました。当時どんな状況であったというのを少しお話いただければと思うのですが，やはり税制の問題は，これ以後もずっと現在まで大きな問題としてあるのですが，日本宗教連盟でかなり深刻な問題として受けとめて議論されてきたということでしょうか。

【長尾】 私は，1988年（昭和63年）日本宗教連盟の協賛団体であります日本キリスト教連合会からの推薦により，日宗連の参議（現在の評議員）の一人に加わりました。そして1991年（平成3年）には，日キ連が日宗連の理事長当番に当たっていましたので，日キ連の亀谷莊司牧師が日宗連の理事長となられ，私はその亀谷牧師のお供をして，日本聖公会の小笠原忍司祭（日キ連幹事）とともに衆議院議員会館に，自民党の石井一議員をお尋ねしました。目的は，宗教法人法の改正を巡っての懇談のためでした。

またある時は，日キ連の総会に自民党の亀井静香議員が訪ねてこられました。用件は

宗教法人法の改正によって、宗教法人の事務所備付け書類の所轄庁への提出義務化、報告及び質問の規定化等は既成の宗教法人に対する嫌がらせではなく、オウム真理教サリン事件の再発防止策の一つであることを理解し、宗教界に対する弾圧とは取らないようお願いしたい旨の挨拶でした。

私が、宗務行政に関わり始めた当初は、宗教界は天皇崩御に始まる大嘗祭、そしてオウム真理教事件というまれにみる我が国の一種の転換期でもありました。今はただただ我が国が宗教による和平を永く享受することを祈るのみであります。

さて、その頃の日宗連は、毎年税の問題については大蔵省（現在の財務省）とかに意見を出しておりますね。

【石 井】 各協賛団体から、例えば税務署からこういう問題があつてというのが報告されて、これは日本宗教連盟でもって検討して行政に対して意見を言わなくてはいけない、そういう危機感があったということでしょうか。

【長 尾】 私が関わった頃には斎藤さんもいらっしゃいましたので、その頃のことは斎藤さんが、一番よく御存じだと思うのですけれども。

【石 井】 斎藤さんは平成5年から幹事になられて、もう20年でしょうか。

【斎 藤】 私が初めて日本宗教連盟の活動に携わったのは、「第1回宗教と税制シンポジウム」が開かれた昭和59年10月の時、今から30年も前のことです。当日は、来賓案内や資料配布を担当し、駆け出しの時代でした。

それから幹事や事務局長を務めさせていただきましたが、この30年間の社会の変化には驚くばかりです。まだ、FAXが一般に普及する前の頃で、一番早い伝達手段が「速達」。さもなければ、書類を持参し文化庁に伺うのが最速でした。

この間、日宗連は、宗教法人法改正、情報公開法問題、生命倫理問題、教育基本法改正問題、更には阪神・淡路大震災でのがれき処理や東日本大震災からの復興支援など、多くの問題を取り組んできました。そうした中で、今まで続く問題として「宗教法人と税制」問題があります。

これはもともと昭和56年11月に国税庁長官名で出された「法人税基本通達等の一部改正について」が大きなきっかけになったものです。日宗連は昭和57年5月に「法人税基本通達等の一部改正についての見解」を国税庁長官宛てに提出しています。これは『日本宗教連盟五十年のあゆみ』の中にも収録されておりますが、「基本通達等の一部改正」は単に税金の問題ではなく、宗教法人制度と行政の在り方の基本的な関わり、これをどう考えるかという問題がそこにあったと考えております。この時に日宗連が指摘したのが、信教の自由の問題ですね。日本国憲法における宗教法人と税制との関係など、基本的な問題を投げかけていると思います。そしてこの後、日宗連では昭和59年10月から「宗教と税制シンポジウム」を始めました。このシンポジウムは計25回、四半世紀にわたって開催いたしました。このシンポジウムを長年やる中で気が付いたのは、「宗教法人と税制」の問題にはいろいろな問題が含まれてきているということです。当然、

時代状況がどんどん変わりますので、例えば、情報開示の問題、あるいは宗教法人と社会貢献の問題等があり、こういう問題をテーマに掲げ、25年にわたって開催してきました。そこには、「宗教法人が円滑な法人運営を進めるためにはどうしたらいいのか」、という基本的な問いかけがありました。したがいまして、「宗教と税制」となっておりますが、実は宗教法人の円滑な運営をどうしていくのか、どんどん新しい法律ができていく中で、これをどう受けとめて、また考えていくのか、といった問題意識が25回のシンポジウムの根底に流れていたと考えております。

阪神・淡路大震災

【石 井】 いま斎藤さんに御説明いただいたように、税の問題は今まで形を変えながらずっと継続して問題があるように思います。そうしているうちに、これは私にとっても忘れないのですが、平成元年にオウム真理教が東京都知事から宗教法人の認証を受けまして、平成7年、阪神・淡路大震災が起こった直後に地下鉄サリン事件を起こして大問題になりました。あの頃は幾つも宗教法人の関わる問題がありまして、私も大層慌ただしい時期であったという記憶がございます。オウム真理教事件は宗教法人法改正にも関わりますので少し後に置いておきまして、阪神・淡路大震災の時、行政との関わりで指定寄附金制度が出来上がって、あれを前例にして今回の東日本大震災でも同じ試みがされました。あの時の交渉というのは大変だったのでしょうか。

【打 田】 私は平成3年から12年まで日本宗教連盟の幹事で平成5年と10年には事務局長を務めさせて頂きました。その後は宗教法人審議会にも関係しておりますが、行政との関わりはやはり日宗連時代からですね。思い出は多くありますが、何といっても阪神・淡路大震災、オウム事件、そして宗教法人法の改正などに関する様々な行政とのやりとりでしょうか。

阪神・淡路大震災の時には指定寄附金制度の導入に至るまでのこともあったのですが、震災によって出たがれきは公費をもって処分をする方針でした。ところが、神社やお寺は政教分離で受けられないというような話になったのですね。それはやはりおかしいのではないかということで、これはさんざん陳情もして、いろいろな皆さんの御協力を頂いて最終的には受け入れることになったのですけれども、行政の一辺倒な考え方が、大災害が起こっている最中においても、そのような発想しかできないのかと、非常にショックでした。そのことが一つあります。

それから、オウム真理教のこともあったのですけれども、実はこれ、先ほどの税制のところと私は関係すると思うのですが、平成5年に私は最初の事務局長をやらせて顶いたのですが、その時に「宗教法人と税制に関する研究会」を1回行いました。それを行う背景にあったのは、やはり政府税制調査会から軽減税率であるとか金融収益であるとか具体的に指摘された。その中で、宗教者側からもきちんと発信をしていかなければいけないというようなことから、この研究会が始まったと記憶をしています。つまり

税制の時においてもそうですし、オウムの時もそうであったと思いますし、平成7年の宗教法人法の一部改正の時も、宗教団体全てが問題であるかのような共通の根っこがあったように感じましたね。そして当時は、関係者だけでなく社会的にもそのような空気が漂っていたように思います。

【石 井】 世間なりマスコミの見方というのは現在もそう変わっていない。

【打 田】 そうなのです。

宗教法人と行政の関係

【石 井】 世間一般の日本人の宗教団体に対する評価とか関心というのも、私はむしろ悪くなっているのかなという感じを持っております。がれきの処理等で今お話をいただきましたけれども、この問題は現在の東日本大震災でも特別変わらないですよね。行政全般の宗教法人に対する理解のなさというのはやはり常日頃思います。私は世論調査を調査会社に委託して行いますが、その際には住民基本台帳を利用することになります。しかしながら宗教に関する調査だということで利用を拒否されることがあります。東日本大震災で僧侶の方々が靈安室に入ろうとして止められたとか、信教の自由、政教分離に反するからという無理解には非常に残念な気がしますね。

【打 田】 信教の自由もそうなのですが、同時に個人情報保護法もネックになりました。今回の東日本大震災でも避難地がみんな分散している訳です。そうすると神社で言えば氏子の人たちが分散している、何か連絡を取りたいといつても、それは個人情報だから居場所は教えないと、こうなってしまいます。事情を説明して解決するまでに膨大な時間を費やしました。これもやはり根っこは憲法解釈からきているのだろうとは思いますけれども、今回の東日本大震災では個人情報保護法についての問題も感じました。

【石 井】 やはり行政は全般的に無関心、できるだけ面倒なことに関わらないという姿勢は変わらないですね。

【長 尾】 今度の公益法人制度改革により民法の法律改正がありました。いずれの民法法人も、一般社団・財団法人か、若しくは公益社団・財団法人かに変更する必要に迫られました。この時に内閣府が宗教問題に無理解無関心でしたね。宗教に対する理解が全くない。だから、最初は宗教に関する公益的項目は何もなかったのです。それで、行って話しまして、いわゆる民法による公益法人として宗教活動をしている団体があるのでよということを言ったらびっくりしたのです。彼らには全く情報がなかったのですね。キリスト教の場合は外国から来るものですからそういう法人が多いのです。外国から来るものは宗教的財産の保全のためにいわゆる公益法人に一時的に認められたのですよね。そういう公益法人があるのですよと言ったら、そんなことは知らなかつたと言われた。それから宗教的公益事業として「信教の自由」に関する事業項目を一語挿入しましたね。(注、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第4号の別表十三「思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重

又は擁護を目的とする事業。)

【石 井】 恐らく意識的に無視しているというよりは、行政をしている方々がそこのポストへたどり着くまでに宗教に関する知識とか日常生活で関わりを持たないから意識にのぼらないのではないかと私は考えているのですけれども、それはまたもう一度戻ってまいりたいと思います。

宗教法人法の改正

【石 井】 阪神・淡路大震災が起こって大変な思いをしていた直後にオウム真理教の事件が起こる訳ですね。日本宗教連盟において、宗教法人法の改正が起こる以前の問題として、オウム真理教の事件というのは、法人の起こした事件ということでどういう議論なり意見交換というのはされていたのでしょうか。あの当時、打田さん、斎藤さんはいらっしゃいましたか。

【斎 藤】 後から判明したのですが、重い犯罪、殺人事件でしたね。ですから、宗教法人法上の事件というより、建築基準法の違反など、ほかの法律で早くに対応すべきことがあったのではないか。ところが、何か全て宗教ということで宗教法人制度の方にどつと来たということでしたね。当初、実態がよく分からず、余り議論にならなかつたのではないかですかね。

【打 田】 ならなかつたのですよね。次元の違う話のような感じで。

【長 尾】 宗教法人の問題ではなくて、精神的なマインドコントロールの問題として世間一般ではね。ほかにもそういう団体がありましたから一緒にやっていましたね。だから宗教法人の課題だとは思っていないですね。

【石 井】 まず言われたのは、なぜ認証したのだということでしたね。認証するしばらく前からメディアや他の行政機関から人権問題をはじめいろいろなことを言われていた訳です。そういう法人をなぜ認証せざるを得なかつたのかということを随分強く言われました。そういう雰囲気が宗務行政の中ではあったと思いますね。認証した結果、調査ができない、その結果、あのような事件を引き起こすまで踏み込めなかつた。宗教法人であることが、これは私だけではなくて一般的に今でも言われていることですけれども、大きな事件にまで至る理由の一つであったのではないかということは内部にいてやはり強く思っていましたね。

その結果、宗教法人法改正に至るといいますか、それを一つの契機として宗教法人法の見直しが起こるのですが、これは御存じのように大変な問題で、地下鉄サリン事件に至るまでの経緯が明らかになっていく中で、宗教法人法改正の議論が国会等で行われるようになります。日本宗教連盟の中では、事態が進展していく中で危機感というものが生じたのでしょうか。こういうことで宗教法人法が改正される、あるいはいろいろな試案というのが公開されるようになっていて、特に宗教法人審議会の中で少しづつ姿が見えてくるといいますか、いかがでしょうか。

【和 泉】 何か盛んに宗教の公益性ということが言われていたような気がしますね。私はまだ日本宗教連盟には関わっていませんで、教派神道連合会にいて日宗連の報告を聞いた時に、宗教の公益性とは何だろうかということで議論がなされたということを、報告で聞いた覚えがあります。あの頃から「反社会的な」というような言葉が、宗教に関わって使われるようになったのではないかでしょうか。

それから、行政との関わりについて思い出してみると、日宗連の事務局長の当番の時に、厚生労働省主催でもたれた千鳥ヶ淵戦没者墓苑の改修についてのヒアリングや戦没者遺骨のDNA鑑定に関する検討会に出席したこととか、中央教育審議会に対して「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について（中間報告）」に対する要望書やその意見書を提出したということがありました。中教審に対する意見書においては、宗教文化教育という考え方を提起したり、国がその教育を進めようとするなら日宗連として協力することにやぶさかないと述べたりしましたが、その意見書をまとめするのが、宗教界として一年中で最も忙しい年末から年始にかけての作業であったこと也有って、日宗連を構成する5団体の意見を調整するのがとても大変だったことを覚えています。

【石 井】 そうですね。「カルト」という言葉自体が平成7年から一般的にメディアで使われたというのはよく分かっていることで、一部の宗教団体が反社会的、暴力的で様々な問題を起こしているグループという印象を持たれるようになったのはあの頃からですね。

【野生司】 私は、昭和56年4月に全日本仏教会の職員になりました。日本宗教連盟の幹事は、平成10年と平成11年の2年間務めただけですが、それ以外にも全仏の職員として、いろいろな形で日宗連の活動をお手伝いさせていただく機会がありました。現在、日宗連の事務室は全仏事務局の隣にありますが、昭和56年当時は独立した部屋がなく、全仏の事務所内に机が一つあるだけでした。そこで女性職員の方が一人で、事務を執っていました。日宗連という名前の大きさと、その実態の乖離に驚いた記憶があります。しかし同じ部屋で仕事をしていましたので、忙しい時はそれぞれの仕事を手伝うなど一体感がありました。日宗連の幹事会も全仏の会議室で開催され、幹事の方々とは定期的にお目にかかっていました。全仏では総務部が日宗連の窓口でしたが、総務部以外の職員も何かにつけ協力させていただくのが当たり前という雰囲気でした。

先ほど、お話をございました通り、1980年代前半は各宗教団体に対する税務調査が一斉に始まった時期で、日宗連も対応を求められていました。そうした中、宗務課が『宗教法人の管理運営の手引』を作成することになり、日宗連を構成する5団体が協力することになりました。その時初めて、文化庁の宗務課をお訪ねすることになったわけですが、宗務課という部署がとても小規模だったので、これも印象に残っています。宗教に対する行政の関わり方はとても少ない、「政教分離とはこういうことなのだな」と率直に感じました。

税制の在り方については、全ての宗教団体に関係する課題ということで、その後も日宗連では毎年のように、講演会やシンポジウムを開催したと思います。マスコミからは「宗教法人の優遇税制」と、散々批判された時期でした。仏教界は法人数が多いこともあって、「住職脱税」などと面白おかしく書かれたものです。この時代を振り返りますと、各寺院は意図的に脱税しようとしたわけではなく、多くが経理関係の書類の不備だったと思います。宗教法人としての会計上の帳簿がきちんと備付けられていなかつたため、寺へのお布施が個人所得とみなされるといったケースです。そうした問題は、各寺院の経理事務も整ってきましたので、最近は随分減ったと思います。

あらゆる宗教団体に共通する課題として、税制の論議は重要でしたが、そうこうしているうちにオウム事件が社会を騒がせることになります。地下鉄サリン事件が起こる以前から、オウム真理教という宗教団体が反社会的な活動をしているという報道はありました。マスコミは全仏へはもちろん、日宗連や宗務課へも取材に来ていたようです。しかし何を聞かれても、私たちにはオウムの活動実態を知る手立てがありませんでした。仏教関係者の多くは、オウムは教義的にも仏教ではないし、自分たちとは全く関係ない団体だと考えていたと思います。

税務調査に関する報道の時もそうでしたが、どうも社会には大きな誤解がある、と感じました。どこかの宗教団体あるいは宗教者が不祥事を起こすと、監督官庁の責任だとか日宗連のような団体がきちんと指導すべきだ、と言うような人が必ず出てきます。宗務課には個別の宗教団体や個人を「監督」する権限もありませんし、日宗連は不祥事を調査する機関でもありません。それぞれの宗教団体は、それが真実だと信じる教義にのっとって日々活動しているわけです。外部からは、多少奇異に映るような儀礼や行事があるかもしれません、それを特に公的な機関が何か規制するようなことは「信教の自由」を侵すことになると思いました。

もちろん明白な犯罪行為があった場合は別です。その時はそれぞれの法律にしたがって裁けばいいだけです。仏教界だけでも何万人という僧侶がいますので、大変恥ずかしい話ですが、時にはいろいろ事件を起こすような人も出てきます。各教団（包括法人）では、例えば刑事事件で有罪になると僧侶資格剥奪^{はくだつ}などの内部規定を設けています。しかし、被包括の寺院はそれが独立した宗教法人であつて、代表役員は各住職です。日常的な宗教活動は全て住職の責任で行われていて、それをいちいち監視することなどできません。するべきでもないでしょう。

実は、オウム事件がきっかけとなった宗教法人法改正の際も、仏教界では賛否が分かれました。私の感触では、改正に反対する意見の方が多かったような気がします。宗教法人審議会の席上でも、反対を表明された方がいたはずです。これは大変難しい問題でした。宗教活動は一切規制すべきでない、というのが原則ですが、現実にオウムのような団体が出て来る。この時代にはもう一つ、靈感商法というものが社会を騒がせていました。被害者団体の弁護士さんと話す機会があったのですが、靈感商法を行うような反社

会的団体に対しては、宗教界が自主的に規制すべきだと繰り返しあっしゃっていました。被害者がたくさん出ましたので、お気持ちはわかりますが、実施はとても難しいと思いました。

日宗連を構成する5団体には、多数の宗教団体が加盟していますが、それでも未加盟な大教団も幾つもあります。オウムや靈感商法を行っていたような宗教団体はもちろん未加盟でしたから、それらに直接何か働きかけるようなことは不可能でした。多数の宗教団体が今日も様々な活動をしています。どこで何が行われているか、全体を把握することなど誰にもできません。マスコミが怪しげだと報じても、それを調査するような機関はどこにもありませんし、すべきでもないと思います。

宗教法人と情報公開

【石 井】 平成11年に情報公開法が成立していて、その後は個人情報保護法とかの問題も頭に浮かびますし、先ほどからの皆様方のお話もそうなのですけれども、宗教法人が広義の公益法人の一つで、もともとは我々個人や日本社会にとっていいものだということが、認識されている訳です。その一方で、行政もそうだし、日本社会もそういうことは余り意識していない。場合によるとメディアがターゲットにして一方的に批判する、あるいは歪曲した報道をすることがよくあります。ただ、一般的には、宗教法人はあくまでも防衛しているだけに見えるのではないでしょうか。何かあると、信教の自由と政教分離を問題にして自分たちの既得権を守っているように見えます。これは宗教法人自身が情報を出さないから分からぬという面があるのではないかと最近特に思います。やはり公益法人であって公益性があるのであつたら、皆さん方はよく陰徳を積むとか、やっていることを殊更、宣伝する必要はないのだという言い方をされて、それもそうだなどよく思うのですが、一般社会の中で法人としてある限りは、きちんと自分たちの基本的な構成要素なり情報なりというのをもっと開示していけば、世間の誤解は大分消えるのではないかでしょうか。

情報に関してはいろいろな問題があるのですが、これまでの経緯で問題とか感じたことはございませんか。

【斎 藤】 情報公開の問題には直接つながらないと思うのですが、文化庁が始めた研修会の一つに、「包括宗教法人等管理者研究協議会」がありました。これは日本宗教連盟も協力し、後々宗教法人実務研修会という形で、これもまた日本宗教連盟が協力していますが、そこは一つのグループ学習の場だと思います。多くの宗教法人が参加して、いろいろなことを勉強していく。そこで、今宗教界が直面している問題を相互に勉強していく。確かに宗教法人の管理運営ということがテーマですが、そうした中で、今問われてきている一つの問題として、宗教法人の情報公開の問題があるという位置付けではないかと思います。日宗連は協賛5団体で構成していますので、それぞれの歴史や背景、それぞれの運営の仕方がありますので、一律の施策というのは難しいと思うんですね。各

団体がそれぞれの歴史、これまでの積み重ねを踏まえてどう対応していくか。それを共通の場で学習して持ち帰りながらまた検討していく、そういうキャッチボールが必要なのではないかと思うのです。

すなわち、こうした共通のグループ学習の場に出てくる法人を一つでも二つでも増やしていくということが必要だと思うのです。そうしないと、今の社会の流れ、宗教界に求められているものはなかなか伝わっていかないと思います。恐らく各種の研修会に出ている法人は情報公開の問題についても何が問題かを十分に理解されていると思います。しかし、出席しない法人はそのままになってしまいます。

あと一つ、鳥取県で宗教法人が提出した財務書類を、同県知事が県情報公開条例に基づいて開示したことに、私たちはびっくりしました。文化庁と総務省との確認があり、国会での議論を踏まえ、「開示しない」というのを、「行政文書」だからと言う理由で開示した訳ですから、一人の知事がそれを決断すると誰も止めることができないというのがよく分かりました。結局は裁判となり最終的に裁判所が判断した訳ですが、そうなつてくると何か問題が出てくると結局は裁判になって、裁判所が判断するということになります。これも問題が残るのでは。といいますのは、裁判では裁判官が判断する訳ですから、裁判官によって判断が分かれてしまうということが危惧されます。

【打 田】 宗教法人法改正の時は、思い起こすに、今もお話をあったのですけれども、日本宗教連盟の全体の問題ではなかったような気がしますね。ですから日宗連として特段何かをしたということはなかった。もちろん宗教法人審議会の方で特別委員会も開き、そして改正となっていました訳です。当時の記録を見れば一目瞭然のような気がするのですが、やはり日本の宗教界の実情を表していると思いました。私は当時神社本庁におり、その立場で発言しておりましたが、日宗連各5団体の方々をはじめ憲法学者等も参考人等でそれぞれの団体の立場で発言し、決して同じではありませんでした。神社界で言いますと、あの5項目ぐらいの改正点について全くというぐらい抵抗はなかったですね。一番議論されたのは、資料提出とか開示にかかる事務的なものがこれ以上煩雑になつたら一人が5社も6社も兼務しているところは一体どうなるのだろうという、そっちの方に目が行っていたような気がします。それから、財産とか会計の開示についても、利害関係人とかいろいろ縛りはありましたが、その点についても宗教団体の特徴で大いに違つてくるのだろうと思いましたね。ですからマスコミから宗教法人法改正に賛成か反対かというと、別に賛成でもないのだけれども別に反対でもないというようなことになるのです。したがって、5項目改正が憲法に抵触する恐れはないのか、また宗教法人の公益性が損なわれないのかという議論はもとより、事務的に煩雑になることへの対応が先だったような気がします。

【石 井】 我々が外から見ていると、まず一般的な国民の関心のあるところだと思いますけれども、宗教法人が何をやっているか分からぬということはあると思いますね。宗教団体の情報で分からぬことが多いのです。例えば登記事項でさえホームページに

載っていないとか、法人の代表者の名前が誰かも分からぬとか、普通に知りたい基礎的な事項が載っていない場合が少なくないように感じます。そういうことがかえって日本人全般に無理解とか誤解を招くのではないかと。情報公開と公益性は、宗教法人の場合にはかなり関わっていて重要なものではないかと思っています。

【和 泉】 オウムの事件をきっかけの一つとして宗教法人法の改正に行きましたよね。教派神道連合会について思ったことは、あれは特殊な事件であるということでした。宗教法人うんぬんの話ではない。ところが一方で、反社会的といった時に、靈感商法的なものがありました、ずっと。被害者がいたということで、何か宗教が怪しいものと見られる風潮は確かにあったと思う。でもそれは言ってみればごく一部だと思うのですね。日本宗教連盟というのはもともと自浄自律の団体ですから、行政がどうあろうと、自分たちで自分たちを律していきますよという団体ですよね。そこに入っていない団体もある訳で、そういう団体を宗務課としてどのように、あるいは都道府県がどのように把握されるかというのは大きな課題だと思うのです。我々としては、日宗連として自浄自律の精神でお互い情報も開示しながらやっていきますよと。行政として法律で網をかける、これはもう当然ですけれども、一方で法律の網があろうがなかろうが、我々はいきますよという自浄自律のものもあるということ、これはいつまでたっても大切であると私は思っています。

【石 井】 私は、日宗連の果たす役割は、非常に大きいと思っているのです。『日本宗教連盟五十年のあゆみ』にありますように、行政が宗教界に対して何か意見を求める時には、これは公式、非公式も含めて、まず日宗連に照会します。あるいは宗教界全体ではなくても、恐らく全体を踏まえて政府なり行政に意見を言う場合に、やはり日宗連が言わないとなかなか相手にしてくれないということはあります。基本的には日本の宗教界全体の利益なりあるべき姿を考えて、日宗連がいろいろなことを自主自立て運営して提言するなり方向性を持っていく。もっと組織が大きくてもいいのではないかと思いますが。

【斎 藤】 今から20年くらい前、日本宗教連盟の大きな行事は「宗教と税制シンポジウム」の開催でした。でも最近は税制問題だけではなく、生命倫理から情報公開など、いろいろな問題がどんどん出てきています。忙しくなりました。

【打 田】 私がお世話になっていた頃は各団体のいわゆる代表的な方が毎回毎月集まる訳ですよね。これはすごいなと思いましたし、それが私のイメージの中では日本宗教連盟で、今のようなお話を聞くと変わったのかなという印象は受けますね。

東日本大震災

【石 井】 日本宗教連盟はある意味では宗教界に対して、行政における宗務課のような、窓口の役割を果たしている部分があります。「宗教法人実務研修会」等で宗務課が宗教法人に対して管理運営はきちんとしてくださいと言うように、日宗連から宗教法人の公益

性はこういうものだと宗教界を代表して、指導している部分がある訳です。そういう部分がもっと強く出てきていいのではないか。日宗連を主体にして、きちんと運営できれば行政から何か言われる必要はないのだろうと思います。

【斎 藤】 逆にそれは、協賛 5 団体の内部でも研修会をなさっていると思いますし、各団体での研修会も多分増えてきていると思いますので、各種の研修会が増えていければそういう面での問題はクリアできるのではないか。

【石 井】 例えば東日本大震災があつて、宮城県宗教法人連絡協議会が大きな役割を果たしたと言われています。もともと協議会で各系統の法人の方々が定期的に集まって連絡が取れたから、あのような大きな災害の時に協力して対処できたという。『日宗連通信』というものがありまして、今の形態となった第 1 号（昭和 46 年発行）から読んでいると、当時の問題は各都道府県に連盟のようなものを作ろうとされていたようです。そこで意見の交換をし、宗教法人がそれぞれ抱えている具体的な問題やそれぞれの地域だけではなかなか解決できない大きな問題を引き受けて日宗連という場で政府や行政と交渉して解決していこうということをやっていたのですが、今は余り見られませんね。

【斎 藤】 都道府県の宗教連盟と日本宗教連盟は組織的には直接のつながりがないのです。ただ、それぞれの活動を応援しようということは今でもありますので、例えば石川県宗教連盟から、いろいろな要請があるとそれに応えていくとか、そういう形でのキャッチボールはしていると思います。

【石 井】 東日本大震災の時に起きた例えば亡くなった方の慰靈とか、僧侶が施設の中へ入れないとかの問題は、今回は宮城県中心に起こった問題でしたけれども、他の都道府県でも起こりうる問題です。あのような問題は個々の宗教法人の連絡組織で解決できる問題ではない。一体そういう現状があるのかないのか、それをどのように解決できるのかということは、それはやるのであつたら、日本宗教連盟を中心としてやるしかないのではと思います。

【斎 藤】 東日本大震災の犠牲者の御遺体を東京都が運営する江戸川区の瑞江葬儀所で荼毘に付す時に、仏教会の方々がボランティアで読経しようとしたら、それも行政側から断られたのですよね。施設の外でやってくれと。ですから、宮城県だけの問題ではないと思います。東京で実際に起きた出来事ですから。

【野生司】 日本宗教連盟自体、もう少し一般社会に対する広報活動が必要だとは思います。普通のお寺さんでも知らない人はたくさんいます。名称からどんな団体か想像はつくと思いますが、具体的な活動はほとんど知られていないのが実情ですね。

宗教法人と公益性

【野生司】 それから、先ほど石井さんがおっしゃったことで、少し異論があります。私も一般論としては、宗教法人も情報公開は必要だと思います。現状は、それが少ないので、世間からいろいろ誤解される面もあると思います。ただ、宗教団体によってはその

宗教の信者であることを表に出すことが、信者個人の不利益となるようなケースもあると聞きます。そこで、果たしてどこまで情報公開すべきか、なかなか判断が難しいところだと思うのです。それから、ここまで情報公開をやりなさいという指針を作るもの、相当議論する必要があるのではないかと思います。

【石 井】 ほかの公益法人と、例えば学校法人とか医療福祉関係の法人と比べると、やはり明らかに宗教法人の出している情報が少ないとと思うのですね。学校法人であれば、今は財務状況も公開しているところが多いですし、ほとんどガラス張りなのです。病院はそこまでではありませんけれども、かなり情報は多いですね。それに比べると宗教法人の場合には、年中行事であったりと幾つかの活動や境内の様子は分かりますけれども、公益法人という視点で見た時の基本項目がばらばらで少ないのが目につきますね。ある時に外部から指摘される可能性があるのではないかと思うのです。宗教法人側からどういう情報なら出せるのかという議論をして、全部一律は無理だと思いますが、積極的にこういう情報は共通して出していこうということを宗教界から行なうことが、世間一般の理解や公益性につながると思います。

【和 泉】 公益法人とおっしゃいますけれども、税法上、公益法人等の中に宗教法人が入っていますよね。宗教法人といえば、宗教というものは自分の信仰について信教の自由が保障されているし、内心の自由ですよね、そういうものがあるということで、何でもかんでも開示すればいいというものでもない。

【石 井】 もちろん、何でも開示すればいいという訳ではないと思います。

【和 泉】 宗務課の宗教法人室長が大木宰子さんであった時に、個々の教団がどういう情報を持っているか非常に真摯に情報収集されていて、私は金光教として呼ばれて、「どういう情報を握っていますか」という質問で応答した覚えがあるのです。あのような宗務課としての地道な活動というのは、私は評価されるべきだと思うのです。「日本宗教連盟とか、あるいは教派神道連合会としてどうですか」と言われると、「それはそれですよ」と言わざるを得ないけれども、個々の教団について地道に宗教がどういう情報を持っているかまず調査されて、それでそれに対して、これは情報開示できますよ、いや、これはできませんよというように、地道な情報収集活動がこれからも必要なではないかという気がします。

【野生司】 大学の場合、私学であっても国から多額の助成を受けています。病院は多くが医療法人で、保険などを通して医療費をいろいろな形で国が負担しています。これらの団体が、ある程度の情報を公開するのは義務だと思います。私たち宗教法人の場合は、公的な助成など何もありません。もらいたくても政教分離の原則でできない訳です。ですから、情報公開を仮にするとしても、各団体の在り方が多岐にわたっているので、基準というか範囲というか、何をどこまで公開するか、難しいと思うのですね。同じ公益法人といいましても、政府が使っている狭い意味の「公益」とは少し概念がずれると思います。

【石 井】 問題なのは包括宗教法人だけですね。個々の法人ではなくて。包括宗教法人が何をやっているかという基本情報をきちんと出すことで、世間にに対する理解と公益性というのは間違いなく増すのではないかと思います。

【打 田】 日本宗教連盟もまさに公益財団法人としての道を歩んでいる訳ですよね。今、野生司さんがおっしゃったような国庫から助成を受けている場合は報告の義務が当然あると思います。一方、宗教法人の非課税の理屈はいろいろあるとしても、一般からはやはり、あれは一種の税制特権としか映っていないのもやはり事実だろうと思うのです。そこで宗教法人が税制上の公益法人等に入るというのはまさにそのとおりですが、私たちが公益性を持っている宗教団体と認識をするのであれば、これは当然その権利と義務もあるのだと思うのです。そのバランスを踏まえきちんと宗教法人側から発信していく。これは今日逃げられない状況に来ているのだろうと思います。今、石井さんがおっしゃったように、ほとんどが公開していますと。ただ、そのほとんど公開しているということも知らないのではないかと思うのです。その辺をアピールするというか、それである程度事足りてくるように思いますね。公開していること自体を知らない、うまく知らせていない。その辺は日宗連でやっていってもいいのではないかと思いますね。

【長 尾】 だけど、前から言われていますよね、公益性といつても何が公益性なのか。そこがまだはっきりしない。今度の公益法人制度の改革の中で、全ての人に利益をもたらすのが公益だと。この公益と公共とどう違うのかとか、いろいろな議論があるのですね。そういう哲学的な使命の結論を国はきちんと出さなくてはいけないと思うのです。

宗教法人の会計基準

【長 尾】 それからもう一つは宗教法人で一番問題なのは自浄能力なのです。そのところのきちんとした方向性として、私は一番重要なのは宗教法人の会計基準だと思います。なぜ会計基準が作れないのか。ほかの公益法人は全部会計基準があります。それにしたがってやっているから公開できます。けれども宗教法人にはそれがないですから。

【石 井】 その場合にはいろいろなタイプの宗教法人がありますから一律でなくていい訳ですよね。幾つかの会計基準のパターンを持っていれば。

【長 尾】 それでもいいですし、あるいはもっと簡潔なもの、基本的なものだけを明確にし、細かいところはそれぞれの法人に任せる、何かそういうことを考えてみないと、いつまでたっても会計基準はできない。そうすると宗教法人の会計ってどうなっているのか税理士さんが見ても分からぬということになる訳ですね。

【野生司】 会計基準を作られるのはいいのですが、それにのっとって付けた書類はどうするのでしょうか。どこかへ出すのでしょうか。つまり株式会社は株主に対して責任があるから出す訳ですよ。それから国から助成をもらっているような団体はやはり国に出さなくてはならない訳です。宗教法人の会計基準を作るということは、その帳簿なり何なりを、ある程度公開することが前提になると思います。公開するとしたらそれをどこ

にどういう形で公開するのか。全部の団体がそれをする必要があるのかどうか。

【長 尾】 私はそんな必要はないと思うのですよね。それぞれ持っておればいいのですよ。公開を迫られた時に出せばいい、こうですよ、間違っていますかと聞けばいい訳ですね。今のところそれもない訳ですね。だから間違っているよと言われても、いや、間違っていませんと出す資料がない。

【野生司】 分かりました。それはきちんと内部で各団体がやるべきです。

【長 尾】 そう。内部でやるべきだと思うのですよ。それに日本宗教連盟が何か貢献していくだければ非常にいいなと思うのですけれども、なかなか難しい。

【斎 藤】 私が事務局長をやっている時に、宗教法人の会計基準について幹事会で何度か話をしたことがありました。結論から申しますと、統一の基準は困難だということでした。それぞれの団体の歴史、運営の仕方、活動状況を総合すると、統一の基準は困難だろうということで、結局は各協賛団体、あるいはそれぞれの団体の中できちつとした会計基準を持ちながら、信徒さん方に説明をしていくというのが当時の方向性でしたね。「信教の自由」、「結社の自由」をもとに集まって宗教団体を構成しているということを考えれば、まず開示するのは信者さん方、会員さん方であって、法人が責任を持って会員さん方に開示をしていければいいのではないか。ただ、それをどうやっているのかという伝え方がまだ十分ではないものですから、宗教界は何もやっていないのではないかと言われる。例えば金光教の機関誌の『金光教報 天地（あめつち）』では、収支計算書も全部公開していますよね。

【和 泉】 ええ。

【石 井】 例えば『金光教報 天地』にしろ、宗報にしろ、それを入手できる人というのは信者さんを中心にすごく限られている訳です。あそこまで細かくなくていいので、もっとざっくりしたものをホームページに載せるという訳にはいかないのでしょうか。斎藤さんがおっしゃるように、既に情報公開をしている訳です。ならばもっと簡単にしたものが包括宗教法人だけでも載っていれば、私は何も問題がないのではないかと思うのですけれども、それはやはり難しいのでしょうか。

【和 泉】 世間が宗教法人を見る時に、非課税制というのが大きな問題だと思うのです。これは私が日本宗教連盟のことをするようになってから問題になったことですが、公益法人が非課税というのはあるけれども、非営利団体非課税という原則も税法上ある訳ですね。宗教法人は非営利団体であるということで非課税だということで、公益性うんぬんの議論とは別に税法上どうかという議論をしなくてはいけないというのは、当時議論としてあったと思うのです。

それと、それに関わって、以前の税制シンポジウムで、「どんな場合でも聖域はある。聖域なきなんて言っているけれども、どんな国家でも民族でも大事にする部分はあるのだから、それを聖域として置いておかないといけない。聖域なきなんて言ったら本当に文化が破壊される」と言わされた先生がおられました。本当にそう思いますよ。やはり日

本人なら日本人、あるいは人間として大事にしているものがあるなら、それはとことん守りましょうというものが法律上保障されないとまずいと思うのですね。例えば宗務課がいろいろな省庁との関わりの中で、宗教とは何かという原点に返って、聖域とは言わないので、ある部分、文化とか文明に対して宗教はどういう責任を持っているのかということを問題にする、これは大事だと思うのです。

例えば東日本大震災の話が出ましたが、来年で3年を迎えますよね。個々の教団としてとか、個々の神社仏閣とか教会がそこでどういう活動をしたかというのは、やはり文明が問われている今だからこそ個別に調査すべきではないでしょうか。それを日宗連がやりなさいといったって、なかなかそうはいかないと思います。

【石 井】 そうですね。

【和 泉】 文明が問われている惨事ですからね。それに対して宗務課として宗教団体が個別にどうやったかというのは、今だからこそ調査できる。直後ではできない。3年ぐらいたってちょうどできるから、来年あたり、そういう調査をされてもいいのではないかと思うのです。それを世に発信する。日本宗教連盟とか教派神道連合会といった連合体としてではなくて、日本の宗教がどれだけ力を持っているかということが見えてくるのではないかと思います。

【石 井】 最近気になるのは、和泉さんがおっしゃるように宗教は文化として聖域だと、あるいは非課税で当然だという認識を日本の社会、日本人全体がそうは思っていないだろうということです。そうした認識のなさ、危なさというのが非常に強くなっていると思っています。宗教は大切である、その宗教の定義という問題はありますけれども、広い意味で精神文化なり地域社会に根ざしたものなり、それが我々にとって大事だということがなかなか日本の中でも国民が分からず、では、誰がそれを言わなくてはいけないかというと、宗教者や宗教法人の方々、日本宗教連盟をはじめとする団体の方々が自らやっていることをきちんと示さないと、なかなか理解は難しいのではないかと思います。

【打 田】 日本宗教連盟に関わっていた当時、やはり税制問題では各団体一緒になって対応していたと思います。一方で当時は、宗教団体の事件とか、また法人格の売買とか様々な問題がある中で、今、石井さんがおっしゃったような国民全体がどう思っているかというのは、まさにその統計に出てくるような感じでした。しかし、一口に宗教法人と言っても収益事業を行っている団体と行っていない団体もあり、規模も違えば決して一律ではないのですが税制の議論になると、どうも宗教法人は金を持っていそうだから何とか採る方法はないかというような課税の空気はまざまざと感じていました。一方で、これは非課税制なのか免税制なのか、そこまでいかないとなかなか解決していくかないのかなというくらいにも思ったことがあります。すなわち非課税だという理屈は持っています。持っているけれども、その理屈が国民全体に理解されない場合は、「どうぞ」と、「これは宗教活動でしょう」というような、そこまでいかないとなかなか理解は得ら

れないのかな、というのが当時の税制問題に取り組む研究会にしろ、シンポジウムにしろいろいろやっている中で、何か堂々巡りをしているような感じを受けた記憶が僕はありますね。

【野生司】 斎藤さん、今、日本宗教連盟はホームページを作っていますか。

【斎 藤】 作っていますね。

【野生司】 では、インターネットで見ることはできる訳ですね。

【斎 藤】 基本的には意見書とか、シンポジウムの概要とか、あと各団体とリンクして一応見られるようになっています。これだけでも大変な作業です。

【野生司】 大変だと思います。石井さんは、大変好意的に宗教団体を見てくださっています。少ない予算でも工夫していただければと思いますが。

【打 田】 そこから協賛団体にリンクしている訳ですか。

【斎 藤】 そうですね。各団体にリンクしています。

【長 尾】 日本宗教連盟は公益財団法人ですから当然やらなくてはならない、ホームページは当然持たなければならぬ。だけどそれがどこまで協賛団体とリンクしているか、ここが問題なのですよ。日宗連の情報は、日宗連の情報としてそれで良いのですが、それから先にリンクしている協賛団体の情報は、一定の形式にてホームページで、公平公正に表示される必要があるように思います。

公益法人制度改革

【斎 藤】 公益性ということなのですが、公益法人制度改革の中でつくづく感じましたのは、我々は最初、新しい公益法人制度と聞いた時に、「登記だけで法人格を取得できる」、「一切天下りが排除される」、「所轄庁の権限が縮小される」と聞き、これは画期的な制度ではないかと理解しました。しかし、実はこれまでの所轄庁ではなく、今度は内閣府が出て、公益認定等委員会の背後にいる内閣府の方々がいろいろな権限を握っている制度ということが分かりました。先ほど長尾さんがおっしゃったように、最初、内閣府の方々のお考えの中に宗教や信教の自由というものは入っていませんでしたので、これにも驚きました。今度は石井さんにお伺いするのですが、文化庁にもう少し頑張っていただいて、霞が関の中で宗教法人の位置付けとか宗教法人の特性とか、あるいは憲法上の宗教法人の位置というのを各省庁の担当の方々にきちんとお伝えいただきたいと思います。省庁間のいろいろな連絡の時に宗教法人の特性とか信教の自由を丁寧に御説明いただければ、内閣府の御担当の方々の理解も変わってくるのではないかと思うのですが。

何より驚いたのは、「不特定多数の利益」というのが今回の公益の定義ということですが、実はその中身はいつでも政府が決めるということですから、非常に不安定ですね。ひたすら「公益」を目指して活動しても、「不特定多数の利益、その内容は最終的に政府が決めますよ」となってくると、日本の宗教文化をこれから維持発展させる上では障壁になりかねないのではと危惧いたします。

【石 井】 でも、それは必要なことだと思います。

【斎 藤】 我々は最初に申し上げたように「信教の自由」、「結社の自由」でもって宗教団体を構成し、法人格を得ている集団です。さっき申し上げようと思ったのは、宗教法人法の改正の時に所轄庁に提出することが情報の公開だという説明でしたね。しかし、鳥取県知事のような方が現れると、「行政文書は一切自分たちの権限で開示できる」となると、これは情報公開の趣旨と少し違うのではないか。であれば金光教がなさっているように機関誌の中で信者さんにきちんと開示をしていく。これは宗教団体の基本の在り方ではないかなと思うのです。それを各団体がそれぞれの伝統なり歴史の中で一つ一つきちんとやっていくことが最終的には宗教法人全体の理解を増していくことにつながると思うのですね。

【打 田】 日本宗教連盟を公益財団法人に移行しようとした時に、どのような議論がありましたか。

【斎 藤】 一般財団法人を選ぶか、公益財団法人を選ぶか大分議論しました。やはり日本の宗教界の一つの窓口であるところが公益法人ではないというのは、ほかの方が見た時に少し首をかしげるのではないかと。

【石 井】 やはり宗教なり宗教団体の公益性を一番熱心に議論されるべき所は、恐らく研究者でも行政でもなく宗教者の方々なのだと思うのです。宗教団体の方々が我々の宗教活動は公益なのかどうかをぎりぎり詰めて、いろいろな考え方があるのだということも含めて、公開するのが一番いいのではないかと思うのです。それがなかなかそこまでできていないのではないかという気はしますね。不特定多数の利益のような、こうした定義の仕方ではなくて、宗教者の考える公益性はこういうものなのだということを議論した方がいいのではないかと思います。

【斎 藤】 そこは今のホームページには出でていないかな。

【石 井】 控えめな表現でしょうか。

【斎 藤】 基本的にあの時議論しましたのは、日本宗教連盟は協賛 5 団体で構成していますから、各協賛団体の中の各宗教法人がそれぞれ会員さんなり信者さん、氏子さんを抱えて、その氏子さん、会員さんたちがいわゆる自分たちの教義の教えに基づいて自分たちの日々の生業をより良いものとしていくと、そういう活動をしているということは何よりも公益ではないだろうかと。

【石 井】 そうしたことをより明確に理解できるようになるといいですね。

【斎 藤】 その原点を踏まえている以上は、これは公益法人として申請しても何らおかしくないということでした。ですから、政府の不特定多数の利益ということではなかったですね。言ってみれば今まで言われていた公共性に近い考えでしたよ。公共的なところの活動を支えていく、なおかつ各法人が諸法令を遵守して円滑に運営していくということです。

【石 井】 公益性は一つの事例で、先ほど斎藤さんがおっしゃったように、近年は宗教

法人をめぐる問題が多面的で多いのですね。ある問題に対してワーキンググループを作り、そこできちんと議論できるような体制を作った方が、宗教界全体にとっていいのではないかなど個人的には思っています。

【打 田】 日本宗教連盟としてまとめるとことになると、それは網羅的に挙げていけば、公益性なり公共性というのは出てくると思うのですがね、何て言うのですかね、集約し一本化となると日宗連としてはなかなか難しいだろうと思いますね。そのこと自体が国民からすれば物足りないというところであるような気はするのですけれども、これはやはり宗教団体の特徴がありますからやむを得ないのかなと。例えて言えば、多分お寺さんもそうだと思うのですが、神社にしても、全国的に網羅するような組織になると、その存立自体が公益性なのだ、公共性なのだという思いもかなりあると思うのですね。しかし一方で信仰的な観点のみで説明しようすれば、非常に説明しづらいところがあるのですね。こういう話をしていくと、今度は宗教法人法の宗教団体の定義が問題となり、そこからまた公益性を含め議論を始めなければいけないという思いはあるので限りなく広がってしまいます。ただ、日宗連として共通して言えることは、会計とか金銭の流れについては、オープンにしていくことはできるはずなので、そういうところからまずやって行けばと思います。

宗教と教育

【斎 藤】 例えば日本宗教連盟でも生命倫理の問題では衆議院、参議院の厚生労働委員会で参考人として意見を陳述して、いろいろな形で発信の努力はしていると思います。そういうところも是非見ていただきたい、例えば宗教教育のことで言えば教育基本法の問題の時には意見陳述もしましたし、意見書も出しました。公教育における宗教教育をどう考えるか、見るか、これについても5団体で議論して、それを公のところに出していく。ですので、単に会計面だけではなしに、生命倫理の問題、教育の問題、こういうことについても日宗連の中で検討して取り組んでいるということは是非御理解を頂ければと思います。

【野生司】 日本宗教連盟の協賛団体はそれでいいのですよ。いろいろ情報も頂けるし。問題は入っていないところに対して何か働きかけができるかどうか。できないと、日宗連の力というのはどうしても限られてくると思うのですよね。

【石 井】 東日本大震災のような時の対応について、シンポジウムを開くような場合には、加盟していない宗教団体も一緒に発言をしていますね。それは同じ問題を抱えているからで、日本宗教連盟に加盟するかどうかは関係なく、宗教法人の公益性とか、宗教法人の情報公開とか、あるいは臓器移植でも、そうした時に一緒に討論なり議論なりはできるのだろうと思うのです。そうしたきっかけを作るのは一番日宗連がふさわしい団体なのかなという気がします。

【打 田】 呼びかけの窓口として、日本宗教連盟の役割はあると思います。来る来ない

は別としても。

【和 泉】 やはり日本の中では、宗教界を束ねている日本宗教連盟というのは大きな存在だと思います。世間から問いかけがあったら、それに応える責任は日宗連にはあると思うのです。

それと私、さっき少しおっしゃった宗教教育をどうするか、これは非常に大きな問題だと思うのです。教育基本法でもいろいろ議論されましたし、私もその時担当でしたけれども、やはりこれからどうやって宗教を教えていくか。現状では、宗教とは何かという教育がなされなかった。そういう状況の中でずっと教育がなされてきて、いきなり宗教と言われてもやはり戸惑うと思うのですよね。学校で、いろいろな宗教が世の中にはあるよと、宗教について自分で判断する力を持たせる教育が必要だという議論は、当時あったと思うのです。日宗連でもシンポジウムをやった覚えがあります。でも、そのような教育を誰がやるか。宗教に造詣の深い教師がいるのかということが問題になった。それに対して日宗連として、もし行政の方から言われば応えますよということは、平成15年の意見書で出しているはずなのですよ。宗派教育は別にして、これから宗教教育は、宗教とは何かということを考えていく。平成13年9月のアメリカ同時多発テロ事件の後、10月に日宗連は声明を出して、12月にはムスリムを呼んでシンポジウムをやりましたよね。その時に言わされたのは、ムスリムの人々は一日に何回か礼拝される、礼拝されることは知っているけれども、どうしての人たちは礼拝するのだろうかということは情報がない。そういう教育を我々は受けていないし、日宗連といつてもよその団体ですから、となる訳です。9.11以降、ムスリムの団体に日宗連に入っていただくかという議論も少しありましたね。でも束ねる団体がないということでいまだに日の目を見ていないと思いますけれども、一方で、日宗連としてはいろいろな団体を傘下に入れることは必要だと思います。それにしてもやはり宗教をどう教えるか、これは文科省の責任だと思うのですね。

【野生司】 それだけではなくて、今後、道徳教育が義務化されるという話を聞きました。西欧では道徳と宗教というのは切り離せない訳です。日本宗教連盟の果たす役割は、そうした意味でも大きいと思いますね。教育というものをどのように考えていくかということは、今後の日本宗教界にとって非常に重要な課題だと思います。

【打 田】 その宗教教育、本当に私も大切だと思っています。その時に、宗教界としてもう一回原点に戻って考える必要があるのではないかと思うのは、政教分離規定の解釈です。かつて宗教界の中には政教分離の解釈も様々だった。そのため結果として、宗教教育も宗派教育も全て駄目だと自ら言ってきた、そういう歴史が私はあると思うのですね。だからそこから、政教分離の解釈自体を原点に戻って新たに打ち立てていく。もちろん宗派教育のことを言っている訳ではないですけれども、一般教養としての宗教教育というものをどうしていくのかということは、これこそ宗教全体が前面に立っていくべきだろうと思いますね。これからは宗教教育も宗教情操教育も大切だという立場に立つ

ていくのであるならば、やはりそれなりのきちつとした結論を出した上で進んで、それをオープンにしていくということは、私は宗教団体全体にとっての利益につながっていくのだろうとは思いますね。

【長 尾】 私は、最近中学校の先生に聞いたことですけれど、宗教家として「心の問題がやはり大切ですよ」と、さっき道徳の話をされましたけれども。そういう意味で言いましたら、「心の問題って何ですか」と反問されました。「精神的な問題ですか」と。彼らにとっては心の問題と言えば、いわゆる精神的な病気の問題、彼らにはそれしか考えられないのですよね。教える側の先生がそんな状態だということで、今おっしゃったように全部閉鎖（宗教については一切ノーコメント）してしまっていますから。そこから変えていかなくてはならないのです。

【打 田】 今まで私から見れば矛盾的なところがあるのですが、今後は更に増えるのかもしれません。そこで宗教界も今までいろいろな歴史的経緯はありましたが、そろそろそれを乗り越え一歩前に出ていく、そういう時代になってきている。それが国民のニーズに応えていけるような一段階、一歩ではないかと私は常々思いますけれども。

【石 井】 皆さんが小学生、中学生のための宗教のテキストを刊行すればいいと思っているのですけれども、難しいでしょうか。

【打 田】 現実、ここ近年はお寺さんもそうではないですか。子供たちが随分来ますよね、総合学習とかで、話をしてくれというようなことが。だから現場というかそういうところでは割合来てはいるのですけれども。

【石 井】 そういう時にバランスよく神社なりお寺なりキリスト教なりいろいろな宗教の考え方とか、その根底にあるものとか、違いも含めて、小学生が読んで、学校では教えてくれない、両親も分からない、だけど読むと宗教はこのようなものなのかというのが分かるテキストが小学生、中学生に必要だと思うのです。高校生向けのものも少ないような気がします。

【斎 藤】 これは私の言葉ではなしに山折哲雄さんの言葉ですが、「宗教教育は何も宗教者だけが考えることではない」ということをいつかおっしゃっていました。例えば万葉集をきちつと教える。万葉集の半分は挽歌ほんかですから、生と死の問題を考えることができます。例えば源氏物語の中での靈の問題、いわゆる現実の世界と目に見えない世界、そういうところをきちつと教えることで、宗教的な素養が身に付くはずだと。そういうところをもう一度いろいろな方々の知恵を出し合うべきではないかということをおっしゃっておられました。

【石 井】 一冊で済む訳はないので、いろいろなもの見方もありますから、小学生のためのそういうジャンルの本というのができて、関心のある子供さんが読めるような状況にしてあげれば、私は学校教育の中で十分に補えると思うのですけれども。

【和 泉】 個々の教団ではもう既にやっているのではないかでしょうか。

【石 井】 やっているのですよ。子供さん向けにたくさん出しているのですけれども、

一般の人ではほとんど知らないし流通もしていないですよね。そこが一番問題なのです。

【和 泉】 金光教も幼稚園、中学、高校、大学を持っており、信者でない方も入られますけれども、宗教科で使うテキストというのは宗教科の教諭が作っていますよね。日本宗教連盟ではなかなか指針になるものはできないと思います。さっきも言いました、個々の教団の緻密な調査をして、何か行政として浮かび上がるならそれはそれでいいでしょう。

【野生司】 ついここ二、三日前ですが、小学生にどう道徳を教えたらよいか、という先生方を対象にしたシンポジウムがありました。参加者はまだ暗中模索といった状態でした。急に道徳を教えろといわれても、それぞれの先生個人の倫理観に基づくものしか教えられない訳です。そうした場面で、何か参考になる資料は日本宗教連盟で作れるのではないかと思います。

【石 井】 そうなのです。その時に個別の団体だとやはり「ノー」になるので、連合体が作ったというところが重要なのだと思うのです。

【和 泉】 ところがね、そういうものを例えれば日本宗教連盟が自らやる必要はないと思うのですよ。例えば行政から問われて、それに応ずることはできますよ。しかし日宗連として少ない予算の中で、では、テキストをみんな集めてやりましょうといったってそれはなかなか難しい。現実的にどうですかね。

おわりに

【石 井】 時間も大分迫ってきましたので、順番に全体の御感想なり御提言を頂いて、今日はこれでおしまいにさせていただきたいと思います。和泉さん、お願いします。

【和 泉】 まず日本宗教連盟としては、個々の協賛団体、それから個々の教団に対して自浄自律ということを、常にそうあるべしと言い続けるべきだと思います。それは誰に言われてするのでもない、我々が自分でやるのだという姿勢を日本宗教連盟は堅持して、個々の団体あるいは教団に対して発信できるような、これは必要だと思うのですね。

それと、個々の教団やその連合体は、いつでも文化とか文明を意識することが大切だと思います。平成15年に意見書を出した時に「宗教文化」という言葉を使いましたが、今は國學院大學でそういうことを率先しておられますよね。あのような文化としての宗教。個々の教団が布教活動をする以外に文化に寄与するという面を助長するのが、やはり日宗連であると思いますし、その点では宗務課とも連携していかないと、日宗連だけがという訳にはいかないでしょう。その辺で宗務課と協力していくば宗教文化、精神文化には寄与できるのではないかと思うのです。

それともう一つ思うのは、日本人の特性というのか寛容の精神、「和」ですね。時代のキーワードは「和」と言ってよいのではないでしょうか。日宗連というのは本当に不思議な団体だと思うのです、これは世界的に見ても。みんな仲良くやっていこうという感じがありますよね。その中で、情報も公開したり議論もしたり。そういうものを一言で

言えば、「和」ではないかと思うのですね。日本人としては、聖徳太子ではないですけれども、やはり大事なことではないですか、「和」というのは。そういうものを日宗連で、宗教がみんな「和」の精神を持ちましょうとかね、言い過ぎるとまずいかなという気もしますけれども、やはり底辺にはみんなで文化を支えることをしましょうというのは、日宗連がいつも言い続けることが大事かなと。まとめればその3点ぐらいでしようかね、私は個人的に思うのですが。

【石井】 ありがとうございました。打田さん、お願ひします。

【打田】 私は今、宗教はブームで追い風が吹いていると思います。それをそのまま利用するつもりはないし、更に宗教は内面の問題というところがありますから一様には言えないのですが、今以上に晴れの舞台に宗教全体が上がって、発信をしていくべきだろうと思います。それは行政も宗教界も含めて、さらなる向上の時に来ているのだろうと思います。そうしないと宗教が正しく理解されないし、それどころか、社会の安定が保たれなくなる気がします。もっと言うとこの先どうなってしまうのかという不安があり、私たちは、それらに答えるべく不断の努力が必要だと私は思いますね。

【石井】 ありがとうございました。斎藤さん、お願ひします。

【斎藤】 今日は「宗務行政の回顧と展望」ということですが、日本は先の大戦で敗れポツダム宣言を受諾した訳です。当時の記録を読むと宗務課廃止論も出て、GHQでは宗務課は要らないという判断に傾いていたようですね。そうした中で、逆に宗教界から、宗務課は必要だということで、当時の吉田孝一宗務課長が間に立って苦労されて宗務課が残り、今日まで続いてきた、これは事実としてあると思うのですね。一方、いろいろな問題も出てきていますので、どこかで一度宗務行政の振り返りをする時にきているのではないかでしょうか。

【石井】 ありがとうございました。長尾さん、お願ひします。

【長尾】 そうですね。やはり考えてみますとね、宗教というものは民法の公益法人のトップに入っているのですけれども、何かしら宗教には公共性はないのだとあるお役人に言われてみたり、あるいは宗教は自分たちの宗派だけの利益のために活動しているのではないかという誤解があるのですよね。やはりそれを解いていって、宗教が日本人全体のために、ひいては世界の人々に向かって自分たちの宗教の教えによって幸いをもたらそうとしているのだという公共性を持っているのだということを発信していかなくてはいけないのではないかと思うのですね。その辺のところがやはり少し足りないのでないかなと。だから誤解されて、宗教法人はお金をたくさんためているとか、税金をかけろとかそういうようなことを言われて、少し我々にとっては心外なところがある訳で、自らその辺を正していく必要があるのではないかと感じております。

【石井】 ありがとうございました。野生司さん、お願ひします。

【野生司】 現在、日本の社会は高齢化と少子化が急速に進行しています。高齢化ということは、亡くなる方の数も今後増えていくわけですが、最近、特に首都圏でお葬式もや

らないという家庭が出始めています。年忌法要も以前と比べ減っています。都市部ではお仏壇のない家も多いようです。連綿と続いてきた仏教文化、仏教的習俗がどんどん失われているような気がします。

一方、先行きが見えにくい社会ですから、いろいろ不安を抱えた人も多いと思います。安定した職場が見つからない若者、リストラにおびえるサラリーマン、孤独な一人暮らしの老人、親せきも御近所も昔のようには当てにできない時代です。こうした中で、宗教、宗教団体が果たす役割は、今後ますます大きくなると思います。日本宗教連盟の重要性も高まるることは間違ひありません。

【石井】 皆様、ありがとうございました。

宗教者や宗教団体が尊敬されない社会は余りいい状態ではないと思っています。今の日本はこうした余りよくない状態に置かれているのではないかと常日頃思っています。世論調査を見ますと、宗教的な信仰を持っているとか、宗教的な儀礼、慣習を行っている人の方が、幸福度が高いですね。宗教者や宗教団体がもっと日本の社会の中できちんと認知されて活動されることが、この国の文化や社会を豊かにしていくことだと思っておりますし、そのように宗務行政が進んでいくことが日本のこれからあるべき姿なのかなと思います。その点で皆様方のこれから益々の御活躍もきっと期待されているのだろうと思います。

本日は御多忙の中ありがとうございました。

付記

本座談会は、公益財団法人日本宗教連盟に関係があつた方々を招いて企画した。各参加者の日宗連における役職と在任年度は、次のとおりである。（五十音順、敬称略）

（司会）

石井 研士

理事：平成 23 年～現職

（出席者）

和泉 正一（教派神道連合会）

参議：平成 9 年～平成 10 年、幹事：平成 11 年～平成 14 年、事務局長：平成 14 年
打田 文博（神社本庁）

幹事：平成 3 年～平成 11 年、事務局長：平成 5, 10 年

斎藤 謙次（新日本宗教団体連合会）

幹事：平成 5 年～現職、事務局長：平成 6, 11, 16, 21 年

長尾 博吉（日本キリスト教連合会）

参議：昭和 62 年～平成 23 年、評議員：平成 24 年～現職

野生司祐宏（全日本佛教会）

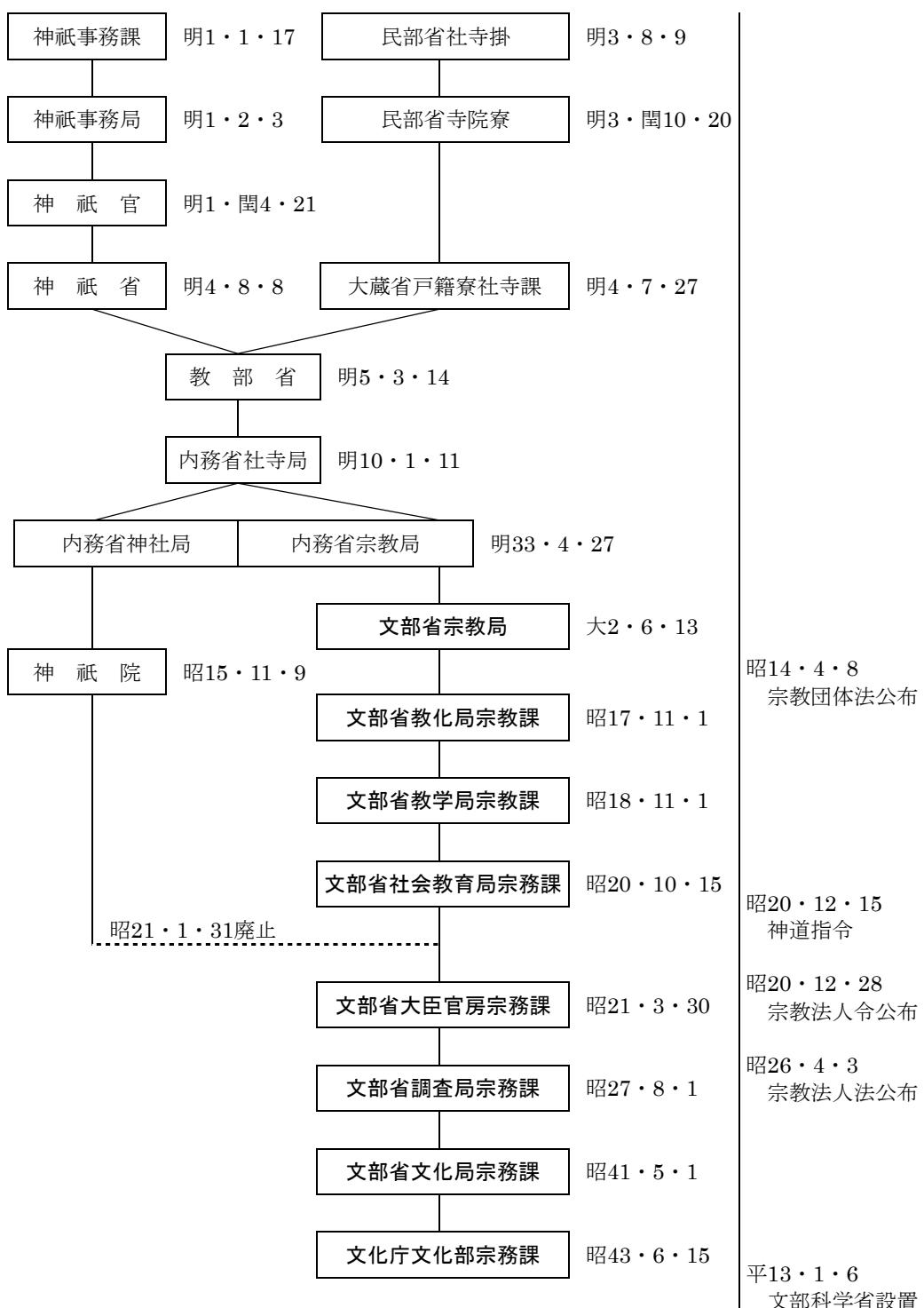
幹事：平成 10 年～平成 11 年

なお、日本キリスト教連合会の関係者として、当初は佐藤丈史氏に依頼していたが、座談会の開催直前の本年 7 月 27 日に 77 歳で逝去された。日宗連における佐藤氏の役職と在任年度は、次のとおりである。

幹事：平成 7 年～平成 24 年、事務局長：平成 8, 13, 18, 22 年

資料

宗務行政組織の変遷（中央）



(備考) 大 2・6・13

大 13・12・25

昭 3・12・1

文部省宗教局に第一課、第二課を設置

第一課を宗務課、第二課を古社寺保存課に改称

古社寺保存課を保存課に改称

資料

宗務課所掌事務規程の変遷

1 廃止法令

(1) 文部省官制

○ 文部省官制（明治三十一年十月二十二日勅令第二百七十九号）（略）

○ 文部省官制中改正ノ件（大正二年六月十三日勅令第百七十三号）（抄）

文部省官制中左ノ通改正ス

第一条 文部大臣ハ教育、学芸及宗教ニ関スル事務ヲ管理ス

第四条 文部省ニ左ノ三局ヲ置ク

専門学務局

普通学務局

宗教局

第六条ノ二 宗教局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 神仏各派、寺院、宗教ノ用ニ供スル堂宇其ノ他宗教ニ関スル事項

二 古社寺保存ニ関スル事項

三 僧侶及教師ニ関スル事項

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○ 文部省官制中改正ノ件（大正八年四月二十四日勅令第百四十六号）（抄）

文部省官制中左ノ通改正ス

第六条ノ三 宗教局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 神仏各派、寺院、宗教ノ用ニ供スル堂宇其ノ他宗教ニ関スル事項

二 古社寺保存ニ関スル事項

三 僧侶及教師ニ関スル事項

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○ 文部省官制中改正ノ件（昭和三年十一月六日勅令第二百六十五号）（抄）

文部省官制中左ノ通改正ス

第六条ノ四ニ左ノ一号ヲ加フ

四 史蹟名勝天然紀念物保存ニ関スル事項

附 則

本令ハ昭和三年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

○ 文部省官制中改正ノ件（昭和四年七月一日勅令第二百十七号）（抄）

文部省官制中左ノ通改正ス

第六条ノ三ヲ第六条ノ四トシ第六条ノ四ヲ第六条ノ五トシ同条第二号中「古社寺保存」ヲ「国宝保存」ニ改メ第六条ノ五ヲ第六条ノ七トシ同条中「三人」ヲ「二人」ニ改ム

第九条中「古社寺保存ニ関スル事務」ヲ「国宝保存ニ関スル技術」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○ 文部省官制中改正ノ件（昭和十五年三月三十日勅令第百十九号）（抄）

文部省官制中改正左ノ通改正ス

第十条ノ三 文部省ニ宗務官専任三人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ宗教ノ教義、儀式

等ノ調査研究及ビ宗教ニ関スル団体ノ指導ヲ掌ル

第十条ノ四 文部省ニ宗務官補専任四人ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ宗教ノ教義、

儀式等ノ調査研究及ビ宗教ニ関スル団体ノ指導ニ從事ス

附 則

本令ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○ 文部省官制（昭和十七年十一月一日勅令第七四八号）（抄・全部改正）

第一条 文部大臣ハ教育、学芸及宗教ニ関スル事務ヲ管理ス

第三条 文部省ニ左ノ八局ヲ置ク

　　総務局

　　専門教育局

　　国民教育局

　　教学局

　　科学局

　　体育局

　　図書局

　　教化局

第十一条 教化局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

　一 宗教団体、宗教結社其ノ他宗教ニ関スル事項

第二十五条 文部省ニ宗務官専任二人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ宗教ノ教義、儀式

等ノ調査研究及ビ宗教ニ関スル団体ノ指導ヲ掌ル

第二十六条 文部省ニ宗務官補専任二人ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ宗教ノ教義、

儀式等ノ調査研究及ビ宗教ニ関スル団体ノ指導ニ從事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○ 文部省官制中改正ノ件（昭和十八年十一月一日勅令第八百十二号）（抄）

文部省官制中改正左ノ通改正ス

第三条中「八局」ヲ「六局」ニ改メ「図書局」ヲ削ル
教化局」

第七条 教学局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

三 宗教団体、宗教結社其ノ他宗教ニ関スル事項

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○ 文部省官制中改正ノ件（昭和二十年十月十五日勅令第五百七十号）（抄）

文部省官制中改正左ノ通改正ス

「国民教育局」「学校教育局」

第三条中 専門教育局 ヲ 社会教育局」ニ改メ「体育局」ノ次ニ「教科書局」ヲ加フ
教学局」

第五条 社会教育局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

四 宗教ニ関スル事項

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○ 文部省官制中改正等ノ件（昭和二十一年三月三十日勅令第百七十二号）（抄）

文部省官制中改正左ノ通改正ス

第二条ニ左ノ一号ヲ加フ

八 宗教ニ関スル事項

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（2）文部省分課規程

○ 文部省分課規程改正（大正二年六月十八日官報）（抄）

文部省ニ於テ本月十三日分課規程ヲ左ノ通改正セリ

第四条 宗教局ニ第一課、第二課ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシム

第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 教派、宗派、教会、僧侶、教師其ノ他宗教ニ関スルコト

二 他課ニ属セサル事務

第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 寺院, 仏堂ニ関スルコト
- 二 古社寺保存ニ関スルコト

○ 文部省分課規程中改正（大正八年六月十一日官報）（抄）

文部省ニ於テ今般分課規程中左ノ通改正セリ

第四条第二項ヲ左ノ如ク改ム

第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 教派, 宗派, 教会, 僧侶, 教師其ノ他宗教ニ関スルコト
- 二 法人ニ関スルコト
- 三 他課ニ属セサル事務

○ 文部省分課規程中改正（大正十三年十二月二十五日官報）（抄）

文部省分課規程中左ノ通改正シ本月二十二日ヨリ施行セリ

第六条 宗教局ニ宗務課, 古社寺保存課ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシム

宗務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 教派, 宗派, 教会, 僧侶, 教師其ノ他宗教ニ関スルコト
- 二 法人ニ関スルコト

古社寺保存課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 古社寺保存ニ関スルコト
- 二 寺院, 仏堂ニ関スルコト
- 三 他課ニ属セサル事務

○ 文部省分課規程中改正（昭和三年十二月四日官報）（抄）

文部省分課規定中左ノ通改正シ本月一日左ノ通改正セリ

第六条 宗教局ニ宗務課, 保存課ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシム

宗務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 教派, 宗派, 教会, 僧侶, 教師其ノ他宗教ニ関スルコト
- 二 寺院, 仏堂ニ関スルコト
- 三 法人ニ関スルコト

保存課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 古社寺保存ニ関スルコト
- 二 史蹟名勝天然紀念物保存ニ関スルコト
- 三 他課ニ属セサル事務

○ 文部省分課規程中改正（昭和八年五月二十二日官報）（抄）

文部省分課規程中左ノ通改正シ一昨二十日ヨリ施行セリ

第七条第三項中第三号ヲ第四号トシ左ノ一号ヲ加フ

三 重要美術品等ノ保存ニ関スルコト

○ 文部省分課規程中改正（昭和十四年十月三日官報）（抄）

一昨一日文部省分課規程中左ノ通改正セリ

第七条第三項中第三号ノ次ニ左ノ二号ヲ加ヘ第四号ヲ第六号ニ改ム

四 神武天皇聖蹟調査ニ関スルコト

五 国史館造営ニ関スルコト

○ 文部省分課規程中改正（昭和十五年四月五日官報）（抄）

本月一日文部省分課規程中左ノ通改正セリ

第七条第二項ヲ左ノ通改ム

宗務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 宗教団体及宗教結社ニ関スルコト

二 教師，僧侶及布教者ニ関スルコト

三 其ノ他宗教ニ関スルコト

四 法人ニ関スルコト

○ 文部省分課規程改正（昭和十七年十一月二日官報）（抄）

文部省分課規程左ノ通改正シ昨一日ヨリ之ヲ施行セリ

第九条 教化局ニ總務課，宗教課及文化施設課ヲ置ク

宗教課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 宗教団体及宗教結社ニ関スルコト

二 教師，僧侶及布教者ニ関スルコト

三 宗教制度及宗教文化ノ調査研究ニ関スルコト

四 教化活動ノ振興ニ関スルコト

五 宗教ニ関スル団体ニ関スルコト

六 其ノ他宗教ニ関スルコト

○ 文部省分課規程中改正（昭和十八年十一月四日官報）（抄）

文部省分課規程中左ノ通改正シ本月一日ヨリ之ヲ施行セリ

第五条 教学局ニ教学課，思想課，国語課，宗教課及文化課ヲ置ク

宗教課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 宗教団体及宗教結社ニ関スルコト

二 教師，僧侶及布教者ニ関スルコト

三 宗教制度及宗教文化ノ調査研究ニ関スルコト

- 四 教化活動ノ振興ニ関スルコト
- 五 宗教ニ関スル団体ニ関スルコト
- 六 宗教ニ関スル法人ニ関スルコト
- 七 其ノ他宗教ニ関スルコト

○ 文部省分課規程改正（昭和二十年七月十二日官報）（抄）

文部省分課規程左ノ通改正シ昨十一日ヨリ之ヲ施行セリ

第六条 教学局ニ教学課，思想課，宗教課及教化課ヲ置ク

- 宗教課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 宗教団体及宗教結社ニ関スルコト
- 二 教師，僧侶及布教師ニ関スルコト
- 三 宗教制度及宗教文化ノ調査研究ニ関スルコト
- 四 宗教教化活動ノ振興ニ関スルコト
- 五 宗教ニ関スル団体ニ関スルコト
- 六 宗教ニ関スル法人ニ関スルコト
- 七 其ノ他宗教ニ関スルコト

○ 文部省分課規程中改正（昭和二十年十月十六日官報）（抄）

文部省分課規程左ノ通改正シ昨十五日ヨリ之ヲ施行セリ

第五条 社会教育局ニ社会教育課，文化課，調査課及宗務課ヲ置ク

- 宗務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 宗教自由ノ保全ニ関スルコト
- 二 宗教ニ関スル法人及団体ニ関スルコト
- 三 其ノ他宗教ニ関スルコト

○ 文部省分課規程（昭和二十一年三月二十三日官報）（抄）

文部省分課規程中左ノ通改正シ本月十五日ヨリ之ヲ施行セリ

第五条 社会教育局ニ社会教育課，文化課，芸術課，調査課及宗務課ヲ置ク

- 宗務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 信教自由ノ保全ニ関スルコト
- 二 宗教ニ関スル法人及団体ニ関スルコト
- 三 其ノ他宗教ニ関スルコト

（3）文部省設置法

○ 文部省設置法（昭和二十四年五月三十一日法律第百四十六号）（抄）

（大臣官房の事務）

第七条 大臣官房においては、文部省所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

2 大臣官房においては、前項に掲げる事務のほか、左の事務をつかさどる

四 宗教に関する情報、資料を収集し、及び宗教団体に関し、連絡すること。

附 則

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 左の勅令及び政令は、廃止する。但し、法律（これに基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除くほか、従前の機関及び職員は、この法律に基く相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

文部省官制（昭和十七年勅令第七百四十八号）

○ 文部省設置法の一部を改正する法律（昭和二十七年七月三十一日法律第二百七十一号）（抄）

文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

（文部省の任務）

第四条 文部省は、学校教育、社会教育、学術及び文化の振興及び普及を図ることを任務とし、これらの事項及び宗教に関する国の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

十三 地方公共団体及びその機関の行う教育、学術、文化及び宗教の事務に関する制度並びに地方公務員たる教育職員に関する制度に関し、調査し、及び企画すること。

十九 地方公共団体及び教育委員会、都道府県知事その他の地方公共団体の機関に対し、教育、学術、文化及び宗教に関する行政の組織及び運営について指導、助言及び勧告を与えること。

三十 宗教に関する情報資料を収集し、及び宗教団体と連絡すること。

第七条から第十二条までを次のように改める。

（調査局の事務）

第十一条 調査局においては、左の事務をつかさどる。

十七 宗教に関する情報資料の収集及び宗教団体との連絡に関すること。

十八 宗教法人の規則等の認証を行うこと。

附 則

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

○ 文部省設置法の一部を改正する法律（昭和四十一年四月五日法律第四十七号）（抄）

文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「調査局」を「文化局」に改める。

第十一条を次のように改める。

(文化局の事務)

第十一条 文化局においては、次の事務をつかさどる。

十一 宗教に関する情報資料の収集及び宗教団体との連絡に関すること。

十二 宗教法人の規則等の認証を行うこと。

附 則

1 この法律は、昭和四十一年五月一日から施行する。

○ 行政機構の簡素化等のための総理府設置法等の一部を改正する法律（昭和四十三年六月十五日法律第九十九号）（抄）

第五章 文部省関係

(文部省設置法の一部改正)

第十六条 文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 外局（第二十八条・第二十九条）」を
「第三章 文化庁
第一節 総則（第二十
第二節 内部部局（第
第三節 附属機関（第
八条一第三十条）

三十一条一第三十五条）に、「第三十条・第三十一条」を「第四十四条・第四十五条」
三十六条一第四十三条）」

に改める。

第六条第一項中「六局」を「五局」に改め、「文化局」を削る。

第二十七条第一項の表宗教法人審議会の項及び国語審議会の項を削り、同表高等専門学校審議会の項中「（昭和二十四年法律第二百七十号）」を削り、同表著作権制度審議会の項及び臨時私立学校振興方策調査会の項を削る。

第三章を次のように改める。

第三章 文化庁

第一節 総則

(設置)

第二十八条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて、文部省の外局として、
文化庁を置く。

(任務及び長)

第二十九条 文化庁は、文化の振興及び普及並びに文化財の保存及び活用を図るとともに、宗教に関する国の行政事務を行なうことを任務とする。

2 文化庁の長は、文化庁長官とする。

第二節 内部部局

(内部部局)

第三十一条 文化庁に、長官官房及び次の二部を置く。

文化部

文化財保護部

(文化部の事務)

第三十四条 文化部においては、次の事務をつかさどる。

十 宗教法人の規則等の認証を行なうこと。

十一 宗教に関する情報資料の収集及び宗教団体との連絡に関すること。

十二 文化又は宗教に関する法人（宗教法人を除く。）の設立の許可を行なうこと。

十三 文化の振興及び普及並びに宗教に関する国の行政事務に関し、第二十六条、

第二十七条及び第四十三条に掲げる審議会等に対し、事務的、技術的な援助を与えること。

十四 その他文化の振興及び普及並びに宗教に関する国の行政事務に関し、文化庁の権限として法令の定める事項を処理すること。

第三節 附属機関

(審議会)

第四十三条 文化庁に、次の表の上欄に掲げる機関を置き、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載するとおりとする。

種類	目的
宗教法人審議会	文部大臣の諮問に応じて宗教法人に関する認証その他宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）に基づきその権限に属させられた事項を調査審議し、及びこれに関連する事項について文部大臣に建議すること。

(宗教法人法の一部改正)

第二十四条 宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条第二項中「学識経験のある者のうちから」の下に「、文化庁長官の申出より」を加える。

第七十六条中「文部省文化局」を「文化庁文化部」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

○ 中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律（平成十一年七月十六日法律第百二号）（抄）

第二章 総理府設置法等の廃止

(総理府設置法等の廃止)

第四条 次に掲げる法律は、廃止する。

五 文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

（4）文部省組織令

○ 文部省組織令（昭和二十七年八月三十日政令第三百八十七号）（抄）

第一章 本省の内部部局

第五節 調査局

（調査局の分課）

第三十条 調査局に左の七課を置く。

一 企画課

二 調査課

三 統計課

四 国際文化課

五 広報課

六 国語課

七 宗務課

（宗務課）

第三十七条 宗務課においては、左の事務をつかさどる。

一 宗教に関する情報資料の収集及び提供に関する事務。

二 宗教団体との連絡に関する事務。

三 宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）に関する事務を処理すること。

四 宗教法人審議会に関する事務。

附 則

1 この政令は、昭和二十七年九月一日から施行する。

○ 文部省組織令の一部を改正する政令（昭和四十一年四月三十日政令第百三十六号）

（抄）

文部省組織令（昭和二十七年政令第三百八十七号）の一部を次のように改正する。

（文化局の分課）

第三十条 文化局に次の六課を置く。

一 文化課

二 芸術課

- 三 国語課
 - 四 著作権課
 - 五 国際文化課
 - 六 宗務課
- (宗務課)

第三十六条 宗務課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 宗教に関する情報資料の収集及び提供に関すること。
- 二 宗教団体との連絡に関すること。
- 三 宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）に関する事務を処理すること。
- 四 宗教法人審議会に関すること。

附 則

- 1 この政令は、昭和四十一年五月一日から施行する。

○ 文部省組織令の一部を改正する政令(昭和四十三年六月十五日政令第百七十号)(抄)

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第六項及び第二十条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

文部省組織令（昭和二十七年政令第三百八十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節の二 体育局（第二十九条の三—第二十九条の八）を削り、「文化局」を「体育局」に、「第二章 文化財保護委員会事務局（第四十九条—第五十六条）」を「第二章 文化庁の内部部局

- 第一節 長官官房（第四十九条—第五十二条）
- 第二節 文化部（第五十三条—第五十八条）に改める。
- 第三節 文化財保護部（第五十九条—第六十五条）
- 第四節 共通事項（第六十六条）」

第二章を次のように改める。

第二章 文化庁の内部部局

第二節 文化部

(文化部の分課)

第五十三条 文化部に、次の五課を置く。

- 一 文化普及課
 - 二 芸術課
 - 三 国語課
 - 四 著作権課
 - 五 宗務課
- (宗務課)

第五十八条 宗務課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 宗教法人の規則等の認証その他宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）に

関する事務を処理すること。

- 二 宗教に関する情報資料の収集及び提供に関すること。
- 三 宗教団体との連絡に関すること。
- 四 宗教法人審議会に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

○ 文部省組織令（昭和五十九年六月二十八日政令第二百二十七号）（抄・全部改正）

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）及び文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の規定に基づき、文部省組織令（昭和二十七年政令第三百八十七号）の全部を改正するこの政令を制定する。

第二章 文化庁

第一節 内部部局

第一款 長官官房及び部の設置等

(長官官房及び部の設置)

第八十五条 文化庁に長官官房及び次の二部を置く。

文化部

文化財保護部

(文化部の事務)

第八十九条 文化部においては、次の事務をつかさどる。

- 十 宗教法人の規則等の認証を行うこと。
- 十一 宗教に関する情報資料の収集及び宗教団体との連絡に関すること。

第二款 課の設置等

第二目 文化部

(文化部の分課)

第九十五条 文化部に次の五課を置く。

文化普及課

芸術課

国語課

著作権課

宗務課

(宗務課)

第一百条 宗務課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 宗教法人の規則等の認証その他宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）の施行に関すること。

- 二 宗教に関する情報資料の収集及び提供に関すること。
- 三 宗教団体との連絡に関すること。
- 四 宗教法人審議会に関すること。

第二節 審議会等

(審議会等)

第百七条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、文化庁に次の表の上欄に掲げる審議会を置き、これらの審議会の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

- 3 法律の規定により置かれる宗教法人審議会及び文化財保護審議会は、文化庁に置かれるものとする。

附 則

この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

○ 中央省庁等改革に伴い関係政令等を廃止する政令（平成十二年六月七日政令第三百四十四号）（抄）

内閣は、中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第百二号）及び中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第百六十号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

次に掲げる勅令及び政令は、廃止する。

百四十一 文部省組織令（昭和五十九年政令第二百二十七号）

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

（5）文部省組織規程

○ 文部省組織規程（昭和二十四年五月三十一日文部省令第二十一号）（抄）

（大臣官房）

第一条 大臣官房に左の六課を置く。

人事課

総務課

会計課

渉外ユネスコ課

福利課

宗務課

（宗務課）

第七条 宗務課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 宗教に関する情報、資料を収集し、及びそれらを利用に供すること。
- 二 宗教団体に関し、関係各庁及び宗教団体に必要な連絡をすること。
- 三 宗教法人に関する法令に基く事務を処理すること。
- 四 この課の所掌事務に関する法人の設立の認可について、管理局に対し、勧告すること。
- 五 この課の所掌事務に関する法令案を作成し、及び予算案を準備すること。

附 則

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十四年六月一日から適用する。

○ 文部省組織規程（昭和二十七年一月十四日文部省令第一号）（抄）

文部省組織規程（昭和二十四年文部省令第二十一号）の一部を次のように定める。

第七条第三号を次のように改める。

- 三 宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）に基く事務を処理すること。

附 則

この省令は、公布の日から施行し、（中略）宗教法人法（中略）に基く事務に関する規定は、これらの法令の施行の日から適用する。

○ 文部省組織規程（昭和二十七年八月一日文部省令第十九号）（抄・全部改正）

文部省設置法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第二百七十一号）の施行に伴い、文部省組織規程（昭和二十四年文部省令第二十一号）の全部を改正する省令を次のように定める。

（調査局の分課）

第三十三条 調査局に左の七課を置く。

企画課

調査課

統計課

国際文化課

広報課

国語課

宗務課

（宗務課の事務）

第四十条 宗務課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 宗教に関する情報、資料の収集及び利用に関すること。
- 二 宗教団体との連絡に関すること。
- 三 宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）に関する事務を処理すること。

四 宗教法人審議会の庶務を処理すること。

附 則

1 この省令は、昭和二十七年八月一日から施行する。

(6) 文部省設置法施行規則

○ 文部省設置法施行規則（昭和二十八年一月十三日文部省令第二号）（抄）

附 則

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和二十八年一月一日から適用する。

2 左に掲げる省令は、廃止する。

一 文部省組織規程（昭和二十七年文部省令第十九号）

○ 文部省設置法施行規則の一部を改正する省令（平成八年五月十一日文部省令第十四号）（抄）

文部省設置法施行規則（昭和二十八年文部省令第二号）の一部を次のように改正する。
(宗教法人室)

第八十条の十五 文化部宗務課の所掌事務のうち、文部省組織令第百条第一号及び第四号に掲げる事務を処理させるため、宗教法人室を置く。

2 宗教法人室に、室長を置く。

3 室長は、宗教法人室の事務を統括する。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○ 中央省庁等改革のための文部省令の整備等に関する省令（平成十二年十月三十一日文部省令第五十三号）（抄）

文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）その他の中央省庁等改革関係法令の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、中央省庁等改革のための文部省令の整備等に関する省令を次のように定める。

（省令の廃止）

第一条 次に掲げる省令は、廃止する。

一 文部省設置法施行規則（昭和二十八年文部省令第二号）

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

2 現行法令

(1) 文部科学省設置法

○ 文部科学省設置法（平成十一年七月十六日法律第九十六号）（抄）

最終改正 平成二十四年八月二十二日法律第六十七号

第二章 文部科学省の設置並びに任務及び所掌事務

第一節 文部科学省の設置

（設置）

第二条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項の規定に基づいて、文部科学省を設置する。

2 文部科学省の長は、文部科学大臣とする。

第二節 文部科学省の任務及び所掌事務

（任務）

第三条 文部科学省は、教育の振興及び生涯学習の推進を中心とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成、学術、スポーツ及び文化の振興並びに科学技術の総合的な振興を図るとともに、宗教に関する行政事務を適切に行うこととする。

（所掌事務）

第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

八十九 宗教法人の規則、規則の変更、合併及び任意解散の認証並びに宗教に関する情報資料の収集及び宗教団体との連絡に関すること。

九十三 地方公共団体の機関、大学、高等専門学校、研究機関その他の関係機関に対し、教育、学術、スポーツ、文化及び宗教に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

九十七 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき文部科学省に属させられた事務

第四章 文化庁

第一節 設置並びに任務及び所掌事務

第一款 設置

第二十六条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて、文部科学省に、文化庁を置く。

2 文化庁の長は、文化庁長官とする。

第二款 任務及び所掌事務

（任務）

第二十七条 文化庁は、文化の振興及び国際文化交流の振興を図るとともに、宗教に関する行政事務を適切に行うこととする。

（所掌事務）

第二十八条 文化庁は、前条の任務を達成するため、第四条第三号、第五号、第三十六号、第三十八号、第三十九号、第八十一号から第八十九号まで、第九十号（学術及びスポーツの振興に係るものを除く。）、第九十一号及び第九十三号から第九十七号までに掲げる事務をつかさどる。

第二節 審議会等

（設置）

第二十九条 文化庁に、文化審議会を置く。

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより文部科学省に置かれる審議会等で文化庁に置かれるものは、宗教法人審議会とする。

（宗教法人審議会）

第三十一条 宗教法人審議会については、宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）の定めるところによる。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

（2）文部科学省組織令

○ 文部科学省組織令（平成十二年六月七日政令第二百五十一号）（抄）

最終改正 平成二十五年六月二十六日政令第百八十九号

第二章 文化庁

第一節 特別な職

（次長）

第九十三条 文化庁に、次長一人を置く。

第二節 内部部局

第一款 長官官房及び部の設置等

（長官官房及び部の設置）

第九十四条 文化庁に、長官官房及び次の二部を置く。

文化部

文化財部

（文化部の所掌事務）

第九十六条 文化部は、次に掲げる事務をつかさどる。

六 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、文化及び宗教に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

十一 宗教法人の規則、規則の変更、合併及び任意解散の認証並びに宗教に関する情報資料の収集及び宗教団体との連絡に関すること。

第二款 課の設置等

第二目 文化部

(文化部に置く課)

第百三条 文化部に、次の三課を置く。

芸術文化課

国語課

宗務課

(宗務課の所掌事務)

第百六条 宗務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 宗教法人の規則、規則の変更、合併及び任意解散の認証並びに宗教に関する情報資料の収集及び宗教団体との連絡に関すること。

二 都道府県知事に対し、宗教に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

(3) 文部科学省組織規則

○ 文部科学省組織規則（平成十三年一月六日文部科学省令第一号）（抄）

最終改正 平成二十五年六月二十六日文部科学省令第二十一号

第二章 文化庁

第二節 文化部

(宗教法人室)

第八十六条 宗務課に、宗教法人室を置く。

2 宗教法人室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 宗教法人の規則、規則の変更、合併及び任意解散の認証に関すること。

二 都道府県知事に対し、宗教に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

3 宗教法人室に、室長を置く。

附 則

(施行期日)

第一条 この中央省庁等改革推進本部令（次条において「本部令」という。）は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

資料

宗教法人審議会委員名簿

第1期

会長員
委員

下村寿一	昭和27年1月31日～昭和29年1月30日
飯沼竜遠	(元文部省宗教局長) (日蓮宗宗務司監)
井手成三	(元文部事務次官)
小笠原彰真	(浄土真宗本願寺派総務)
岡田戒玉	(真言宗醍醐派大本山三宝院門跡)
折口信夫	(慶應義塾大学教授, 取消)
岸本英夫	(東京大学教授)
河野省三	(國學院大學名誉教授, 27・11・20～29・1・30 前任者折口信夫の残任期間)
弧峰智璨	(曹洞宗副貫首)
里見達雄	(全日本仏教連盟常務理事)
出口伊佐男	(大本愛善苑主管者)
富田満	(日本基督教団統理)
長谷外余男	(熱田神宮宮司)
松本正夫	(慶應義塾大学教授)
御木徳近	(ピーエル教団教主)
諸井慶五郎	(天理教教務総長)

第2期

会長員
委員

下村寿一	昭和29年3月5日～昭和31年3月4日
岸本英夫	(元文部省宗教局長) (東京大学教授)
清田寂坦	(天台宗宗務総長)
末広愛邦	(真宗大谷派宗務総長)
高階研一	(神社本庁事務総長)
富田満	(日本基督教団統理)
長岡慶信	(真言宗豊山派財務部長)
庭野鹿藏	(日敬, 立正交成会会長)
古川左京	(東照宮宮司)
松本正夫	(慶應義塾大学教授)
御木徳近	(ピーエル教団教主)
諸井慶五郎	(天理教教務総長)
芳村忠明	(神習教管長)
渡辺真海	(浄土宗宗務長)

第3期

会長員
委員

下村寿一	昭和31年4月24日～昭和33年4月23日
阿原謙藏	(元文部省宗教局長) (学徒援護会理事長)
香月善祐	(浄土宗本派代表役員)
岸本英夫	(東京大学教授)
衣笠興道	(臨済宗妙心寺派宗務総長)
久保田正文	(立正大学教授)
小林珍雄	(上智大学教授)

富岡盛彦 (富岡八幡宮宮司)
 仁戸田六三郎 (早稲田大学教授)
 平田貫一 (神社本庁事務総長)
 藤音得忍 (浄土真宗本願寺派総長)
 御木徳近 (ピーエル教団教主)
 諸井慶五郎 (天理教教務総長)
 芳村忠明 (神習教管長)
 渡辺善太 (日本基督教団教師)

第4期 会 员	下村寿一 (元文部省宗教局長)	昭和33年4月24日～昭和35年4月23日
	秋岡保治 (神社本庁事務総長)	
	阿原謙藏 (学徒援護会理事長)	
	石崎政一郎 (立教大学教授)	
	神田尚順 (天台宗護国院住職)	
	岸本英夫 (東京大学教授)	
	倉持秀峰 (真言宗智山派管長)	
	竹島栄雄 (菅原神社宮司)	
	仁戸田六三郎 (早稲田大学教授)	
	西沢浩仙 (曹洞宗宗務総長, 35・2・19死去)	
	御木徳近 (ピーエル教団教主)	
	宮谷法含 (真宗大谷派宗務総長)	
	諸井慶五郎 (天理教表統領)	
	芳村忠明 (神習教管長)	
	渡辺善太 (日本基督教団教師)	
第5期 会 员	下村寿一 (元文部省宗教局長)	昭和35年5月6日～昭和37年5月5日
	阿原謙藏 (学徒援護会理事長)	
	阿部龍伝 (真言宗智山派宗機顧問)	
	太田淳昭 (浄土真宗本願寺派宗議会議員)	
	岸本英夫 (東京大学教授)	
	栗本俊道 (浄土宗本派協議会議長)	
	小林珍雄 (上智大学教授)	
	宍野健式 (扶桑教管長)	
	竹島栄雄 (菅原神社宮司)	
	仁戸田六三郎 (早稲田大学教授)	
	古屋新 (浅間神社宮司)	
	御木徳近 (ピーエル教団教主)	
	望月桓匡 (日蓮宗宗務総長)	
	諸井慶五郎 (天理教表統領)	
	渡辺善太 (日本基督教団教師)	
第6期 会 员	下村寿一 (元文部省宗教局長)	昭和37年5月11日～昭和39年5月10日
	阿部龍伝 (真言宗智山派宗機顧問)	
	稻田清助 (国立近代美術館長)	
	大塚市助 (東京外国语大学教授)	
	香取茂世 (香取神社宮司)	
	岸本英夫 (東京大学教授)	

栗 本 俊 道 (浄土宗宗議会議員)
 訓 霸 信 雄 (真宗大谷派宗務総長)
 金 剛 秀 一 (曹洞宗宗務総長)
 宮 野 健 弐 (扶桑教管長)
 高 松 忠 清 (住吉大社宮司)
 庭 野 日 敬 (立正佼成会会長)
 御 木 徳 近 (ピーエル教団教主)
 諸 井 慶 五 郎 (天理教表統領)
 渡 辺 善 太 (日本基督教団教師)

第7期

会長
委員
会長
(40・2・4から)

下 村 寿 一 (元文部省宗教局長, 40・1・9死去)
 阿 部 龍 伝 (真言宗智山派宗機顧問)
 飯 田 秀 眞 (東大神宮司)
 石 津 照 薩 (東北大学学長)
 稲 田 清 助 (国立近代美術館長)
 太 田 淳 昭 (浄土真宗本願寺派総長)
 大 塚 市 助 (東京外国语大学教授)
 金 子 弁 浄 (日蓮宗宗務総長)
 金 剛 秀 一 (曹洞宗宗務総長)
 宮 野 健 弐 (扶桑教管長)
 庭 野 日 敬 (立正佼成会会長)
 三 浦 重 義 (多賀大社宮司)
 御 木 徳 近 (ピーエル教団教主)
 諸 井 慶 五 郎 (天理教よろず相談所長)
 渡 辺 善 太 (日本基督教団正教師)

昭和39年5月11日～昭和41年5月10日

第8期

会長
委員

稲 田 清 助 (文化財保護委員会委員長)
 阿 部 龍 伝 (真言宗智山派宗機顧問)
 大 石 秀 典 (新日本宗教団体連合会専務理事・事務総長)
 大 塚 市 助 (東京外国语大学教授)
 岡 田 実 実 (鶴岡八幡宮宮司)
 久 保 正 蟠 (東京大学法学部長)
 小 林 大 巍 (浄土宗宗務総長)
 金 剛 秀 一 (全日本仏教会常務理事)
 宮 野 健 弐 (扶桑教管長)
 柴 田 道 守 (實行教管長)
 清水谷 恭 順 (聖觀音宗浅草寺住職)
 西 村 敬太郎 (日本キリスト教連合会委員長)
 庭 野 日 敬 (立正佼成会会長)
 林 栄 治 (神社本庁事務副総長)
 増 谷 文 雄 (国際宗教研究所理事長)

昭和41年7月1日～昭和43年6月30日

第9期

会長
委員

稲 田 清 助 (文化財保護審議会会長, 44・2・28まで)
 阿 部 信 伸 (稻荷神社宮司(福島県))
 安 斎 伸 (上智大学教授)
 片 山 日 幹 (日蓮宗宗務総長)

昭和43年8月1日～昭和45年7月31日

久 保 正 輜	(東京大学教授)
来 馬 道 断	(曹洞宗高岩寺住職, 45・5・13 死去)
小 林 大 巍	(浄土宗宗務総長)
品 田 聖 平	(神道大教管長)
柴 田 道 守	(實行教管長)
篠 田 康 雄	(熱田神宮宮司)
杉 谷 義 周	(天台宗寛永寺住職)
滝 沢 清	(日本キリスト教連合会幹事)
会 長 (44・3・27 から)	田 中 義 男 (中央教育審議会委員, 44・3・1~46・2・28)
庭 野 日 敬	(立正佼成会会长)
深 田 長 治	(円応教教主)
増 谷 文 雄	(国際宗教研究所理事長)
第 10 期	昭和 45 年 9 月 1 日~昭和 47 年 8 月 31 日
会 長	田 中 義 男 (文化財保護審議会会长, 46・2・28 まで及び 46・4・1~48・3・31)
委 員	安 斎 伸 稔 (上智大学教授) 稻 田 稔 界 (浄土宗正観院住職) 片 山 日 幹 (日蓮宗宗務総長) 久 保 正 輜 (東京大学教授) 品 田 聖 平 (神道大教管長) 柴 田 道 守 (實行教管長) 杉 谷 義 周 (天台宗寛永寺住職) 滝 沢 清 (日本キリスト教連合会幹事) 伊 達 翼 (明治神宮権宮司) 林 本 栄 治 (洲崎浜宮神明神社宮司) 深 田 長 治 (円応教教主) 増 谷 文 雄 (都留文科大学学長) 宮 本 武 保 (妙智会教団理事長) 山 田 義 道 (曹洞宗宗務総長)
第 11 期	昭和 47 年 9 月 11 日~昭和 49 年 9 月 10 日
会 長	田 中 義 男 (文化財保護審議会会长, 48・3・31 まで及び 48・4・1~50・3・31)
委 員	安 斎 伸 稔 (上智大学教授) 工 藤 義 修 (本願寺築地別院輸番) 久 保 正 輜 (東京大学名誉教授) 品 田 聖 平 (神道大教管長) 柴 田 道 守 (實行教管長) 白 井 光 男 (神社本庁事務副総長) 鈴 木 悟 (真宗大谷派宗務総長, 48・4・1~50・3・31) 滝 沢 清 (日本キリスト教連合会幹事) 築 山 定 誉 (真言宗豊山派宗務総長) 塙 瑞比古 (神社本庁事務総長) 深 田 長 治 (円応教教主) 堀 一 郎 (成城大学教授) 宮 本 武 保 (妙智会教団理事長) 山 田 義 道 (曹洞宗宗務総長)

第12期

会長	田中義男	昭和49年9月11日～昭和51年9月10日
委員	相沢久 浅井堅教 金子安平 河田晴夫 神田寛雄 久保正幡 品田聖平 田澤康三郎 田辺哲崖 深田長治 藤井香嶺 松村菅和 宮本武保 山田義道 山田襄 渡辺照吉	(文化財保護審議会会长, 50・3・31まで及び 50・4・1～52・3・15) (上智大学教授) (真言宗豊山派宗務総長) (神社本庁事務副総長) (松尾大社宮司) (浄土真宗本願寺派総長) (東京大学名誉教授) (神道大教管長) (松緑神道大和山教主, 51・5・10～53・5・9) (曹洞宗宗務総長, 50・3・16～52・3・15) (円応教教主, 51・4・3死去) (真宗大谷派東京本願寺輪番) (日本キリスト教連合会委員長) (妙智会教団理事長) (曹洞宗宗務総長, 50・3・16まで) (日本聖公会教務院長) (御嶽教管長)

第13期

会長	田中義男	昭和51年10月1日～昭和53年9月30日
委員	相沢久 浅井堅教 金子安平 河田晴夫 久保正幡 高井清 田澤康三郎 田辺哲崖 出口京太郎 福田繁	(文化財保護審議会会长, 52・3・15まで及び 52・3・16～54・3・15) (上智大学教授) (真言宗豊山派宗務総長) (神社本庁事務副総長) (松尾大社宮司, 53・6・14死去) (東京大学名誉教授) (日本基督教団総幹事) (松緑神道大和山教主, 53・5・9まで) (曹洞宗宗務総長, 52・3・15まで及び 52・3・16～54・2・19) (大本總長) (国立科学博物館長, 52・3・16～54・3・15)
会長 (52・4・21から)	藤岡義昭 松村寿顕 松村菅和 宮本武保 安田好三	(本願寺築地別院輪番) (日蓮宗宗務総長) (日本キリスト教連合会委員長) (妙智会教団理事長) (金光教教監)

第14期

会長	福田繁	昭和54年2月20日～昭和56年2月19日
委員	相沢久 芦部信喜 石倉保助 芝原郷音 田澤康三郎 出口京太郎	(国立科学博物館長, 54・3・15まで及び 54・3・16～56・3・15) (上智大学教授) (東京大学教授) (大慧会教団理事長) (本願寺築地別院輪番) (松緑神道大和山教主) (大本總長)

中本仁一 (日本バプテスト同盟総主事)
 西高辻信貞 (太宰府天満宮宮司)
 野村宗春 (浄土宗宗務支所長)
 町田宗夫 (曹洞宗宗務総長)
 松山能夫 (東京大神宮宮司)
 松村寿顕 (日蓮宗宗務総長)
 松村菅和 (日本キリスト教連合会委員長)
 安田好三 (金光教教監)

第15期

会長	福田繁	昭和 56 年 2 月 20 日～昭和 58 年 2 月 19 日
委員	相沢久	(国立科学博物館長, 56・3・16～58・3・15)
	芦部信喜	(上智大学教授)
	石倉保助	(東京大学法学部長)
	岡田已成	(大慧会教団理事長)
	淨見晴夫	(曹洞宗宗務総長, 57・2・15まで)
	久保塙太清	(宮地嶽神社宮司, 56・10・9死去)
	黒神直久	(真言宗豊山派宗務総長)
	黒住宗晴	(遠石八幡宮宮司, 57・2・16～59・2・15)
	櫻井勝之進	(黒住教教主)
	塩田義朗	(多賀大社宮司)
	田澤康三郎	(日蓮宗宗務総長)
	田中亮三	(松緑神道大和山教主)
	出口京太郎	(曹洞宗宗務総長, 57・2・16～57・6・9)
	中本仁一	(大本総長)
	梨本哲雄	(真宗佛光寺派宗務長, 57・12・1～59・11・30)
	鰐渕正浩	(全日本仏教会理事長, 57・11・30まで)
	松村菅和	(日本キリスト教連合会委員長)
	宮崎清文	(日本交通福祉協会会長, 57・6・10～59・6・9)

第16期

会長	福田繁	昭和 58 年 4 月 1 日～昭和 60 年 3 月 31 日
委員	芦部信喜	(前国立科学博物館長)
	阿南成一	(東京大学教授)
	阿部慶昭	(南山大学教授)
	伊藤治雄	(全日本仏教会理事長, 59・12・1～60・11・29)
	巫部健彦	(曹洞宗宗務総長)
	久保塙太清	(神理教管長)
	黒神直久	(真言宗豊山派宗務総長)
	黒住宗晴	(黒住教教主)
	櫻井勝之進	(多賀大社宮司)
	副島廣之	(明治神宮権宮司, 59・2・16～61・2・15)
	田澤康三郎	(松緑神道大和山教主)
	田中實	(慶應義塾大学教授)
	中本仁一	(日本バプテスト同盟総主事)
	梨本哲雄	(真宗佛光寺派宗務長, 59・11・30まで)
	宮崎清文	(日本交通福祉協会会長, 59・6・9まで及び 59・6・10～61・6・9)
	吉岡太十郎	(祖神道教団教主)

第17期

会長員
委員

福田繁喜
芦部信喜
阿南成一
阿部慶昭
飯島正三
遠藤日護
巫部健彦
黒住宗晴
桑原眉尊
櫻井勝之進
佐原陽二
副島廣之
武田裔彦
田中實
中本仁一
宮崎清文

昭和60年4月1日～昭和62年3月31日
(日本育英会会长)
(学習院大学教授)
(南山大学教授)
(全日本佛教会理事長, 60・11・29死去)
(思親会会长)
(日蓮宗宗務總長)
(神理教管長)
(黒住教教主)
(曹洞宗宗務總長, 61・3・10～63・3・9)
(神社本庁副總長)
(妙道会教團理事長)
(明治神宮権宮司, 61・6・9まで及び61・6・10～63・6・9)
(浄土宗宗務總長)
(慶應義塾大学教授)
(日本バプテスト深川教会牧師)
(日本交通福祉協会会长, 61・6・9まで及び61・6・10～63・6・9)

第18期

会長員
委員

村山松雄
芦部信喜
阿南成一
飯島正三
岡本健治
巫部健彦
黒住宗晴
桑原眉尊
櫻井勝之進
佐原陽二
白井永二
副島廣之
竹中玄鼎
田中實
野口善雄
宮崎清文
八代崇
渡邊靜波

昭和62年4月1日～平成元年3月31日
(東京国立博物館館長)
(学習院大学教授)
(南山大学教授)
(思親会会长)
(熱田神宮宮司, 63・8・1～2・7・31)
(神理教管長)
(黒住教教主)
(曹洞宗宗務總長, 63・3・9まで)
(神社本庁副總長, 63・7・31まで)
(妙道会教團理事長)
(神社本庁副總長, 62・10・1～元・9・30)
(明治神宮権宮司, 62・9・30まで)
(臨済宗妙心寺派宗務總長)
(駿河台大学教授)
(全日本佛教会理事長, 63・4・1～2・3・31)
(日本交通福祉協会会长, 63・6・9まで及び63・8・1～2・7・31)
(日本聖公会北関東教区主教)
(浄土真宗本願寺派總長)

第19期

会長員
委員

村山松雄
阿南成一
江田廣典
岡本健治
巫部健彦
工藤伊豆

平成元年4月1日～平成3年3月31日
(内外学生センター会長)
(南山大学教授)
(天台宗宗務總長)
(熱田神宮宮司, 2・7・31まで及び2・8・1～4・7・31)
(神理教管長)
(神社本庁常務理事, 元・10・1～3・9・30)

藏山光堂 (曹洞宗宗務総長, 2・4・1~4・3・31)
 佐原陽二 (妙道会教団会長)
 白井永二 (神社本庁副総長, 元・9・30まで)
 杉山一太郎 (扶桑教管長)
 竹田眞 (日本聖公会東京教区主教)
 田中實 (駿河台大学教授)
 徳富義孝 (高野山真言宗宗務総長)
 奈良次郎 (筑波大学教授, 2・8・1~4・7・31)
 野口善雄 (全日本仏教会理事長, 2・3・31まで)
 樋口陽一 (東京大学教授)
 深田充啓 (円応教教主)
 宮崎清文 (日本交通福祉協会会长, 2・7・31まで)

第20期

会長	村山松雄	平成3年4月1日~平成5年3月31日
委員	出居茂	(内外学生センター会長)
	伊藤通明	(修養団捧誠会副総裁)
	大桃吉雄	(日蓮宗宗務総長)
	岡本健治	(御嶽教管長)
	加藤知衛	(神社本庁副総長, 4・7・31まで)
	工藤伊豆	(神社本庁常務理事, 4・8・1~6・7・31)
	藏山光堂	(神社本庁常務理事, 3・9・10まで及び3・10・1~5・9・3)
	白柳誠一	(曹洞宗宗務総長, 4・3・31まで)
	新堂幸司	(カトリック中央協議会代表役員)
	杉山一太郎	(東京大学教授)
	竹田眞	(扶桑教管長)
	奈良次郎	(日本聖公会東京教区主教)
	成田有恒	(筑波大学教授)
	樋口陽一	(浄土宗宗務総長, 4・4・1~6・3・31)
	深田充啓	(東京大学教授)
	藤音晃祐	(円応教教主)
		(浄土真宗本願寺派総長)

第21期

会長	村山松雄	平成5年4月1日~平成7年3月31日
委員	出居茂	(内外学生センター会長)
	伊藤治雄	(修養団捧誠会副総裁)
	石上智康	(全日本仏教会理事長, 6・4・1~8・3・31)
	大桃吉雄	(日蓮宗宗務総長)
	岡本健治	(御嶽教管長)
	加藤知衛	(神社本庁副総長, 5・10・1~7・9・30)
	川田聖定	(神社本庁常務理事, 6・7・31まで及び6・8・20~8・8・19)
	工藤伊豆	(真言宗豊山派宗務総長)
	佐藤幸治	(高山稻荷神社宮司, 5・9・30まで)
	白柳誠一	(京都大学教授)
	新堂幸司	(カトリック東京大司教区大司教)
	杉山一太郎	(東海大学教授)
	竹田眞	(扶桑教管長)
	中村恭子	(日本聖公会東京教区主教)
		(川村学園女子大学教授, 6・8・20~8・8・19)

奈 良 次 郎	(筑波大学教授, 6・7・31まで)
成 田 有 恒	(浄土宗宗務総長, 6・3・31まで)
深 田 充 啓	(円応教教主)
第22期	平成7年4月1日～平成9年3月31日
会 長 三 角 哲 生	(ユネスコ・アジア文化センター理事長)
委 員 出 居 茂	(修養団捧誠会副総裁)
	(全日本仏教会理事長, 8・3・31まで)
	(真言宗智山派宗務総長)
	(御嶽教管長)
伊 藤 治 雄	(神社本庁総長, 7・9・30まで及び7・10・1～9・9・30)
上 村 正 剛	(神社本庁常務理事, 8・8・19まで及び8・8・20～10・8・19)
大 桃 吉 雄	(京都大学教授)
岡 本 健 治	(全日本仏教会理事長, 8・4・1～10・3・31)
加 藤 知 衛	(カトリック東京大司教区大司教)
佐 藤 幸 治	(東海大学教授)
白 幡 憲 佑	(天台宗宗務総長)
白 柳 誠 一	(扶桑教管長)
新 堂 幸 司	(日本聖公会東京教区主教)
杉 谷 義 純	(川村学園女子大学教授, 8・8・19まで及び8・8・20～10・8・19)
杉 山 一 太 郎	(善隣教教主)
竹 田 真	
中 村 恭 子	
力 久 隆 積	
第23期	平成9年4月1日～平成11年3月31日
会 長 新 堂 幸 司	(東海大学教授)
委 員 新 田 邦 夫	(神道修成派管長)
	(救世真教會長)
新 井 三 知 夫	(志波彦神社・鹽竈神社宮司, 10・8・20～12・8・19)
磯 貝 洋 一	(御嶽教管長)
大 桃 吉 雄	(神社本庁総長, 9・9・30まで)
岡 本 健 治	(神社本庁常務理事, 10・8・19まで)
加 藤 知 衛	(国際日本文化研究センター所長)
河 合 隼 雄	(ルーテル学院大学学長)
清 重 尚 弘	(京都大学教授)
佐 藤 幸 治	(津田塾大学学長)
志 村 尚 子	(熊本県立大学学長)
白 幡 憲 佑	(日本バプテスト連盟常務理事)
手 島 孝 孝	(日蓮宗宗務総長)
内 藤 淳 一 郎	(川村学園女子大学教授, 10・8・19まで及び10・8・20～12・8・19)
永 井 祥 文	(立正佼成会会長)
中 村 恭 子	(公立学校共済組合理事長)
庭 野 日 鑛	(真宗大谷派宗務総長)
野 崎 弘	(臨済宗妙心寺派宗務総長, 10・4・1～12・3・31)
能 郷 英 士	(聖心女子大学教授)
細 川 景 一	(神社本庁評議員, 9・10・1～11・9・30)
松 本 滋	
宮 崎 義 敬	

	森 隆 夫	(お茶の水女子大学名誉教授)
第24期		平成11年4月1日～平成13年3月31日
会 長	佐 藤 幸 治	(京都大学教授)
委 員	新 田 邦 夫	(神道修成派管長)
	新 井 三知夫	(救世真教會長)
	池 端 雪 浦	(東京外国语大学教授)
	磯 貝 洋 一	(志波彦神社・鹽竈神社宮司, 12・8・19まで及び12・8・20～13・9・30)
	大 竹 明 彦	(曹洞宗宗務總長, 12・4・1～14・3・31まで)
	河 合 隼 雄	(国際日本文化研究センター所長)
	児 島 邦 宏	(東京学芸大学教授)
	手 島 孝 孝	(熊本県立大学学長)
	鳥 居 慎 譲	(真言宗豊山派宗務總長)
	内 藤 淳 一郎	(日本バプテスト連盟常務理事)
	中 村 恭 子	(川村学園女子大学教授, 12・8・19まで及び12・8・20～13・6・25)
	庭 野 日 鎧	(立正佼成会会長)
	野 崎 弘	(公立学校共済組合理事長)
	長 谷 川 正 浩	(全日本仏教会顧問弁護士)
	長 谷 部 由 起 子	(学習院大学教授)
	細 川 景 一	(臨済宗妙心寺派宗務總長, 12・3・31まで)
	松 本 滋	(聖心女子大学教授)
	湊 晶 子	(東京女子大学教授)
	宮 崎 義 敬	(神功皇后神社宮司, 11・9・30まで及び11・10・1～13・9・30まで)
	芳 村 正 德	(神習教管長)
第25期		平成13年4月1日～平成15年3月31日
会 長	手 島 孝 孝	(九州大学名誉教授)
委 員	阿 部 美 哉	(國學院大學学長, 13・10・1～15・9・30)
	池 端 雪 浦	(東京外国语大学学長)
	磯 貝 洋 一	(志波彦神社・鹽竈神社宮司, 13・9・30まで)
	大 石 真	(京都大学教授)
	大 竹 明 彦	(曹洞宗宗務總長, 14・3・31まで)
	岡 野 聖 法	(解脱会法主)
	黒 住 宗 道	(黒住教副教主)
	氣 多 雅 子	(京都大学教授)
	児 島 邦 宏	(東京学芸大学教授)
	小 林 照 宥	(真言宗智山派宗務總長)
	滝 口 俊 子	(放送大学教授)
	田 澤 豊 弘	(松緑神道大和山教主)
	田 中 恒 清	(石清水八幡宮宮司, 13・10・1～15・9・30)
	柄 尾 泰治郎	(湊川神社宮司, 13・10・1～15・9・30)
	内 藤 淳 一郎	(東京バプテスト神学校教師)
	中 村 恭 子	(川村学園女子大学教授, 13・6・25死去)
	野 崎 弘	(公立学校共済組合理事長)
	長 谷 川 正 浩	(全日本仏教会法律顧問)
	長 谷 部 由 起 子	(学習院大学教授)
	湊 晶 子	(東京基督教大学名誉教授)

宮 崎 義 敬
芳 村 正 德
(神功皇后神社宮司, 13・9・30まで)
(神習教管長)

第26期

会長	阿部 美哉	平成15年4月1日～平成17年3月31日
委員	池端 雪浦	(國學院大學学長, 15・10・1～, 15・12・1死去)
	井田 良	(東京外国语大学学長)
	石上 智康	(慶應義塾大学教授)
会長 (16・4・26から)	大石 真	(全日本仏教会常務理事, 16・3・31まで)
		(京都大学教授)
	岡野 聖法	(解脱会法主)
	清重 尚弘	(九州ルーテル学院大学学長)
	黒住 宗道	(黒住教副教主)
	氣多 雅子	(京都大学教授)
	小林 正道	(全日本仏教会事務総長)
	齋藤 明聖	(全日本仏教会事務総長, 16・4・1～18・3・31)
	櫻井 敬子	(学習院大学教授)
	島薦 進	(東京大学大学院教授, 16・4・1～18・3・31)
	鈴木 伶子	(日本キリスト教協議会議長)
	滝口 俊子	(放送大学教授)
	田澤 豊弘	(松緑神道大和山教主, 15・9・23死去)
	田中 佐和	(神靈の家教主, 16・4・1～18・3・31)
	田中 恒清	(石清水八幡宮宮司, 15・10・1～17・9・30)
	柄尾 泰治郎	(湊川神社宮司, 15・10・1～17・9・30)
	野崎 弘	(独立行政法人国立博物館理事長)
	長谷川 正浩	(全日本仏教会法律顧問)
	長谷部 由起子	(学習院大学教授)
	芳村 正徳	(神習教教主)

第27期

会長	大石 真	平成17年4月1日～平成19年3月31日
委員	池田 行信	(京都大学教授)
	池端 雪浦	(全日本仏教会事務総長, 18・4・1～20・3・31)
	井田 良	(東京外国语大学学長)
	清重 尚弘	(慶應義塾大学教授)
	黒住 宗道	(九州ルーテル学院大学学長)
	氣多 雅子	(黒住教副教主)
	小林 正道	(京都大学教授)
	齋藤 明聖	(全日本仏教会常務理事)
	佐藤 典子	(全日本仏教会事務総長, 18・3・31まで)
	島薦 進	(弁護士)
		(東京大学大学院教授, 18・3・31まで及び 18・4・1～20・3・31)
	鈴木 伶子	(弁護士)
	滝口 俊子	(放送大学教授)
	田中 佐和	(神靈の家教主, 18・3・31まで及び 18・4・1～20・3・31)
	田中 恒清	(石清水八幡宮宮司, 17・9・30まで及び 17・10・1～19・9・30)
	柄尾 泰治郎	(湊川神社宮司, 17・9・30まで及び 17・10・1～19・9・30)

野 崎 弘 (独立行政法人国立博物館理事長)
 長谷川 正 浩 (全日本仏教会法律顧問)
 山 岸 敬 子 (中京大学教授)
 芳 村 正 徳 (神習教教主)
 力 久 隆 積 (善隣教教主)

第28期

会 長	大 石 真	平成 19 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日
委 員	池 田 行 信	(京都大学大学院教授)
	池 端 雪 浦	(全日本仏教会事務総長, 20・3・31まで)
	井 田 良	(東京外国语大学学長)
	打 田 文 博	(慶應義塾大学教授)
	清 重 尚 弘	(小國神社宮司, 19・10・1～21・9・30)
	黒 住 宗 道	(九州ルーテル学院大学学長)
	氣 多 雅 子	(黒住教副教主)
	小 林 正 道	(京都大学教授)
	斎 藤 謙 次	(全日本仏教会常務理事)
	佐 藤 穎 一	(新日本宗教団体連合会事務局長)
	佐 藤 典 子	(東京国立博物館長)
	島 蘭 進	(弁護士)
		(東京大学大学院教授, 20・3・31まで及び 20・4・1～22・3・31)
	滝 口 俊 子	(放送大学教授)
	田 中 佐 和	(神靈の家教主, 20・3・31まで)
	田 中 恒 清	(石清水八幡宮宮司, 19・9・30まで及び 19・10・1～21・9・30)
	柄 尾 泰治郎	(湊川神社宮司, 19・9・30まで)
	長谷川 正 浩	(全日本仏教会法律顧問)
	深 澤 信 善	(全日本仏教会事務総長, 20・4・1～22・3・31)
	深 田 恵 子	(円応教恵主, 20・4・1～22・3・31)
	山 岸 敬 子	(中京大学教授)
	山 北 宣 久	(日本キリスト教協議会議長)
	芳 村 正 徳	(神習教教主)

第29期

会 長	大 石 真	平成 21 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日
委 員	飯 野 正 子	(京都大学大学院教授)
	井 田 良	(津田塾大学学長)
	打 田 文 博	(慶應義塾大学教授)
		(小國神社宮司, 21・9・30まで及び 21・10・1～23・9・30)
	巫 部 祐 彦	(神理教管長)
	清 重 尚 弘	(九州ルーテル学院大学学長)
	黒 住 宗 道	(黒住教副教主)
	氣 多 雅 子	(京都大学大学院教授)
	小 林 正 道	(全日本仏教会常務理事)
	斎 藤 謙 次	(新日本宗教団体連合会事務局長)
	佐 藤 穎 一	(東京国立博物館長)
	佐 藤 典 子	(弁護士)
	島 蘭 進	(東京大学大学院教授, 22・3・31まで及び 22・4・1～24・3・31)
	杉 谷 義 純	(全日本仏教会宗教教育推進委員会委員長)

滝 口 俊 子	(放送大学教授)
田 中 恒 清	(石清水八幡宮宮司, 21・9・30まで及び21・10・1~23・9・30)
戸 松 義 晴	(全日本仏教会事務総長, 22・4・1~24・3・31)
深 澤 信 善	(全日本仏教会事務総長, 22・3・31まで)
深 田 恵 子	(円応教恵主, 22・3・31まで及び22・4・1~24・3・31)
山 岸 敬 子	(中京大学教授)
山 北 宣 久	(日本キリスト教連合会委員長)

第30期

会 長
委 員

井 田 良 良	平成 23 年 4 月 1 日 ~ 平成 25 年 3 月 31 日
新 井 誠	(慶應義塾常任理事)
飯 野 正 子	(中央大学法学部教授)
石 井 研 士	(津田塾大学学長)
石 倉 寿 一	(國學院大學神道文化学部長, 24・4・1~26・3・31)
打 田 文 博	(大慧會教団次代会長, 24・4・1~26・3・31)
小 串 和 夫	(小國神社宮司, 23・9・30まで及び23・10・1~25・9・30)
巫 部 祐 彦	(弁護士)
櫻 井 圭 郎	(東京基督教大学神学部教授)
佐 藤 穎 一	(東京国立博物館名譽館長)
佐 藤 典 子	(弁護士)
島 薩 進	(東京大学大学院教授, 24・3・31まで)
杉 谷 義 純	(天台宗機顧問)
杉 本 玲 子	(町田クリスチャンセンター教育主事)
関 崎 幸 孝	(全日本仏教会事務総長, 24・4・1~26・3・31)
田 中 恒 清	(石清水八幡宮宮司, 23・9・30まで)
戸 松 義 晴	(全日本仏教会事務総長, 24・3・31まで)
原 田 一 明	(横浜国立大学大学院国際社会科学研究科教授)
深 田 恵 子	(円応教恵主, 24・3・31まで)
保 積 秀 信	(大和教団教主)
村 鳥 邦 夫	(御嶽教管長)
矢 吹 公 敏	(弁護士)
山 岸 敬 子	(中京大学法学部長)
渡 辺 雅 子	(明治学院大学教授)

第31期

会 長
委 員

新 井 誠	平成 25 年 4 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日
飯 野 正 子	(中央大学法学部教授)
石 井 研 士	(津田塾大学理事長)
石 倉 寿 一	(國學院大學神道文化学部長)
打 田 文 博	(大慧會教団次代会長)
小 串 和 夫	(小國神社宮司)
巫 部 祐 彦	(弁護士)
北 澤 安 紀	(慶應義塾大学法学部教授)
神 日 出 男	(八幡朝見神社宮司, 25・10・1~27・9・30)
櫻 井 圭 郎	(東京基督教大学神学部教授)
佐 藤 典 子	(弁護士)

末廣久美 (全日本佛教婦人連盟理事長)
杉本玲子 (町田クリスチヤンセンター教育主事)
関崎幸孝 (全日本佛教会事務総長)
銭谷眞美 (東京国立博物館館長)
原田一明 (横浜国立大学大学院国際社会科学研究科法曹実務専攻教授)
保積秀信 (大和教団教主)
村鳥邦夫 (御嶽教管長)
矢吹公敏 (弁護士, 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授)
山岸敬子 (明治大学法科大学院教授)
渡辺雅子 (明治学院大学社会学部教授)

資料

宗教法人審議会の主な議題

第1回	昭和27年 2月 22日	宗教法人審議会規則の議決
第2回	昭和27年 4月 22日	認証事務処理状況報告
第3回	昭和27年 10月 15日	宗教法人の宗教法人令及び宗教法人法の切り換について
第4回	昭和27年 11月 28日	宗教法人法附則第5項又は第6項の取扱いについて
第5回	昭和28年 1月 23日	認証事務処理状況報告
第6回	昭和28年 4月 28日	認証事務処理状況報告 宗教法人詐称問題について
第7回	昭和28年 10月 7日	認証事務処理状況報告
第8回	昭和28年 12月 4日	認証事務処理状況報告
第9回	昭和29年 1月 13日	認証事務処理状況報告
第10回	昭和29年 3月 18日	認証事務処理状況報告
第11回	昭和29年 3月 30,31日	認証事務処理状況報告
第12回	昭和29年 10月 13日	認証事務処理状況報告
第13回	昭和29年 11月 29日	認証事務処理状況報告
第14回	昭和30年 2月 4日	認証事務処理状況報告 宗教法人「大滝龕神社」規則の訴願について
第15回	昭和30年 3月 30日	認証事務処理状況報告
第16回	昭和30年 6月 18日	審議方法について
第17回	昭和30年 9月 9日	認証事務処理状況報告
第18回	昭和31年 2月 22日	認証事務処理状況報告 無量院規則の訴願について
第19回	昭和31年 5月 16日	宗教法人審議会議事運営等の説明
第20回	昭和31年 10月 6日	立正交成会問題について
第21回	昭和32年 3月 15日	宗教法人法の改正について（中間報告）
第22回	昭和32年 7月 9日	宗教法人法の改正について（中間報告） 淨覺寺について（裁決） 法明院について（裁決）
第23回	昭和33年 3月 11日	宗教法人法の改正について（中間報告）
第24回	昭和33年 4月 22日	宗教法人法の改正について（中間報告） 宗教法人法における認証、認証の取消等の制度の改善方策に関する答申
第25回	昭和33年 7月 16日	宗教法人審議会議事運営等の説明
第26回	昭和34年 1月 29日	宗教行政の現況について（懇談）
第27回	昭和34年 3月 18日	訴願案件（丹生都比売神社）について
第28回	昭和34年 10月 31日	訴願案件（丹生都比売神社）について
第29回	昭和35年 2月 21日	訴願案件（丹生都比売神社）について 宗教法人法問題について
第30回	昭和35年 3月 25日	訴願案件（丹生都比売神社）について
第31回	昭和35年 6月 4日	宗教法人法における認証、認証の取消等の

		制度の改善方策に関する答申
第 32 回	昭和 35 年 7 月 11 日	訴願案件（丹生都比売神社、花学院、如意等常住院）について（経過報告）
第 33 回	昭和 36 年 2 月 18 日	訴願案件（丹生都比売神社）について
第 34 回	昭和 36 年 3 月 11 日	訴願案件（丹生都比売神社、常住院）について
第 35 回	昭和 36 年 10 月 31 日	訴願案件（丹生都比売神社）について 松岩寺の規則認証に係る行政訴訟について
第 36 回	昭和 36 年 12 月 8 日	訴願案件（丹生都比売神社）について
第 37 回	昭和 37 年 3 月 30 日	訴願案件（丹生都比売神社）について 訴願制度の改正について
第 38 回	昭和 37 年 6 月 25 日	宗教法人審議会の所掌事項及び議事規則の説明 訴願案件（丹生都比売神社）について（裁決）
第 39 回	昭和 37 年 10 月 18 日	訴願案件（常住院、花学院、如意寺）について
第 40 回	昭和 37 年 12 月 4 日	訴願案件（常住院、花学院）について
第 41 回	昭和 38 年 3 月 6 日	訴願案件（常住院（取下げ）、花学院、如意寺）について
第 42 回	昭和 38 年 10 月 1 日	訴願案件（花学院、如意寺）について 商業登記法の施行に伴う宗教法人法の一部改正について
第 43 回	昭和 38 年 11 月 13 日	松岩寺行政処分取消請求訴訟事件について 訴願案件（花学院、如意寺）について
第 44 回	昭和 39 年 3 月 11 日	訴願案件（花学院、如意寺）について
第 45 回	昭和 39 年 6 月 10 日	宗教法人審議会の所掌事項及び議事規則の説明 如意寺・花学院の規則認証に関する訴願について
第 46 回	昭和 39 年 11 月 4 日	如意寺・花学院の規則認証に関する訴願について
第 47 回	昭和 40 年 2 月 4 日	如意寺・花学院の規則認証に関する訴願について（諮問・答申）
第 48 回	昭和 40 年 3 月 17 日	宗教法人の行なう事業調査について
第 49 回	昭和 40 年 7 月 1 日	宗教法人「花学院」規則認証に関する訴願 裁決に対する行政事件訴訟について（報告） 教王護国寺の被包括関係廃止に係る規則変更認証についての不服申立てについて（報告並びに協議） 宗教法人の行なう事業調査について（報告）
第 50 回	昭和 40 年 8 月 20 日	教王護国寺の離脱に係る規則変更認証までの手続経過 真言宗東寺派規則変更の経過 教王護国寺規則変更認証についての不服申立てに関する事情調査 宗教法人の行なう事業調査について（報告） 宗教法人審議会の所掌事項及び審議会規則
第 51 回	昭和 41 年 2 月 23 日	
第 52 回	昭和 41 年 7 月 26 日	

		について（説明）
第 53 回	昭和 42 年 5 月 31 日	昭和 42 年度の事業計画について（報告） 宗教法人の行なう事業調査について（報告） 宗務行政の現況について（報告） 文化庁の設置について（報告） 昭和 43 年度予算案について（報告） 宗教法人審議会の所掌事項および審議会規則について（説明）
第 54 回	昭和 43 年 3 月 26 日	宗務行政の現況について（報告） 宗務行政の現況について（報告） 宗務行政の現況について（報告）
第 55 回	昭和 43 年 9 月 2 日	宗教法人審議会の所掌事項および審議会規則について（説明） 宗務行政の現況について（報告） 宗務行政の現況について（報告） 宗務行政の現況について（報告）
第 56 回	昭和 44 年 3 月 27 日	宗務行政の現況について（報告） 世界救世教被包括 4 教会の被包括関係廃止に係る規則変更認証に関する審査請求について（報告並びに協議）
第 57 回	昭和 44 年 9 月 22 日	世界救世教被包括 4 教会の被包括関係廃止に係る規則変更認証に関する審査請求について（報告）
第 58 回	昭和 45 年 9 月 19 日	世界救世教被包括 4 教会の被包括関係廃止に係る規則変更認証に関する審査請求について（報告） 昭和 46 年度宗務課関係予算並びに事業計画について
第 59 回	昭和 45 年 11 月 19 日	沖縄の復帰に伴う宗教法人等の措置について（報告）
第 60 回	昭和 45 年 12 月 5 日	昭和 47 年度宗務課関係予算並びに事業計画について（報告） 宗務行政の現況について（報告）
第 61 回	昭和 46 年 5 月 25 日	宗教法人審議会の所掌事項および審議会規則について（説明） 宗務行政の現況について（報告） 世界救世教関係合併認証申請について
第 62 回	昭和 46 年 10 月 5 日	竹林院（徳島県）関係審査請求について 宗教法人「世界救世教」関係合併問題について
第 63 回	昭和 47 年 6 月 17 日	竹林院関係審査請求について（報告） 宗教法人「世界救世教」合併問題について 宗教法人「竹林院」の審査請求について（報告）
第 64 回	昭和 47 年 10 月 7 日	宗教法人「竹林院」の規則変更認証申請の不受理処分に関する審査請求について（諮問） 世界救世教合併認証に対する異議申立てについて
第 65 回	昭和 47 年 11 月 16 日	世界救世教合併認証に対する異議申立てについて 世界救世教合併認証に対する異議申立てについて
第 66 回	昭和 47 年 11 月 20 日	世界救世教合併認証に対する異議申立てについて
第 67 回	昭和 48 年 1 月 6 日	世界救世教合併認証に対する異議申立てについて
第 68 回	昭和 48 年 2 月 2 日	世界救世教合併認証に対する異議申立てについて
第 69 回	昭和 48 年 2 月 21 日	世界救世教合併認証に対する異議申立てについて
第 70 回	昭和 48 年 3 月 8 日	世界救世教合併認証に対する異議申立てについて

第 71 回	昭和 48 年 3 月 22 日	世界救世教合併認証に対する異議申立てについて（諮問）
第 72 回	昭和 48 年 3 月 29 日	世界救世教合併認証に対する異議申立てについて 宗教法人「世界救世教」の現状等について（事情聴取）
第 73 回	昭和 48 年 4 月 4 日	世界救世教合併認証に対する異議申立てについて
第 74 回	昭和 48 年 5 月 12 日	世界救世教合併認証に対する異議申立てについて
第 75 回	昭和 48 年 6 月 23 日	昭和 48 年度宗務課関係予算並びに事業計画について 宗務行政の現況について
第 76 回	昭和 48 年 11 月 26 日	世界救世教隆光教会の規則変更認証取消しに伴う審査請求について
第 77 回	昭和 48 年 12 月 8 日	世界救世教隆光教会の規則変更認証取消しに伴う審査請求について
第 78 回	昭和 48 年 12 月 13 日	世界救世教隆光教会の規則変更認証取消しに伴う審査請求について
第 79 回	昭和 49 年 5 月 7 日	昭和 49 年度宗務課予算並びに事業計画について 宗務行政の現況について
第 80 回	昭和 49 年 9 月 5 日	宗教法人審議会の所掌事項及び審議会規則について
第 81 回	昭和 49 年 10 月 8 日	
第 82 回	昭和 50 年 5 月 26 日	昭和 50 年度宗務課予算並びに事業計画について
第 83 回	昭和 51 年 5 月 13 日	昭和 51 年度宗務課予算並びに事業計画について
第 84 回	昭和 51 年 10 月 26 日	宗教法人審議会の所掌事項及び審議会規則について
第 85 回	昭和 52 年 3 月 28 日	会長互選について
第 86 回	昭和 52 年 7 月 21 日	宗教法人「観音寺」の被包括関係廃止に係る規則変更について
第 87 回	昭和 52 年 9 月 27 日	宗教法人「観音寺」の被包括関係廃止に係る規則の変更の認証に対する行政不服申立てについて
第 88 回	昭和 52 年 12 月 7 日	宗教法人「光照寺」の被包括関係廃止に係る規則の認証に対する行政不服申立てについて
第 89 回	昭和 53 年 1 月 30 日	宗教法人「光照寺」の被包括関係廃止に係る規則の認証に対する行政不服申立てについて
第 90 回	昭和 53 年 9 月 4 日	宗教法人「宝蔵寺」の被包括関係廃止に係る規則の変更の認証に対する行政不服申立てについて
第 91 回	昭和 53 年 9 月 14 日	宗教法人「宝蔵寺」の規則変更認証の取消しに関する審査請求についての諮問に対する答申について
第 92 回	昭和 54 年 3 月 15 日	宗教法人審議会の所掌事項及び審議会規則

第 93 回 昭和 54 年 5 月 24 日

について

昭和 54 年度宗務課関係予算（案）について
宗教法人「真宗大谷派」の最近の動向について

宗教法人の活動等に関する調査研究について

宗教法人「本願寺」と宗教法人「真宗大谷派」との被包括関係の廃止に係る規則変更の認証申請について

昭和 55 年度宗務課関係予算（案）について
宗教法人の組織・事業等に関する調査について

宗教法人「真宗大谷派」の最近の動向について

宗教法人「真宗大谷派」の最近の動向について

宗教法人「本願寺」規則変更の認証に係る審査請求について

宗教法人「本願寺」規則変更の認証に係る審査請求について

宗教法人「東京本願寺」の規則変更の認証に係る審査請求について

宗教法人「東京本願寺」の規則変更の認証に係る審査請求について

宗教法人「真宗大谷派」規則変更の認証に係る異議申立てについて

「聖化社」の規則認証申請について（報告）

宗教法人「真宗大谷派」規則変更の認証に係る異議申立てについて

宗教法人「本願寺別院大通寺」規則の変更不認証に係る審査請求について

宗教法人「本願寺別院大通寺」規則の変更不認証に係る審査請求について

宗教法人「本願寺」規則変更の認証に係る審査請求について

宗教法人「真宗大谷派」規則変更の認証に係る行政事件訴訟について（報告）

宗教法人「本願寺」規則変更の認証に係る審査請求について

宗教法人「本願寺別院大通寺」規則変更不認証処分取消請求行政訴訟について（報告）

最近の宗務行政について（報告）

最近の宗務行政について（報告）

最近の宗務行政について（報告）

最近の宗務行政について（報告）

「靈法宗」規則不認証処分に係る審査請求について

「靈法宗」規則不認証処分に係る審査請求について

第 94 回 昭和 55 年 3 月 12 日

第 95 回 昭和 56 年 2 月 12 日

第 96 回 昭和 56 年 3 月 26 日

第 97 回 昭和 56 年 5 月 18 日

第 98 回 昭和 56 年 10 月 16 日

第 99 回 昭和 56 年 12 月 2 日

第 100 回 昭和 57 年 1 月 27 日

第 101 回 昭和 57 年 3 月 16 日

第 102 回 昭和 57 年 6 月 21 日

第 103 回 昭和 57 年 8 月 3 日

第 104 回 昭和 58 年 2 月 18 日

第 105 回 昭和 58 年 4 月 20 日

第 106 回 昭和 59 年 2 月 22 日

第 107 回 昭和 60 年 1 月 22 日

第 108 回 昭和 60 年 3 月 27 日

第 109 回 昭和 60 年 5 月 20 日

第 110 回	昭和 61 年 3 月 12 日	宗教法人「本願寺別院大通寺」・宗教法人「本願寺別院」の規則変更認証処分に係る審査請求について
第 111 回	昭和 61 年 4 月 23 日	宗教法人「本願寺別院大通寺」・宗教法人「本願寺別院」の規則変更認証処分に係る審査請求について
		宗教法人「妙厳寺」の規則変更認証処分に係る審査請求について
		宗教法人「真宗大谷派名古屋別院」の規則変更認証処分に係る審査請求について
第 112 回	昭和 61 年 7 月 16 日	宗教法人「妙厳寺」の規則変更認証処分に係る審査請求について
		宗教法人「真宗大谷派名古屋別院」の規則変更認証処分に係る審査請求について
		宗教法人「福因寺」の規則変更不認証処分に係る審査請求について
第 113 回	昭和 61 年 9 月 3 日	宗教法人「福因寺」の規則変更不認証処分に係る審査請求について
第 114 回	昭和 62 年 3 月 24 日	最近の宗務行政について（報告）
第 115 回	昭和 62 年 7 月 6 日	最近の宗務行政について（報告）
第 116 回	昭和 62 年 11 月 18 日	宗教法人「福井別院本瑞寺」の規則変更認証処分に係る審査請求について
第 117 回	昭和 63 年 5 月 20 日	宗教法人「真宗大谷派」と宗教法人「本願寺」の合併認証申請について
第 118 回	平成 元年 3 月 15 日	宗教法人「真宗大谷派」と宗教法人「本願寺」の合併認証処分に係る異議申立てについて
		最近の宗務行政について
		平成元年度宗務課関係予算（案）について
		宗教法人「真宗大谷派」に係る訴訟関係について
第 119 回	平成 元年 9 月 8 日	宗教法人法の一部改正について
第 120 回	平成 2 年 3 月 12 日	消費税について
		宗教法人「源興院」の規則変更認証処分に係る審査請求について
		宗教法人「真宗大谷派」と宗教法人「本願寺」との合併訴訟の経過について
		宗教法人「世界救世教」の代表役員について
第 121 回	平成 3 年 3 月 27 日	平成 2 年度宗務課事業計画について
		宗教法人「真宗大谷派」の紛争について
		オウム真理教について
		地価税法案と宗教法人について
第 122 回	平成 3 年 5 月 9 日	宗教法人「井波別院瑞泉寺」の規則変更認証申請書の返戻に係る審査請求について
		宗教法人「興運院」の規則変更認証処分に係る審査請求について
第 123 回	平成 4 年 3 月 13 日	宗教界に関する全体的な動き
		宗教法人の最近の動き

		文部大臣所轄宗教法人の設立認証をめぐる動き
第 124 回	平成 5 年 3 月 12 日	宗教法人「井波別院瑞泉寺」の規則変更認証処分に係る審査請求について
		宗教法人「了慶寺」の規則変更不認証処分に係る審査請求について
		最近の宗務行政について
第 125 回	平成 5 年 8 月 3 日	宗教法人「大経寺」の規則変更認証処分に係る審査請求について
		最近の宗務行政について
第 126 回	平成 7 年 2 月 16 日	オウム真理教について
第 127 回	平成 7 年 4 月 25 日	宗教法人制度をめぐる論議について
		宗教法人の建物等の災害復旧のための寄附金の取扱いについて
第 128 回	平成 7 年 6 月 6 日	宗教法人制度について
	平成 7 年 6 月 20 日	第 1 回特別委員会
	平成 7 年 7 月 3 日	第 2 回特別委員会
	平成 7 年 7 月 24 日	第 3 回特別委員会
	平成 7 年 8 月 2 日	第 4 回特別委員会
	平成 7 年 8 月 17 日	第 5 回特別委員会
	平成 7 年 8 月 30 日	第 6 回特別委員会
	平成 7 年 9 月 8 日	第 7 回特別委員会
	平成 7 年 9 月 18 日	第 8 回特別委員会
第 129 回	平成 7 年 9 月 5 日	宗教法人制度について
第 130 回	平成 7 年 9 月 22 日	「宗教法人制度の改正について」（報告）の審議検討
第 131 回	平成 7 年 9 月 29 日	「宗教法人制度の改正について」（報告）の審議検討
第 132 回	平成 8 年 4 月 26 日	宗教法人法の一部改正について 宗教法人法附則第 23 項の規定により収支計算書を作成しないことができるようとなる一会計年度の収入額が寡少である額の範囲について 宗教法人審議会の今後の運営の在り方について
第 133 回	平成 9 年 6 月 19 日	審議会の公開について 改正宗教法人法の施行状況について
第 134 回	平成 9 年 11 月 18 日	最近の宗務行政について
第 135 回	平成 10 年 2 月 10 日	宗教法人「乗泉寺」の規則変更認証申請について
第 136 回	平成 11 年 3 月 26 日	最近の宗務行政について
第 137 回	平成 11 年 7 月 21 日	最近の宗務行政について
第 138 回	平成 11 年 12 月 2 日	最近の宗務行政について
第 139 回	平成 12 年 9 月 28 日	宗教法人「円通寺」の規則変更認証処分に係る審査請求について 宗教法人「弘福院」の規則変更認証処分に係る審査請求について 宗教法人「靈光寺」の規則変更認証処分に係る審査請求について

第 140 回	平成 13 年 3 月 9 日	最近の宗務行政について 宗教法人審議会規則の一部改定について
第 141 回	平成 13 年 6 月 20 日	最近の宗務行政について
第 142 回	平成 13 年 10 月 18 日	最近の宗務行政について 宗教法人「浄泉寺」の規則変更不認証処分に係る審査請求について
第 143 回	平成 14 年 6 月 18 日	最近の宗務行政について 宗教法人「岩間山正法寺」の規則変更不認証処分に係る審査請求について
第 144 回	平成 15 年 3 月 3 日	最近の宗務行政について 宗教法人審議会の議事等について（申合せ）の改定について
第 145 回	平成 15 年 7 月 10 日	最近の宗務行政について
第 146 回	平成 15 年 10 月 1 日	最近の宗務行政について 宗教法人「天理教豊文分教会」の規則変更認証処分に係る審査請求について
第 147 回	平成 16 年 4 月 26 日	最近の宗務行政について 宗教法人「天理教水京分教会」の規則変更認証処分に係る審査請求について
第 148 回	平成 16 年 9 月 22 日	最近の宗務行政について 宗教法人「圓光寺」の規則変更認証処分に係る審査請求について 不服申立て案件に関する宗教法人審議会の運営方法について
第 149 回	平成 17 年 8 月 2 日	最近の宗務行政について
第 150 回	平成 17 年 11 月 10 日	宗教法人「龍光寺」の規則変更認証申請に係る審査請求について
第 151 回	平成 18 年 3 月 9 日	最近の宗務行政について 宗教法人「氣多神社」の規則変更認証処分に係る審査請求（2 件）について
第 152 回	平成 18 年 5 月 15 日	最近の宗務行政について 宗教法人「氣多神社」の規則変更認証処分に係る審査請求（2 件）について
第 153 回	平成 19 年 6 月 20 日	最近の宗務行政について
第 154 回	平成 20 年 3 月 17 日	宗教法人「冠纓神社」の規則変更不認証決定に係る審査請求について
第 155 回	平成 20 年 5 月 12 日	最近の宗務行政について 宗教法人「冠纓神社」の規則変更不認証決定に係る審査請求について
第 156 回	平成 21 年 6 月 29 日	最近の宗務行政について
第 157 回	平成 21 年 11 月 30 日	宗教法人「宝榮山妙法寺」の規則変更不認証決定に係る審査請求について
第 158 回	平成 22 年 1 月 25 日	宗教法人「宝榮山妙法寺」の規則変更不認証決定に係る審査請求について
第 159 回	平成 22 年 10 月 18 日	宗教法人「鳴尾キリスト教会」の規則変更認証決定に係る審査請求について
第 160 回	平成 22 年 11 月 25 日	宗教法人「鳴尾キリスト教会」の規則変更

第 161 回	平成 23 年 2 月 23 日	認証決定に係る審査請求について 「宗教法人天将神社」の規則変更認証決定 に係る審査請求について
第 162 回	平成 23 年 4 月 21 日	「宗教法人天将神社」の規則変更認証決定 に係る審査請求について
第 163 回	平成 23 年 10 月 19 日	宗教法人「在日大韓基督教神戸東部教会」 の規則変更認証決定に係る審査請求について
第 164 回	平成 23 年 11 月 24 日	宗教法人「在日大韓基督教神戸東部教会」 の規則変更認証決定に係る審査請求について
第 165 回	平成 25 年 2 月 21 日	最近の宗務行政について
第 166 回	平成 25 年 7 月 17 日	最近の宗務行政について

資料

宗教局長及び宗務課長名簿

(就任日)

(退任日)

文部省宗教局長

1 柴 田 駒三郎	大正 2 年 6 月 13 日	大正 10 年 3 月 5 日
2 粟 屋 謙	大正 10 年 3 月 5 日	大正 11 年 6 月 17 日
3 武 部 欽 一	大正 11 年 6 月 17 日	大正 13 年 1 月 12 日
4 下 村 寿 一	大正 13 年 1 月 12 日	昭和 4 年 6 月 30 日
5 西 山 政 猪	昭和 4 年 7 月 1 日	昭和 7 年 4 月 5 日
6 下 村 寿 一	昭和 7 年 4 月 5 日	昭和 9 年 6 月 7 日
7 菊 沢 季 磨	昭和 9 年 6 月 8 日	昭和 10 年 4 月 2 日
8 高 田 休 広	昭和 10 年 4 月 2 日	昭和 12 年 7 月 7 日
9 松 尾 長 造	昭和 12 年 7 月 7 日	昭和 15 年 4 月 12 日
10 阿 原 謙 藏	昭和 15 年 4 月 13 日	昭和 17 年 10 月 30 日

文部省宗教局第一課長

1 園 田 寛	大正 2 年 6 月 17 日	大正 6 年 9 月 28 日
2 塙 田 治 輔	大正 6 年 9 月 28 日	大正 8 年 4 月 24 日
3 菊 池 豊三郎	大正 8 年 6 月 2 日	大正 13 年 3 月 10 日

文部省宗教局第一課長, 宗務課長

4 松 尾 長 造	大正 13 年 3 月 10 日	昭和 7 年 4 月 9 日
-----------	------------------	----------------

文部省宗教局宗務課長

5 橋 本 綱太郎	昭和 7 年 4 月 9 日	昭和 12 年 7 月 8 日
6 稲 田 清 助	昭和 12 年 7 月 8 日	昭和 15 年 10 月 10 日
7 青 戸 精 一	昭和 15 年 10 月 10 日	昭和 17 年 4 月 7 日

文部省宗教局宗務課長, 教化局宗教課長, 教學局宗教課長, 社會教育局宗務課長, 大臣官房宗務課長

8 吉 田 孝 一	昭和 17 年 4 月 7 日	昭和 21 年 5 月 11 日
-----------	-----------------	------------------

文部省大臣官房宗務課長

9 福 田 繁	昭和 21 年 5 月 11 日	昭和 23 年 7 月 24 日
---------	------------------	------------------

文部省大臣官房宗務課長, 調査局宗務課長

10 篠 原 義 雄	昭和 23 年 7 月 24 日	昭和 28 年 3 月 28 日
------------	------------------	------------------

文部省調査局宗務課長

11 久保田 藤 磨 (事務取扱)	昭和 28 年 3 月 28 日	昭和 28 年 8 月 19 日
12 大 田 周 夫	昭和 28 年 8 月 19 日	昭和 30 年 2 月 14 日
13 宮 川 孝 夫	昭和 30 年 2 月 14 日	昭和 30 年 9 月 6 日
14 近 藤 春 文	昭和 30 年 9 月 6 日	昭和 38 年 3 月 31 日
15 天 城 熱 (事務取扱)	昭和 38 年 4 月 1 日	昭和 38 年 4 月 2 日
16 中 城 堅 吉	昭和 38 年 4 月 2 日	昭和 40 年 6 月 1 日

文部省調査局宗務課長、文化局宗務課長

15 萬 波 教

昭和 40 年 6 月 1 日

昭和 43 年 6 月 15 日

文化庁文化部宗務課長

16	鈴 木 博 司	昭和 43 年	6 月 15 日	昭和 45 年	5 月 1 日
	吉 里 邦 夫(事務取扱)	昭和 45 年	5 月 1 日	昭和 45 年	6 月 1 日
17	佐 伯 信 男	昭和 45 年	6 月 1 日	昭和 48 年	8 月 6 日
18	山 本 研 一	昭和 48 年	8 月 6 日	昭和 51 年	5 月 10 日
19	石 井 久 夫	昭和 51 年	5 月 10 日	昭和 53 年	4 月 1 日
	鹿 海 信 也(事務取扱)	昭和 53 年	4 月 1 日	昭和 53 年	6 月 20 日
20	安 藤 幸 男	昭和 53 年	6 月 20 日	昭和 57 年	7 月 9 日
21	大 家 重 夫	昭和 57 年	7 月 9 日	昭和 59 年	4 月 1 日
22	村 上 則 明	昭和 59 年	4 月 1 日	昭和 60 年	11 月 1 日
23	高 橋 一 之	昭和 60 年	11 月 1 日	昭和 61 年	4 月 1 日
24	長 谷 川 正 明	昭和 61 年	4 月 1 日	昭和 62 年	4 月 1 日
25	根 木 昭	昭和 62 年	4 月 1 日	平成 元年	2 月 1 日
26	板 橋 一 太	平成 元年	2 月 1 日	平成 2 年	7 月 1 日
27	赤 間 孔 正	平成 2 年	7 月 1 日	平成 3 年	6 月 21 日
28	梶 野 慎 一	平成 3 年	6 月 21 日	平成 5 年	7 月 1 日
29	中 根 孝 司	平成 5 年	7 月 1 日	平成 7 年	7 月 7 日
30	佐 々 木 順 司	平成 7 年	7 月 7 日	平成 9 年	7 月 1 日
31	前 川 喜 平	平成 9 年	7 月 1 日	平成 10 年	7 月 1 日
32	清 木 孝 悅	平成 10 年	7 月 1 日	平成 11 年	7 月 6 日
33	戸 渡 速 志	平成 11 年	7 月 6 日	平成 13 年	7 月 20 日
34	鬼 澤 佳 弘	平成 13 年	7 月 20 日	平成 14 年	7 月 5 日
35	小 見 夏 生	平成 14 年	7 月 5 日	平成 15 年	1 月 10 日
36	秋 葉 正 嗣	平成 15 年	1 月 10 日	平成 15 年	11 月 1 日
37	豊 田 三 郎	平成 15 年	11 月 1 日	平成 17 年	4 月 1 日
38	藤 野 公 之	平成 17 年	4 月 1 日	平成 18 年	4 月 1 日
39	舟 橋 徹	平成 18 年	4 月 1 日	平成 20 年	7 月 11 日
40	袖 山 祯 之	平成 20 年	7 月 11 日	平成 21 年	7 月 14 日
41	佐 藤 透	平成 21 年	7 月 14 日	平成 23 年	4 月 1 日
42	佐 藤 紀	平成 23 年	4 月 1 日	平成 24 年	8 月 1 日
43	長 谷 川 弘	平成 24 年	8 月 1 日	平成 25 年	7 月 1 日
44	萬 谷 宏 之	平成 25 年	7 月 1 日		

資料

年表

宗務行政事項	関連・一般事項
大正2年（1913）	大正2年（1913）
6・13 内務省の宗教局を廃し、文部省に宗教局を設置（勅令第173号）。第一課、第二課を置く。 神社行政は内務省に残る	2・20 第1次山本権兵衛内閣、成立。（6・13行財政整理を実施）
6・23 教務所、説教所の名称は、寺院に擬似するものを避けさせる（宗教局通牒兵宗第1号）	4・21 官国幣社以下神社の祭神、神社名、社格、明細帳、境内、創立、移転、廃合、参拝、拝観、寄附金、講社、神社札に関する件（内務省令第6号）、公布
大正3年（1914）	大正3年（1914）
8・19 神仏道教宗派事務報告例（文部省訓令第6号）。宗教統計を整備する	1・26 神宮祭祀令（勅令第9号）、官国幣社以下神社祭祀令（勅令第10号）、公布
12・16 宗教及古社寺保存に関する報告例（文部省訓令第10号）	3・27 官国幣社以下神社祭式（内務省令第4号）、官国幣社以下神社神職斎戒に関する件（内務省令第5号）、公布
大正4年（1915）	大正4年（1915）
大正5年（1916）	大正5年（1916）
6・28 『宗教要覧』、作成	4・1 宗教研究会、『宗教研究』創刊
9・14 教会所の建物は登録税を免除されない旨回答（金光教管長照会第58号宗教局回答）	
大正6年（1917）	
大正7年（1918）	大正6年（1917）
大正8年（1919）	大正7年（1918）
3・3 宗教及びこれに類する行為をなす者の行動通報方について警視庁及び道府県庁に達す（宗教局通牒発宗11号）	11・11 第一次世界大戦終る
大正9年（1920）	12・6 大学令（勅令第388号）、公布
大正10年（1921）	大正8年（1919）
7・7 管長認可申請につき、履歴書のほか選挙による者は選挙録を添付することとする（宗教局通牒発宗75号）	4・10 史蹟名勝天然紀念物保存法（法律第44号）、公布
大正11年（1922）	5・31 史蹟名勝天然紀念物調査会官制（勅令第258号）、公布
5・5 『宗教法規』、帝国地方行政学会より刊行	大正9年（1920）
5・30 宗教に関する法人を教育に関する法人と同じ扱いとする（宗教局通牒発宗45号）	11・1 明治神宮竣工鎮座祭
	12・30 寺院規則（権太序令第49号）、布教規則（権太序令第50号）、公布
	大正10年（1921）
	12・17 神宮司庁職員官等俸給令（勅令第469号）、官国幣社職員俸給規則（内務省令第27号）、公布
	大正11年（1922）
	5・16 関東州及南満洲鉄道附属地に於ける神社廟宇及寺院等に関する件（勅令第262号）、公布
	10・26 関東州及南満洲鉄道附属地寺院、教会、廟宇其他布教規則（関東序令第79号）、公布

宗務行政事項	関連・一般事項
大正 12 年 (1923)	大正 12 年 (1923)
7・24 神仏道教会所規則 (文部省令第 32 号), 公布。宗教団体法施行まで適用	9・1 関東大震災。東京市麹町区竹平町の文部省庁舎 (木造 2 階) は倒壊
大正 13 年 (1924)	大正 13 年 (1924)
4・29 寺院所有地賃貸借契約に際して, 監督官庁の許可を要する旨回答 (宗教局回答和宗第 3 号)	2・1 文部省の仮庁舎 (木造 1 階), 東京市麹町区大手町にて竣工
12・22 宗教局第一課, 第二課を改め, 宗務課, 古社寺保存課とする	7・22 古社寺保存金の臨時支出に関する法律 (法律第 12 号), 公布
大正 14 年 (1925)	大正 14 年 (1925)
	3・22 社団法人東京放送局, ラジオ放送を開始
	4・22 治安維持法 (法律第 46 号), 公布
	5・5 衆議院議員選挙法 (法律第 47 号), 公布
	9・22 寺院境内地譲与審査会官制 (勅令第 285 号), 公布
大正 15 年=昭和元年 (1926)	大正 15 年=昭和元年 (1926)
5・13 宗教制度調査会官制 (勅令第 116 号), 公布	1・9 寺院境内地譲与申請規則 (大蔵省令第 1 号), 公布
7・10 教会所において結婚式を挙行することは, 差し支えない旨回答 (京宗第 55 号宗教局内務省警保局回答)	12・1 宮国幣社会計規則 (内務省令第 54 号), 公布
昭和 2 年 (1927)	昭和 2 年 (1927)
1・17 第 2 次宗教法案, 第 52 回帝国議会 (貴族院) に提出。審議未了	3・4 休日に関する件 (勅令第 25 号) の改正により, 明治節 (11・3) を制定
8・1 寺院の庫裡その他寺院の用に供する建物には家屋税を賦課せざる旨通知 (宗教局通牒社寺宗第 4 号)	12・30 東京地下鉄道, 浅草駅と上野駅間で開業
昭和 3 年 (1928)	昭和 3 年 (1928)
12・1 宗教局古社寺保存課を改め, 保存課とする	10・27 即位礼及大嘗祭の当日官国幣社以下神社において行う祭祀に関する件 (内務省令第 37 号), 公布
昭和 4 年 (1929)	昭和 4 年 (1929)
2・12 第 1 次宗教団体法案, 第 56 回帝国議会 (貴族院) に提出。審議未了	3・28 国宝保存法 (法律第 17 号), 公布
昭和 5 年 (1930)	6・29 国宝保存法施行令 (勅令第 210 号), 国宝保存会官制 (勅令第 211 号), 公布
7・12 教会所に幼稚園を併置することは差し支えない旨回答 (愛宗第 14 号宗教局普通学務局回答)	12・10 神社制度調査会官制 (勅令第 347 号), 公布
12・8 宗教, 国宝保存及史蹟名勝天然紀念物保存に関する報告例 (文部省訓令第 17 号), 公布	昭和 5 年 (1930)
昭和 6 年 (1931)	5・10 日本宗教学会, 創立
昭和 7 年 (1932)	昭和 6 年 (1931)
4・15 『宗教行政』, 宗教行政研究会 (代表者川村精治, 文部省宗教局内) より創刊。	8・15 布教規則 (南洋庁令第 9 号), 公布
12・2 一般の教育を宗教以外に特立せしむる訓令の解釈に関する件 (発宗第 102 号), 文部省宗教局普通学務局通牒	9・18 満洲事変起きる
昭和 8 年 (1933)	昭和 7 年 (1932)
	8・23 国民精神文化研究所官制 (勅令第 233 号), 公布
	9・30 学生生徒児童の神社参拝は教育上の理由に基づく旨回答 (雑宗第 140 号), 文部次官回答
	昭和 8 年 (1933)
	3・27 國際連盟脱退
	4・1 重要美術品等の保存に関する法律 (法律第 43 号), 公布
	7・22 文部省, 東京市麹町区大手町の仮庁舎から

宗務行政事項	関連・一般事項
	麹町区三年町の新庁舎 (SRC 造地上 6 階) に移転。現在の中央合同庁舎第 7 号館の旧文部省庁舎
<p>昭和 9 年 (1934)</p> <p>7・25 『宗教法令類纂』, 棚沢書店より刊行。宗教行政研究会 (代表者川村精治, 文部省宗教局内) 編</p> <p>昭和 10 年 (1935)</p> <p>12・10 宗教団体法案要綱と宗教団体法草案, 宗教制度調査会に諮問。帝国議会への提出ならず後に撤回</p> <p>昭和 11 年 (1936)</p>	<p>昭和 9 年 (1934)</p> <p>2・17 児玉九一・有光次郎『神社行政 宗教行政』, 常磐書房より刊行</p> <p>昭和 10 年 (1935)</p> <p>12・1 鉄道省東海道本線, 丹那トンネル開通</p> <p>昭和 11 年 (1936)</p> <p>8・3 国体明徴声明 (閣議決定)</p> <p>11・28 宗教の情操の涵養に関する留意事項 (発普第 160 号), 地方長官宛て文部次官通牒</p>
<p>昭和 12 年 (1937)</p> <p>7・15 文部省主催の宗教団体及社会教育団体代表者懇談会開催。挙国一致運動を要望</p>	<p>昭和 12 年 (1937)</p> <p>2・26 二・二六事件</p> <p>6・6 在満洲国及中華民国神社規則 (外務省令第 8 号), 在満洲国及中華民国寺院, 教会, 廟宇その他の布教所規則 (外務省令第 9 号), 公布</p> <p>11・5 文部大臣の主管に属する法人の設立及監督に関する規程 (文部省令第 19 号), 公布</p> <p>11・12 史跡名勝天然紀念物調査会官制 (勅令第 397 号), 公布</p> <p>11・28 神職の神道教師兼務は, 神職の職司上適当でない旨回答 (11 新局第 6 号内務省神社局長回答)</p>
<p>昭和 13 年 (1938)</p> <p>3・10 文部省主催の宗教団体代表者協議会, 日本青年館にて開催。国民精神総動員と中国布教等を協議</p> <p>8・4 文部省主催の宗教団体対支布教協議会, 同省にて開催</p>	<p>昭和 13 年 (1938)</p> <p>2・11 文化勲章令 (勅令第 9 号), 公布。(4・28 受賞者発令)</p> <p>5・31 文部省編『国体の本義』, 刊行</p> <p>7・7 日中戦争起る</p> <p>12・1 満洲国駐箚特命全権大使の神社及教育の行政事務の管理に関する件 (勅令第 680 号), 公布</p>
<p>昭和 14 年 (1939)</p> <p>4・8 宗教団体法 (法律第 77 号), 公布</p> <p>7・21 国民精神総動員文部省実行委員会の第 1 回委員会, 「宗教団体の国民精神総動員新展開の基本方針」を決定</p> <p>9・7 文部省主催の国民精神総動員宗教団体代表者協議会, 同省にて開催。9・8まで</p> <p>9・10 文部省主催の宗教教師講習会, 帝国教育会館にて開催。9・16まで</p> <p>9・20 国民精神総動員宗教家懇談会, 第 1 回懇談会を文部省で開催。昭和 15・3まで毎月 1 回開催</p> <p>12・23 宗教団体法施行令 (勅令第 856 号), 公布</p> <p>昭和 15 年 (1940)</p> <p>1・10 宗教団体法施行規則 (文部省令第 1 号), 公布</p> <p>3・8 宗教団体法, 宗教団体法施行令及宗教団体法施行規則に關し取扱方の件 (文部省訓令第 4 号), 公布</p> <p>3・15 教派, 宗派及教団の報告に關する件 (文部</p>	<p>昭和 14 年 (1939)</p> <p>3・15 招魂社を護国神社と改称する (内務省令第 12 号)</p> <p>4・8 寺院等に無償にて貸付しある国有財産の処分に關する法律 (法律第 78 号), 公布。第 1 次境内地処分法</p> <p>6・27 松尾長造『宗教団体法解説』, 財団法人佛教連合会より刊行</p> <p>9・1 第二次世界大戦起る</p> <p>12・28 寺院等に無償にて貸付しある国有財産の処分に關する法律施行に關する件 (勅令第 892 号), 公布</p> <p>昭和 15 年 (1940)</p> <p>1・11 寺院等に無償にて貸付しある国有財産の処分に關する法律施行規則 (大蔵省令第 2 号), 公布</p> <p>2・9 寺院等の国有境内地取扱規程 (大蔵省訓令第 1 号), 公布</p> <p>3・16 宗教団体登記令 (勅令第 98 号), 公衆礼</p>

宗務行政事項	関連・一般事項
省令第10号), 公布。宗教統計を整備する 4・1 宗教団体法, 施行 4・1 宗教制度調査会官制廃止の件 (勅令第216), 公布	拝用建物及敷地登記令 (勅令第99号), 公布 3・20 宗教団体登記取扱手続 (司法省令第8号), 公布 4・24 神宮皇學館大学官制 (勅令第288号), 公布 7・10 宗教団体法第22条第2項の規定に依る地 租の免除に関する件 (勅令第460号), 公布 7・15 財団法人仏教連合会, 大日本仏教連合会と 改称 11・9 神祇院官制 (勅令第736号), 公布。内務 省神社局を廃し, 外局の神祇院を置く 11・10 紀元二千六百年祝典, 挙行
昭和16年 (1941)	昭和16年 (1941)
昭和17年 (1942)	2・7 寺院境内地処分審査会官制 (勅令第120号), 公布 3・10 治安維持法 (法律第54号), 公布。全部 改正 3・18 財団法人大日本仏教連合会, 大日本仏教会 と改称。興亜仏教協会を吸収合併 6・20 井上恵行編『新輯宗教法令類纂』, 大東出 版社より刊行 8・6 日本基督教連盟, 日本基督教連合会と改称 8・30 金属類回収令 (勅令第835号), 公布 12・8 太平洋戦争起る
昭和18年 (1943)	昭和17年 (1942) 2・8 大詔奉戴宗教報国大会, 開催 2・21 大東亜建設審議会官制 (勅令第95号), 公布 4・2 興亜宗教同盟, 創立。関係団体は大政翼賛 会, 神道教派連合会, 大日本仏教会, 日本基督 教連合会, 大日本回教協会, 東京イスラム教團 5・9 金属類回収令第6条の規定に基く期日指定 の件 (閣令第14号)。寺院の仏具と梵鐘が供出 11・1 大東亜省官制 (勅令第707号), 公布
昭和19年 (1944)	昭和18年 (1943) 3・18 許可認可等臨時措置法 (法律第76号), 公布。行政簡素化を図る 10・21 出陣学徒壮行会, 明治神宮外苑競技場に て挙行
昭和20年 (1945)	昭和19年 (1944) 5・29 文部省関係許可認可等臨時措置令施行規則 (文部省令第34号), 公布 9・29 大日本戦時宗教報国会, 文部大臣より財団 法人設立許可。神道教派連合会, 財団法人大日 本仏教会, 日本基督教連合会等を再編。文部省 内に主たる事務所を設置
8・15 文部大臣, 各管長と教団統理者に対して聖 旨を奉戴して所属教師と檀信徒を教導するよう 指示 (文部省訓令第6号) 9・15 文部省, 新日本建設の教育方針。第9項目 (宗教) 10・15 教学局を廃し, 社会教育局を置き, 同局に 宗務課をおく (勅令第570号) 12・28 宗教法人令 (勅令第719号), 宗教法人令	昭和20年 (1945) 7・26 ポツダム宣言, 発表。「言論, 宗教及思想 の自由並に基本的人権の尊重は確立せらるべき」 8・15 終戦の詔書 9・2 降伏文書調印 9・19 教宗派管長教団統理者会議, 総理官邸にて 開催。新日本建設宗教教化方策を協議 10・4 政治的, 社会的及宗教的自由に対する制限

宗務行政事項	関連・一般事項
施行規則（司法、文部省令第1号）、公布施行 12・28 昭和20年勅令第542号「ポツダム」宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く宗教団体法等廃止の件（勅令第718号）、公布	除去の件（連合国最高司令部発日本帝国政府宛覚書）。宗教団体法の廃止を命ぜらる 10・15 私立学校にては明治32年文部省訓令第12号に拘らず法令に定められたる課程の外において宗教上の教育を施し宗教上の儀式を行うことを得る件（文部省訓令第8号） 10・15 学校に於ける宗教教育の取扱方改正に関する件（発国第210号）、文部省国民教育局長通牒 10・21 財団法人大日本戦時宗教報国会、日本宗教会と改称（昭和21・2・9文部大臣より寄附行為変更認可） 11・28 連合国軍最高司令官総司令部民間情報教育局、宗教課を置く 12・15 国家神道、神社神道に対する政府の保証、支援、保全、監督並に公布の廃止に関する件（連合国軍最高司令官総司令部参謀副官発第3号日本政府に対する覚書）。神道指令。神社の国家管理の廃止を命ぜらる 12・20 私立学校に於ける宗教教育の取扱に関する件（発学第94号）、文部省学校教育局長通牒
昭和21年（1946）	昭和21年（1946）
2・2 昭和20年勅令第542号「ポツダム」宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く宗教法人令中改正の件（勅令第70号）の公布による宗教法人令の一部改正。「神社」を加える。即日施行 3・30 大臣官房に宗務課を置く（勅令第172号） 8・14 宗教教化方策委員会廃止（勅令第386号） 8・19 神社の奉納金祭典費等について（発宗第32号）、地方長官宛て文部省大臣官房宗務課長 9・13 墓地の新設について（発宗第42号）、教宗派教団各主管者宛て文部省大臣官房宗務課長 10・25 祈祷符、守札等廃棄の件（発宗第47号）、地方長官宛て文部省大臣官房宗務課長 11・1 公葬等について（発宗第51号）、地方長官宛て内務文部次官通牒 11・16 町内会、隣組等による神道の後援及び支持の禁止に関する件（発宗第58号）、地方長官宛て内務文部次官通牒	1・1 新日本建設に関する詔書 1・31 行政整理実施の為にする内務省官制中改正等の件（勅令第59号）、公布。神祇院官制、造神宮使庁官制、神社制度調査会官制を廃止。2・1施行 2・2 明治39年法律第24号官国幣社経費に関する法律廃止等の件（勅令第71号）、公布。即日施行。神社関係法令の廃止 2・3 宗教法人神社本庁、設立 6・2 財団法人日本宗教会、日本宗教連盟と改称。日本キリスト教連合会、創立 8・9 第1回国民体育大会、開会 10・21 自作農創設特別措置法（法律第43号）、公布。社寺教会所有の農地は買収 11・3 日本国憲法、公布 11・16 当用漢字表（内閣告示第32号）、現代かなづかい（内閣告示第33号）、公布
昭和22年（1947）	昭和22年（1947）
1・29 新興の単立神社、寺院及び教会に関する調査報告の件（発宗第7号）、地方長官宛て文部省大臣官房宗務課長 4・2 社寺等宗教団体の使用に供している地方公共団体有財産の処分に関する件（発宗第24号）、地方長官宛て内務文部次官通牒 5・17 町内会、隣組等の廃止と神社について（発宗第58号）、地方長官宛て文部省大臣官房宗務課長 7・24 社寺等宗教団体の使用に供している地方公共団体有財産の処分について（発宗第24号）、都道府県知事宛て内務省地方局長文部省大臣官房宗務課長通牒 12・1 神道指令の履行徹底について（発宗78号）、都道府県知事宛て文部省大臣官房宗務課長通知	1・30 吉田孝一・井上恵行・荒川正三郎『宗教法人令の解説と運営』、新教出版社より刊行 3・31 教育基本法（法律第25号）、公布。第9条（宗教教育） 4・12 昭和22年法律第53号（社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律）、公布。第2次境内地処分法 5・3 日本国憲法、施行 8・— 『宗教時報』、宗教時報社より創刊。第6巻第11・12号（昭和27・12・1）まで刊行 9・5 社寺境内地処分審査会令（政令第188号）、社寺保管林処分審査会令（政令第189号）、公布 12・31 内務省、廃止

宗務行政事項	関連・一般事項
<p>12・10 社寺教会等宗教団体所有の農地の買収に関する件（官宗第12号），都道府県宗教主管部長宛て文部省大臣官房宗務課長通知 昭和23年（1948）</p> <p>2・9 忠靈塔，忠魂碑等の措置について（発宗第9号），都道府県知事宛て文部省大臣官房宗務課長，内事局第一局長</p> <p>2・14 神道指令違反について（地宗第15号），都道府県知事宛て文部省大臣官房宗務課長通牒</p> <p>4・30 宗教団体に対して（昭和21年）勅令第101号適用上の取扱いについて（官宗第3号），教派宗派，教団主管者宛て文部省大臣官房宗務課長法務庁特別審査局長</p> <p>7・7 地方税法（法律第110号）の公布による宗教法人令の一部改正</p> <p>7・20 『宗教便覧』，時事通信社より刊行。日本宗教連盟，文部省内宗教研究会，時事通信社編</p> <p>7・20 『現行宗教関係法規集』，民主会本部より刊行。宗教研究会（文部省大臣官房宗務課内）編</p> <p>12・25 宗教団体からの軍国的色彩の排除について（官宗第13号），主管者宛て文部省大臣官房宗務課長</p>	<p>昭和23年（1948）</p> <p>5・31 墓地，埋葬等に関する法律（法律第48号），公布</p> <p>7・13 墓地，埋葬等に関する法律施行規則（厚生省令第24号），公布</p> <p>7・15 教育委員会法（法律第170号），公布。都道府県の宗務行政事務は教育委員会に移る</p> <p>10・23 教員と神職との兼職等について（発学第484号），都道府県宛て文部省学校教育局長通知</p>
<p>昭和24年（1949）</p> <p>1・24 宗教調査について（発宗第3号），教宗派教団主管者宛て文部省大臣宗務課長通達。現在の宗教統計調査の開始</p> <p>5・6 地鎮祭，上棟祭等について（発宗第16号），都道府県各教育長宛て文部省大臣官房宗務課長</p> <p>6・6 戦ばつ者の葬儀等について（発宗第1号），各都道府県宛て復員局長文部省大臣宗務課長通達</p>	<p>昭和24年（1949）</p> <p>1・26 法隆寺金堂焼損</p> <p>5・31 文部省設置法（法律第146号），文部省組織規程（文部省令第21号），公布</p> <p>10・25 社会科その他，初等及び中等教育における宗教の取扱いについて（文初庶第152号），都道府県教育委員会学校長宛て文部事務次官通達</p>
<p>昭和25年（1950）</p> <p>3・31 所得税法等の改正に伴う関係法令の整理に関する法律（法律第79号）の公布による宗教法人令の一部改正</p> <p>12・— 『宗教年報 昭和25年版』，作成。現在の『宗教年鑑』のはじまり</p>	<p>昭和25年（1950）</p> <p>5・30 文化財保護法（法律第214号），公布。文部省の外局として文化財保護委員会を置く</p> <p>7・2 金閣寺，放火により焼失</p>
<p>昭和26年（1951）</p> <p>4・2 同日現在で宗教法人令に基づく包括宗教法人は神道系258，仏教系260，キリスト教系46，諸教156，合計720</p> <p>4・3 宗教法人法（法律第126号），公布施行。宗教法人令の廃止。宗教法人事務が教育委員会から知事部局に移される</p> <p>4・3 宗教法人法の施行に伴う事務について（文宗第23号），各都道府県知事宛て文部事務次官通知</p> <p>4・3 宗教法人法の施行に伴う事務移管について（文宗第24号），各都道府県知事宛て文部事務次官通達</p> <p>4・14 宗教法人法施行に伴う事務について（文宗第29号），各都道府県総務部長宛て文部省大臣官房宗務課長通知</p> <p>7・31 宗教法人に関する事務処理について（文宗第23号），都道府県宗務事務所管局（部室）長宛て文部省大臣官房宗務課長代理通達</p> <p>7・31 宗教法人の規則作成，認証申請等について</p>	<p>昭和26年（1951）</p> <p>5・8 篠原義雄『宗教法人法の解説』，中央法規出版より刊行</p> <p>10・4 出入国管理及び難民認定法（政令第319号），公布</p> <p>10・15 日本印度学仏教学会，創立</p> <p>10・17 新日本宗教団体連合会，創立。（昭和28・3・9 文部大臣より財団法人設立許可）</p>

宗務行政事項	関連・一般事項
<p>(文宗第 47 号), 教宗派教団主管者宛て文部省大臣官房宗務課長</p> <p>9・10 戦ぼつ者の葬祭などについて (文宗第 51 号, 発総第 476 号), 都道府県宛て文部次官引揚援護庁次長通達</p> <p>9・28 「戦ぼつ者の葬祭などについて」に関する解釈について (文宗第 51 号), 各都道府県総務部長宛て文部省大臣官房宗務課長代理</p> <p>9・28 昭和 22 年法律第 53 号の適用に関する総司令部の覚書について (文宗第 56 号), 各都道府県宗教事務主管 (室局) 部長宛て文部省大臣官房宗務課長代理</p>	
<p>昭和 27 年 (1952)</p> <p>1・28 第 1 期宗教法人審議会委員, 発令</p> <p>2・22 第 1 回宗教法人審議会, 開催。宗教法人審議会規則制定</p> <p>7・31 文部省設置法の一部を改正する法律 (法律第 271 号) の公布による宗教法人法の一部改正</p> <p>8・1 調査局に宗務課を置く (文部省令第 19 号)</p>	<p>昭和 27 年 (1952)</p> <p>4・8 全国戦没者追悼式の実施に関する件 (閣議決定)</p> <p>4・28 サンフランシスコ平和条約, 発効</p> <p>5・2 全国戦没者追悼式, 新宿御苑にて挙行</p> <p>8・30 文部省組織令 (政令第 387 号), 公布</p> <p>10・23 米国管理地域における戦没者の遺骨の送還, 慰靈等に関する件 (閣議了解事項)</p>
<p>昭和 28 年 (1953)</p> <p>8・4 宗教法人の所轄庁の変更に関する事務処理について (文調宗第 202 号), 都道府県知事宛て文部省調査局長通知</p>	<p>昭和 28 年 (1953)</p> <p>1・13 文部省設置法施行規則 (文部省令第 2 号), 公布</p> <p>2・1 日本放送協会, テレビジョン放送開始</p> <p>6・5 法人登記規則 (法務省令第 47 号), 公布</p> <p>12・11 「無名戦没者の墓」に関する件 (閣議決定)</p> <p>12・25 奄美群島返還</p>
<p>昭和 29 年 (1954)</p> <p>1・27 登録税法施行規則第 5 条の 7 の規定による証明書について (文調宗第 387 号), 都道府県宗教事務所管局 (部・室) 宛て文部省調査局長通知</p> <p>4・2 宗教法人法に基づく旧宗教法人の切り替え認証期間満了 (宗教法人法附則第 15, 16 号)。切り替え申請期限まで, 認証 371 (新規 15), 不認証 93, 取下げ 107, 切り替え申請資格棄権 171</p> <p>4・27 包括宗教法人の認証について (文調宗第 15 の 18 号), 都道府県宗教法人事務所管部 (局・室) 宛て文部省調査局長通知</p>	<p>昭和 29 年 (1954)</p> <p>5・4 国際宗教研究所, 文部大臣より財団法人設立許可</p> <p>6・25 全日本仏教会, 創立。(昭和 32・8・23 文部大臣より財団法人設立許可)</p>
<p>昭和 30 年 (1955)</p> <p>9・30 『信教自由に関する各国憲法条文一附・各國宗教統計一』, 新日本宗教団体連合会より刊行。文部省編</p>	<p>昭和 30 年 (1955)</p>
<p>昭和 31 年 (1956)</p> <p>1・23 社寺教会等における宗教行事の開催に伴う災害について (文調宗第 39 号), 都道府県宗教事務所管部 (局・室) 長宛て文部省調査局長通知</p> <p>4・19 信仰治療について (国調第 155 号), 各都道府県知事宛て文部省調査局長通知</p> <p>5・2 少数者が受けている宗教的権利および習慣上の差別待遇に関する件 (国調第 116 号), 外務事務次官宛て文部事務次官回答</p> <p>6・21 不正な宗教活動について (国調第 210 号), 各都道府県知事宛て文部省調査局長通知</p>	<p>昭和 31 年 (1956)</p> <p>6・22 日本国における英連邦戦死者墓地に関する協定 (条約第 14 号), 公布</p> <p>11・8 第 1 次日本南極地域観測隊, 南極観測船「宗谷」にて出発</p> <p>12・4 「無名戦没者の墓」の敷地に関する件 (閣議決定)</p> <p>12・12 日ソ共同宣言</p> <p>12・18 国際連盟加盟</p>
<p>昭和 32 年 (1957)</p> <p>1・10 『回教』, 作成</p>	<p>昭和 32 年 (1957)</p> <p>10・3 官修墳墓の維持, 管理及び祭祀について (閣</p>

宗務行政事項	関連・一般事項
<p>1・一 『図表で見る宗教団体の現状』, 作成 2・一 『儀式行事・信徒の教化育成 A 儀式行事』, 『儀式行事・信徒の教化育成 B 信徒の教化育 成』, 作成 5・一 『宗務月報』, 創刊。第8巻第3号 (昭和 39・3) まで 10・1 『ユダヤ教』, 作成 11・1 『統計から見た日本の宗教』, 作成 昭和33年 (1958)</p>	<p>議了解)</p>
<p>1・31 『インド教』, 作成 2・一 『世界の宗教事情』, 作成 4・22 宗教法人法における認証, 認証の取消等の 制度の改善方策に関する答申, 文部大臣宛て宗教 法人審議会答申 4・一 『プロテスタント概観』, 作成 昭和34年 (1959)</p>	<p>昭和34年 (1959)</p>
<p>3・一 <i>Religions in Japan</i> 作成 9・7 社寺等宗教団体の使用に供している地方公共 団体有財産の取扱いについて (文調宗第196号), 各都道府県宗教法人事務主管局長宛て文部省 調査局長通知 昭和35年 (1960)</p>	<p>4・16 厚生省設置法の一部を改正する法律 (法律 第139号) が公布, 「千鳥ヶ淵戦没者墓苑」を加 える。(竣工3・28)</p>
<p>4・20 『戦後における宗教調査の実情』, 作成 6・4 宗教法人法における認証, 認証の取消等の制 度の改善方策に関する答申, 文部大臣宛て宗教法 人審議会 一・一 『外国における宗教行政の実情1』, 作成 昭和36年 (1961)</p>	<p>昭和35年 (1960)</p> <p>3・8 墓地, 埋葬等に関する法律第13条の解釈 について (衛環発第8号), 各都道府県指定都市 衛生主管部 (局) 長宛て厚生省公衆衛生局環境 衛生部長通達 6・23 新日米安全保障条約発効 昭和36年 (1961)</p>
<p>3・1 『宗教の定義をめぐる諸問題』, 作成 4・一 宗務課保管の神社明細帳, 寺院明細帳, 仏 堂明細帳を文部省大学学術局史料館に移管。(現 在は国文学研究資料館が所蔵) 11・2 宗教法人の適正な事務運営について (文調 宗第228号), 各宗教法人代表役員宛て文部省調 査局長通知 昭和37年 (1962)</p>	<p>10・3 官修墳墓の維持, 管理及び祭祀について (閣 議了解) 11・10 近藤春文『宗教法人の理論と実務』, 耕文 社より刊行</p>
<p>3・一 『宗教団体類型調査の解説』, 作成 5・16 行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整 理等に関する法律 (法律第140号) の公布による 宗教法人法の一部改正 9・15 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整 理等に関する法律 (法律第161号) の公布による 宗教法人法の一部改正 10・1 『宗教法人の経営する事業』, 作成 11・25 『宗教関係法令集』, 第一法規出版より刊 行。文部省調査局宗務課監修。全6巻加除式 昭和38年 (1963)</p>	<p>昭和37年 (1962)</p> <p>5・16 行政事件訴訟法 (法律第139号), 公布 9・15 行政不服審査法 (法律第160号), 公布</p>
<p>7・9 商業登記法の施行に伴う関係法令の整理等に 関する法律 (法律第126号) の公布による宗教法 人法の一部改正 一・一 『外国における宗教行政の実情2』, 作成 昭和39年 (1964)</p>	<p>昭和38年 (1963)</p> <p>5・14 全国戦没者追悼式の実施に関する件 (閣議 決定) 7・9 商業登記法 (法律第125号), 公布 8・15 第1回全国戦没者追悼式, 日比谷公会堂 にて挙行。以後毎年実施 昭和39年 (1964)</p>

宗務行政事項	関連・一般事項
<p>て (39 調宗第 6 号), 文部大臣所轄各宗教法人代表役員宛て文部省調査局宗務課長通知 昭和 40 年 (1965) 4・20 『宗教関係判例集』, 第一法規出版より刊行。文部省調査局宗務課監修。全 3 卷加除式</p>	<p>昭和 40 年 (1965) 1・11 中央教育審議会第 19 特別委員会, 期待される人間像 (中間草案) を発表。宗教界に賛否両論起きる 12・18 日韓基本条約</p>
<p>昭和 41 年 (1966) 4・5 文部省設置法の一部を改正する法律 (法律第 47 号) の公布による宗教法人法の一部改正 4・21 認証のためにする所轄庁の調査について (41 調宗第 6 号), 都道府県宗教法人事務所管部長宛て宗務課長通知 5・1 文化局を設置し, 同局に宗務課を置く (政令第 136 号) 6・6 宗教法人の適正な運営について (文文宗第 38 号), 都道府県知事文部大臣所轄宗教法人代表役員宛て文部省文化局長通知 昭和 42 年 (1967) 7・4 宗教法人実務研修会, 近畿中部地区 (大阪) から始まる。以後毎年全国 5 地区にて開催。主催は文部省 (翌年からは文化庁) 及び開催都道府県。協力団体は財団法人日本宗教連盟 7・27 登録免許税法の全部改正等について (42 文宗第 17 号), 都道府県宗教法人事務主管課長宛て文部省文化局宗務課長通知</p>	<p>昭和 41 年 (1966) 1・13 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法 (法律第 1 号), 公布 3・5 奈良県文化観光税条例 (条例第 18 号), 公布 6・25 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律 (法律第 86 号), 公布。建国記念の日を 2 月 11 日とする</p>
<p>昭和 43 年 (1968) 3・25 『明治以後宗教関係法令類纂』, 第一法規出版より刊行。文部省文化局宗務課監修 6・15 行政機構の簡素化等のための総理府設置法等の一部を改正する法律 (法律第 99 号) の公布による宗教法人法の一部改正 6・15 文化庁設置。文化部に宗務課を置く (政令第 170 号)。文部省文化局と外局の文化財保護委員会を統合 昭和 44 年 (1969) 11・27 都道府県宗教法人事務担当職員研修会, 東海銀行虎ノ門支店会議室にて開催。11・28 まで。以後毎年開く 昭和 45 年 (1970) 3・31 『明治以降宗教制度百年史』刊行 3・31 『宗教法人の行なう事業調査総合報告書』, 作成。昭和 40~43 年度実施</p>	<p>昭和 42 年 (1967) 4・1 千代田区, 住居の表示に関する法律 (昭和 37 年法律第 119 号) に基づき, 霞ヶ関 1 丁目から 3 丁目の住居表示を実施。文部省は, 東京都千代田区霞ヶ関 3 丁目 4 番地から, 霞が関 3 丁目 2 番 2 号となる 6・12 登録免許税法 (法律第 35 号), 公布 昭和 43 年 (1968) 4・25 東名高速道路, 一部区間で供用開始 6・26 小笠原諸島返還 8・15 萬波教・河和田唯賢編『宗教ハンドブック』, 東出版より刊行 10・23 明治百年記念式典, 日本武道館にて挙行</p>
<p>昭和 46 年 (1971) 12・31 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律 (法律第 129 号), 公布。第 47 条 (宗教団体等) 昭和 47 年 (1972) 4・28 沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令 (政令第 106 号), 公布。第 43 条 (沖縄宗教団体等に関する経過措置) 一・一 <i>Japanese Religion</i>, 講談社インターナショナルより刊行 昭和 48 年 (1973) 3・1 同日現在で文部大臣所轄の包括宗教法人を対</p>	<p>昭和 44 年 (1969) 6・4 井上恵行『宗教法人法の基礎的研究』, 第一書房より刊行 昭和 45 年 (1970) 3・14 日本万国博覧会, 大阪で開会。宗教団体の出展あり 10・16 世界宗教者平和会議 (WCRP) 第 1 回大会, 国立京都国際会館にて開会 昭和 46 年 (1971) 3・25 梅田義彦『改訂増補 日本宗教制度史 近代編』, 東宣出版より刊行 7・1 環境庁設置 昭和 47 年 (1972) 2・3 札幌冬季オリンピック, 開会 5・15 沖縄返還 9・29 日中共同声明 昭和 48 年 (1973) 10・一 第一次石油危機始まる</p>

宗務行政事項	関連・一般事項
<p>象に「不活動宗教法人の実態調査」実施 昭和49年(1974)</p> <p>3・30 『文部大臣所轄教団一覧 上 神道, 諸教』, 作成</p> <p>4・10 『宗教法人法の解説と運用』, 第一法規出版より刊行。文化庁文化部宗務課宗教法人法令研究会編 昭和50年(1975)</p> <p>3・31 『文部大臣所轄教団一覧 下 仏教, キリスト教』, 作成</p> <p>8・25 『宗教六法 昭和51年版』, 新日本法規出版より刊行。文化庁文化部宗務課他監修 昭和51年(1976)</p> <p>昭和52年(1977)</p> <p>4・1 『宗教法人等の行う事業調査 宗教法人の法人活動実態調査 報告書』, 作成。昭和47~50年度実施</p> <p>8・25 『宗教法人関係質疑応答集』, 第一法規出版より刊行。文化庁文化部宗務課宗教法人法令研究会編。全1巻加除式 昭和53年(1978)</p> <p>10・27 第1回包括宗教法人等管理者研究協議会, 京都堀川会館にて開催。以後, 東京・京都会場にて開く 昭和54年(1979)</p> <p>3・1 『世界の宗教事情調査報告書』, 作成。昭和48~53年度実施</p> <p>11・30 『宗教法人関係実務便覧』, 第一法規出版より刊行。文化庁文化部宗務課監修。全2巻加除式 昭和55年(1980)</p> <p>9・1 『宗教法人読本』, 作成</p> <p>10・31 『宗教法人必携』, 第一法規出版より刊行。文化庁文化部宗務課宗教法人研究会編 昭和56年(1981)</p> <p>3・1 『宗教法人の規則について』, 作成 昭和57年(1982)</p> <p>3・31 『宗教法人の管理運営の手引—第1集 宗教法人の規則—』, 作成</p> <p>10・1 『宗教法人の組織・運営等に関する調査報告書』, 作成。昭和54~56年度実施 昭和58年(1983)</p> <p>3・31 『宗教法人の管理運営の手引—第2集 宗教法人の事務—』, 作成</p> <p>5・13 「任意解散の手続」を「解散の事由」として登記したものの取り扱いについて(58文宗第23号), 各都道府県宗教法人事務主管課長宛て文化庁文化部宗務課長通知</p> <p>12・2 国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(法律第78号)の公布による宗教法人の一部改正</p>	<p>昭和49年(1974)</p> <p>6・8 比較思想学会, 創立 昭和50年(1975)</p> <p>7・20 沖縄国際海洋博覧会, 開会 昭和51年(1976)</p> <p>11・10 天皇陛下御在位50年記念式典, 日本武道館にて挙行 昭和52年(1977)</p> <p>7・13 津地鎮祭訴訟, 最高裁判所は合憲判決</p> <p>11・17 国立民族学博物館, 開館 昭和53年(1978)</p> <p>2・1 荒川元暉『寺院ハンドブック—墓地編—』, 三成書房より刊行。以後, 宗教法人編上・下 11・11 無限連鎖講の防止に関する法律(法律第101号), 公布 昭和54年(1979)</p> <p>2・25 国立沖縄戦没者墓苑, 沖縄県糸満市に創建</p> <p>6・12 元号法(法律第43号), 公布 昭和55年(1980)</p> <p>10・25 宗教法学会, 国立教育会館にて設立総会</p> <p>11・17 国務大臣の靖国神社参拝について(政府統一見解) 昭和56年(1981)</p> <p>昭和57年(1982)</p> <p>4・13 「戦没者を追悼し平和を祈念する日」について(閣議決定)</p> <p>5・28 財団法人日本宗教連盟, 国税庁に対し法人税基本通達の一部改正について見解書を提出</p> <p>12・10 渡部蔵『逐条解説 宗教法人法』, ぎょうせいより刊行 昭和58年(1983)</p> <p>3・16 国立歴史民俗博物館, 開館</p>

宗務行政事項	関連・一般事項
昭和59年（1984）	昭和59年（1984）
2・1 『不活動宗教法人対策の手引（包括宗教法人用）』、作成	6・20 大家重夫編『宗教関係判例集成 1 宗教法人の法人性』、第一書房より刊行。（以後、平成6・7・1刊行の『宗教関係判例集成 10 宗教法人と土地』まで続刊）
3・31 『宗教法人の管理運営の手引き—第3集 宗教法人の財務一』、作成	10・30 財団法人日本宗教連盟、第1回宗教と税制シンポジウム、開催
昭和60年（1985）	昭和60年（1985）
3・1 『不活動宗教法人整理の手引（該当宗教法人関係者用）』、作成	3・17 国際科学技術博覧会、茨城にて開会
3・1 『宗教法人の管理運営の手引き—関係実例・判例集一』、作成	4・1 日本電信電話公社と日本専売公社、民営化
昭和61年（1986）	7・10 京都市古都保存協力税条例（京都市条例第4号）施行
3・1 『不活動宗教法人対策の手引（包括宗教法人の実践事例）』、作成	8・14 内閣総理大臣その他の国務大臣の靖国神社公式参拝について（内閣官房長官談話）
10・30 『宗教法人関係税務会計質疑応答集』、第一法規出版より刊行。文化庁文化部宗務課監修、宗教法人税務・会計研究会編。全2巻加除式	8・15 内閣総理大臣中曾根康弘、靖国神社公式参拝
昭和62年（1987）	昭和61年（1986）
3・31 『宗教法人の管理運営の手引き—宗教法人の事務質疑応答集一』、作成	4・29 天皇陛下御在位60年記念式典、国技館にて挙行
3・1 『不活動宗教法人対策の手引（所轄庁の実践事例）』、作成	8・14 本年8月15日の内閣総理大臣その他の国務大臣による靖国神社公式参拝について（内閣官房長官談話）
3・1 『宗教法人関係裁決事例集 第1集』、作成	昭和62年（1987）
昭和63年（1988）	4・1 日本国鉄道、民営化
3・31 宗教法人に関する認証事務等の取扱いについて（府文宗第78号）、各都道府県知事宛て文化庁次長通達	5・21 国際日本文化研究センター、京都にて設立
6・11 不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律（法律第81号）の公布による宗教法人法の一部改正	昭和63年（1988）
昭和64年＝平成元年（1989）	3・13 青函トンネル開通
8・23 宗教法人指導者講習会、京都堀川会館にて開催。以後、平成22年度まで東京・京都会場にて開く	4・10瀬戸大橋開通
12・22 民事保全法（法律第91条）の公布による宗教法人法の一部改正	4・1 ウィリアム・P・ウッダード著、阿部美哉訳『天皇と神道—GHQの宗教政策一』、サイマール出版会より刊行
平成2年（1990）	昭和64年＝平成元年（1989）
平成3年（1991）	1・7 昭和天皇崩御。（1・8 平成に改元）
平成4年（1992）	2・24 大喪の礼
3・1 ビデオテープ『宗教法人とその事務運営』、作成	12・8 臨時脳死及び臓器移植調査会設置法（法律第70号）、公布
3・1 『宗教法人の行う事業調査報告書』、『宗教法人の行う事業調査報告書 資料編』、作成。昭和63～平成元年度実施	平成2年（1990）
平成5年（1993）	4・1 国際花と緑の博覧会、大阪にて開会
	11・12 �即位礼
	11・22 大嘗祭
	11・29 議会開設百年記念式典、国会議事堂にて挙行
	平成3年（1991）
	平成4年（1992）
	平成5年（1993）

宗務行政事項	関連・一般事項
3・『宗教法人の適正な管理運営のための事例集—宗教法人の組織及び運営—』, 作成	2・16 箕面忠魂碑訴訟, 最高裁判所合憲判決
11・12 行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(法律第89号)の公布による宗教法人法の一部改正	8・15 井門富二夫編『占領と日本宗教』, 未来社 より刊行
平成6年(1994)	11・12 行政手続法(法律第88号), 公布
3・—ビデオテープ『宗教法人の財務運営』, 作成	平成6年(1994)
3・—『宗教法人関係裁決事例集 第2集』, 作成	6・27 オウム真理教による松本サリン事件
8・24 宗教法人の規則等の認証に関する審査基準(留意事項)(文化庁次長決定)	
8・24 行政手続法の施行及びこれに伴う宗教法人法の一部改正について(府文宗第105号), 各都道府県知事宛て文化庁次長通達	
平成7年(1995)	平成7年(1995)
3・—『宗教法人の適正な管理運営のための事例集—宗教法人の会計—』, 作成	1・17 阪神・淡路大震災, 発生
4・11 阪神・淡路大震災により被災した宗教法人の建物等の復旧のための寄付金について(7文宗第10号), 文部大臣所轄宗教法人代表役員宛て文化庁文化部宗務課長通知	3・20 オウム真理教による地下鉄サリン事件
5・10 『Q&A宗教法人の管理運営』, ぎょうせい より刊行。文化庁文化部宗務課内宗教法人研究会編	3・27 阪神・淡路大震災で被災した宗教法人を含む公益法人の建物等の災害復旧のための寄付金が指定寄付金の対象となる(大蔵省告示第58号)。(平成9年大蔵省告示第66号で一部改正)
6・30 宗教法人に関する事務の執行について(府文宗第105号), 各都道府県知事宛て文化庁次長通達	4・21 サリン等による人身被害の防止に関する法律(第78号), 公布
9・29 宗教法人制度の改正について, 文部大臣宛て宗教法人審議会報告。	5・30 教派神道連合会結成百周年記念式典, 挙行
12・15 宗教法人法の一部を改正する法律(法律第134号), 公布	6・30 東京都知事及び東京地検検察官, 宗教法人「オウム真理教」に対する解散命令請求。(10・30 東京地裁解散命令。12・19 東京高裁でオウム側の即時抗告を棄却。平成8・1・30 最高裁で特別抗告棄却, 解散が確定)
12・26 宗教法人法の一部を改正する法律の公布及びその一部の施行に伴う事務処理について(府文宗第133号), 各都道府県知事各文部大臣所轄宗教法人宛て文化庁次長通達	8・11 サリン等による人身被害の防止に関する法律の規定による規制等に係る物質を定める政令(政令第317号), 公布
平成8年(1996)	平成8年(1996)
5・11 宗務課に宗教法人室を設置(文部省令第14号)	5・27 中根孝司『新宗教法人法—その背景と解説—』, 第一法規出版より刊行
6・3 宗教法人法附則第23項の規定に基づき, 文部大臣が定める額の範囲を定める件(文部省告示第116号)。一会计年度の収入が8千万円以内は収支計算書を作成しないことができるとした	9・20 「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」について(閣議決定)。平成9・12・16, 平成18・8・15一部改正
6・5 『宗教六法』, 新日本法規出版より刊行。文化庁文化部宗務課監修	7・11 公安調査庁長官, 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)に基づきオウム真理教の解散指定処分請求を公安審査委員会に行う。(平成9・1・31棄却)
8・12 宗教法人法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(政令第239号), 公布	11・1 高松典雄・原克己『知っておきたい宗教法人法』(知っておきたい法律シリーズ8), 大蔵省印刷局より刊行
9・2 宗教法人法の一部を改正する法律(平成7年法律第134号)の施行について(府文宗第137号), 各都道府県知事宛て文部事務次官通達	
9・2 宗教法人法の一部を改正する法律(平成7年法律第134号)の施行に伴う所轄庁変更の事務処理について(府文宗第137号), 各都道府県知事宛て文化庁次長通達	
9・2 宗教法人法の一部を改正する法律(平成7年法律第134号)の施行について(府文宗第137号), 各文部大臣所轄宗教法人代表役員宛て文化庁次長通達	

宗務行政事項	関連・一般事項
<p>9・15 宗教法人法の一部を改正する法律, 施行 10・1 『宗教法人運営のガイドブック』, 『宗教法人のための提出書類ガイドブック』, 作成 平成9年(1997)</p> <p>1・31 『Q&A改正宗教法人法』, ぎょうせいより刊行。文化庁文化部宗務課内宗教法人研究会編 2・5 宗教法人の規則等の認証に関する審査基準(留意事項)。平成6・8・24 文化庁次長決定の改定 5・19 「愛媛玉ぐし訴訟」最高裁判所判決について(庁文宗第85号), 各都道府県宗教法人事務担当部長宛て文化庁文化部長通知 6・6 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(法律第72号)の公布による宗教法人法の一部改正。</p>	平成9年(1997)
<p>平成10年(1998)</p> <p>3・3 宗教法人からの書類の写しの提出に関する留意事項について(10文宗第12号), 各都道府県宗教法人事務担当課長宛て文化庁文化部宗務課長通知 3・6 文部大臣, 松山地方裁判所に対して宗教法人「神道石鎧派」の解散命令請求。文部大臣所轄の宗教法人で初の請求。(5・6解散命令決定) 5・1 『宗務時報』第100号, 作成 7・23 情報公開条例に基づく宗教法人の提出書類の開示請求について(10文宗第58号), 各都道府県宗教法人事務担当課長宛て文化庁文化部宗務課長通知</p>	<p>4・2 愛媛玉ぐし料訴訟, 最高裁判所は玉ぐし料等の公金支出は違憲と判決 5・14 アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(法律第52号), 公布 5・30 文化庁ホームページ, 開設 7・16 臓器の移植に関する法律(法律第104号), 公布 12・11 気候変動枠組条約第3回締約国会議, 国立京都国際会館にて京都議定書を採択</p>
<p>平成11年(1999)</p> <p>3・30 提出書類に関する留意事項について(11文宗第24号), 各都道府県宗教法人事務担当課長宛て文化庁文化部宗務課長通知 3・31 宗教法人からの書類の提出について(庁文宗第27号), 各文部大臣所轄宗教法人代表役員宛て文化庁文化部宗務課長通知 7・16 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(法律第87号)の公布による宗教法人法の一部改正 7・16 中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律(法律第102号)の公布による宗教法人法の一部改正 9・29 宗教法人の規則等の認証に関する標準処理期間(文化庁文化部宗務課長決定) 12・8 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(法律第151号)の公布による宗教法人法の一部改正 12・16 文部大臣, 和歌山地方裁判所に対して宗教法人「明覚寺」の解散命令請求。(平成14・1・24解散命令決定) 12・22 中央省庁等改革関係法施行法(法律第160号)の公布による宗教法人法の一部改正</p>	<p>平成11年(1999)</p> <p>2・7 長野冬季オリンピック, 開会 4・24 オウム真理教に係る破産手続における国の債権に関する特例に関する法律(法律第45号), 公布 6・1 厚生省生活衛生局, 『これから墓地等の在り方を考える懇談会報告書』公表 10・30 財団法人国際宗教研究所, 宗教情報リサーチセンターを開所</p>
<p>平成12年(2000)</p> <p>3・21 禁治産及び準禁治産の宣告に関する事務の変更について(12文宗務第9号), 各都道府県宗教法人事務担当課長, 各文部大臣所轄宗教法人代表役員宛て文化庁文化部宗務課長通知</p>	<p>平成12年(2000)</p> <p>6・7 文部科学省組織令(政令第251号), 公布 7・21 九州・沖縄サミット, 開会 10・31 文部科学省聴聞手続規則(総理府・文部</p>

宗務行政事項	関連・一般事項
表役員宛て文化庁文化部宗務課長通知 3・一 ビデオテープ『宗教法人の事務所備え付け書類・帳簿』、作成 5・1 『宗教法人運営のガイドブック』、『宗教法人のための提出書類ガイドブック』の改訂版作成 9・一 『宗教法人の組織・運営等に関する調査』、作成。平成8~11年度実施 9・一 『公益法人の設立及び運営に必要な書類作成例集』、作成	省令第9号、公布 12・6 墓地経営・管理の指針等について（生衛発第1764号）、各都道府県知事指定都市市長中核市市長宛て厚生省生活衛生局長通知
平成13年（2001） 3・一 『海外の宗教事情に関する調査報告書』、作成。第1次調査（平成8~11年度実施） 3・29 東京地方裁判所、宗教法人「法の華三法行」に対して破産宣告 3・一 ビデオテープ『宗教法人の役員と事務』、作成 11・28 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（法律第129号）の公布による宗教法人法の一部改正	平成13年（2001） 1・6 文部科学省、設置。中央省庁改革により文部省と科学技術庁を統合 10・16 財団法人日本宗教連盟、米国同時多発テロ事件（9・11）に対する声明
平成14年（2002） 3・一 ビデオテープ『宗教法人の規則と登記』、作成 7・4 宗教法人に関する行政文書の開示請求について、各都道府県宗教法人事務担当課宛て文化庁文化部宗務課長事務連絡	平成14年（2002） 11・20 鳥取県知事、同県情報公開条例に基づき、宗教法人提出書類を開示 12・13 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（法律第151号）、公布 12・24 内閣官房長官開催の追悼・平和祈念のための記念碑等施設の在り方を考える懇談会、報告書を提出
平成15年（2003） 3・一 DVD『宗教法人の管理運営』、作成。平成11、12、13年度作成ビデオテープ3本を収録	平成15年（2003） 5・30 個人情報の保護に関する法律（法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（法律第58号）、公布 9・11 防衛庁、庁舎敷地内のメモリアルゾーンの整備完了
平成16年（2004） 2・19 宗教法人法に係る都道府県の法定受託事務に係る処理基準について（15府文第340号）、各都道府県知事宛て文化庁次長通知 3・31 宗教法人法に係る都道府県の法定受託事務に係る処理基準について（16地文宗務第32号）、鳥取県知事宛て文化庁次長回答 3・一 ビデオテープ・DVD『宗教法人の財務I 予算・会計処理・決算』、作成 5・12 商品取引所法の一部を改正する法律（法律第43号）の公布による宗教法人法の一部改正 6・2 破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（法律第76号）の公布による宗教法人法の一部改正 6・18 不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（法律第124号）の公布による宗教法人法の一部改正 11・7 平成16年度新潟県中越地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の施行に伴う宗教法人事務の取扱いについて（16文宗務第55号）、新潟県総務部文書私学課長宛て文化庁文化部宗務	平成16年（2004） 1・5 文部科学省、庁舎改築のため、東京都千代田区丸の内の文部科学省ビル（旧三菱重工業本社ビル）へ移転 6・2 破産法（法律第75号）、公布 6・18 不動産登記法（法律第123号）、公布 10・23 新潟県中越地震、発生 12・1 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（法律第149号）、公布 12・17 財務省東海財務局、富士山頂の無償譲渡を宗教法人「富士山本宮浅間大社」に通知

宗務行政事項	関連・一般事項
<p>課長通知</p> <p>12・1 民法の一部を改正する法律（法律第147）の公布による宗教法人法の一部改正</p> <p>12・3 信託業法（法律第154号）の公布による宗教法人法の一部改正</p> <p>12・13 不活動宗教法人対策会議（都道府県向け）、東京国際フォーラムにて開催。以後毎年開く</p>	
<p>平成17年（2005）</p> <p>3・1 『海外の宗教事情に関する調査報告書』、作成。第2次調査（平成12～15年度実施）</p> <p>3・1 ビデオテープ・DVD『宗教法人の財務II 財産の管理（財産処分）』、作成</p> <p>7・26 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（法律第87号）の公布による宗教法人法の一部改正</p>	<p>平成17年（2005）</p> <p>3・24 第19回国際宗教学宗教史会議世界大会、高輪プリンスホテルにて開会。主催は日本学術会議、日本宗教学会</p> <p>3・25 2005年日本国際博覧会、愛知にて開会</p>
<p>4・1 文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（文部科学省令第31号）、公布</p> <p>7・26 会社法（法律第86号）、公布</p> <p>11・24 内閣総理大臣開催の皇室典範に関する有識者会議、報告書を提出</p>	<p>11・24 内閣総理大臣開催の皇室典範に関する有識者会議、報告書を提出</p>
<p>平成18年（2006）</p> <p>2・1 『不活動宗教法人対策マニュアル』、作成</p> <p>3・1 ビデオテープ・DVD『宗教法人の財務III 事業』、作成</p> <p>3・1 『宗教法人関係裁決事例集 第3集』、作成</p> <p>6・2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（法律第50号）の公布による宗教法人法の一部改正</p> <p>8・1 『宗教法人のための提出書類ガイドブック』、作成</p> <p>11・7 不活動宗教法人対策会議（包括宗教法人向け）、ルビノ京都堀川にて開催。以後毎年開く</p>	<p>平成18年（2006）</p> <p>6・2 公益法人制度改革関連三法、公布。一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（法律第48号）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（法律第49号）、左記参照（法律第50号）</p> <p>8・26 世界宗教者平和会議（WCRP）第8回大会、国立京都国際会館にて開会</p> <p>12・22 教育基本法（法律第120号）、公布。全部改正。第15条（宗教教育）</p>
<p>平成19年（2007）</p> <p>2・1 『不活動宗教法人対策手引書』、作成</p> <p>3・1 ビデオテープ・DVD『宗教法人の税務源泉徴収制度』、作成</p> <p>7・1 『宗教法人運営のガイドブック』、作成</p>	<p>平成19年（2007）</p> <p>3・20 国立国会図書館調査及び立法考査局、『新編 靖国神社問題資料集』、作成</p> <p>10・1 日本郵政公社、民営化</p> <p>12・19 墓地経営におけるいわゆる名義貸しの防止等のための指導監督の徹底について（健衛発第1219001号）、各都道府県知事指定都市市長中核市長宛て厚生労働省健康局生活衛生課長通知</p>
<p>平成20年（2008）</p> <p>3・1 『海外の宗教事情に関する調査報告書』、作成。第3次調査（平成16～19年度実施）</p> <p>3・1 『不活動宗教法人対策事例集（所轄庁用資料）』、作成</p> <p>3・1 ビデオテープ・DVD『宗教法人の会計実務』、作成</p> <p>11・28 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う宗教法人法の一部改正について（20文宗務第80号）、各都道府県宗教法人事務担当課長、各文部科学大臣所轄宗教法人代表役員宛て文化庁文化部宗務課長通知</p>	<p>平成20年（2008）</p> <p>1・4 文部科学省、仮庁舎から、竣工した中央合同庁舎第7号館に移転</p> <p>3・26 経済産業省、宗教法人「幸運乃光」に対して、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）違反で3ヶ月間の一部業務の停止を命令</p> <p>6・18 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（法律第80号）、公布</p> <p>7・7 北海道洞爺湖サミット、開会</p> <p>8・14 公益法人制度改革に伴う「墓地経営・管理の指針」の解釈等について（健衛発第0814001号）、各都道府県政令指定都市中核市衛生主管部（局）長宛て厚生労働省健康局生活衛生課長通知</p>

宗務行政事項	関連・一般事項
<p style="text-align: center;">平成 21 年 (2009)</p> <p>3・1 『不活動宗教法人対策事例集（包括宗教法人用資料）』, 作成</p> <p>3・1 ビデオテープ・DVD『宗教法人の税務 2 法人税』, 作成</p>	<p style="text-align: center;">知</p> <p>10・7 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律施行規則（国家公安委員会規則第 20 号）, 公布</p>
<p style="text-align: center;">平成 22 年 (2010)</p> <p>3・31 『海外の宗教事情に関する調査報告書 資料編 1 イギリス宗教関係法令集』, 『同資料編 2 ドイツ宗教関係法令集』, 『同資料編 3 フランス宗教関係法令集』, 『同資料編 4 イタリア宗教関係法令集』, 『同資料編 5 アメリカ宗教関係法令集』, 作成</p> <p>3・1 『不活動宗教法人対策マニュアル』, 作成。平成 17 年度作成の同書を改訂</p> <p>3・1 DVD『宗教法人の管理運営』, 作成</p> <p>9・1 「宗教法人が行う事業に関する調査」報告, 『宗務時報』第 111 号にて公表。平成 20~21 年度実施</p>	<p style="text-align: center;">平成 21 年 (2009)</p> <p>11・12 天皇陛下御在位 20 年記念式典, 国立劇場にて挙行</p>
<p style="text-align: center;">平成 23 年 (2011)</p> <p>2・1 『不活動宗教法人対策手引書』, 作成。平成 18 年度作成の同書の改訂</p> <p>3・16 平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の施行に伴う宗教法人事務の取扱いについて（22 文宗務第 89 号）, 各都道府県宗教法人事務担当課長宛て文化庁文化部宗務課長通知</p>	<p style="text-align: center;">平成 22 年 (2010)</p> <p>1・20 砂川政教分離訴訟, 最高裁判所は市有地を神社に無償使用させたのは違憲と判決</p>
<p>5・13 不活動宗教法人対策推進事業実施要項（文化庁次長決定）。モデル事業の開始</p> <p>5・25 非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（法律第 53 号）の公布による宗教法人法の一部改正</p> <p>6・24 情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（法律第 74 号）の公布による宗教法人法の一部改正</p> <p>6・24 宗教法人に係る過料通知事務の取扱いについて（23 文宗務第 24 号）, 各都道府県宗教法人事務担当課長宛て文化庁文化部宗務課長通知</p>	<p style="text-align: center;">平成 23 年 (2011)</p> <p>3・11 東日本大震災, 発生</p> <p>3・15 寄附金控除等の対象となる寄附金を指定する件（財務省告示第 84 号）, 告示</p> <p>5・25 非訟事件手続法（法律第 51 号）, 公布</p> <p>6・10 東日本大震災で被災した宗教法人を含む公益法人の建物等の復旧のための寄附金が, 指定寄附金の対象となる（財務省告示第 204 号）</p>
<p style="text-align: center;">平成 24 年 (2012)</p> <p>3・30 『海外の宗教事情に関する調査報告書』, 『同資料編 6 カナダ宗教関係法令集』, 『同資料編 7 ロシア宗教関係法令集』, 『同資料編 8 スペイン宗教関係法令集』, 『同資料編 9 スウェーデン宗教関係法令集』, 作成。第 4 次調査（平成 21~23 年度実施）</p>	<p style="text-align: center;">平成 24 年 (2012)</p> <p>2・10 復興庁, 設置</p>
<p>3・19 『在留外国人の宗教事情に関する資料集－東南アジア・南アジア編一』, 作成。宗教法人等の運営に係る調査（平成 24 年度実施）</p> <p>6・13 文部省への宗務行政移管から百年</p>	<p>4・1 日本宗教連盟, 全日本仏教会, 新日本宗教団体連合会, 公益財団法人に移行</p> <p>7・2 公益財団法人日本宗教連盟, 復興庁の福島復興再生基本方針案の意見募集に対して意見提出</p>
<p style="text-align: center;">平成 25 年 (2013)</p>	<p style="text-align: center;">平成 25 年 (2013)</p> <p>4・1 国際宗教研究所, 公益財団法人に移行</p> <p>11・30 新公益法人制度の移行期間満了</p>

宗務時報 No.116
—宗務課百周年記念号—

発行日 平成25年10月31日

改訂日 平成26年 1月31日

編集・発行 文化庁文化部宗務課

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

電話 03-5253-4111 (代表)
